

多賀城市の歴史遺産

高橋村
新田村

多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

多賀城市教育委員会

多賀城市の歴史遺産

高橋村
新田村

多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

多賀城市教育委員会

序 文

多賀城市では、市内各地域に存在する歴史遺産の保全を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化財調査を行ってまいりました。本市は、江戸時代に一三の村に分かれていたことから、村ごとの調査を行うことによつて、地域の歴史の特徴を明らかにしたいと考え、本事業を計画いたしました。

平成二五・二六年度には八幡村、平成二七年度には大代、笠神、下馬村、平成二八年度には留ヶ谷、高崎、田中村の調査を実施し、各地域における歴史資料の概要やその分布について、可能な限り把握するよう努めてまいりました。

地域に存在する歴史資料は、あまりにも身近にあるためにその価値に気付かれず、ややもすれば見過ごされる存在と考えられます。しかし、各地域に古くから伝わった歴史、文化、伝統にはそれぞれ個性があり、それらが培われた背景を究明することは、本市の歴史を明らかにする上で極めて重要と考えております。

今年度調査の対象とした高橋、新田地区は、本市の西部に位置し、かつては農村集落としての景観をとどめ、貴重な歴史資料が多く残されている地域とされております。その期待にたがわず、調査の結果多くの情報が記載された石造物や古文書が確認され、それらの資料について地域の方々から貴重な情報を聞き取ることができました。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものです。

旧一三か村を対象とした文化財調査も、ようやく九か村までを終えることができ、残すところ四か村となりました。今後とも引き続き地元の方々の協力のもと、地域の歴史や文化の解明を目指し、調査を継続してまいりますので、御支援、御協力をお願いする次第です。

結びとなりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶といたします。

平成三〇年三月

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

例言

いる。

九 本書の作成にあたり、次の方々より協力をいただいた。

宮城県公文書館

宮城県図書館

永広昌之氏（東北大学総合学術博物館協力研究員）

長坂一郎氏（東北芸術工科大学）

一 本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であり、その第五冊として作成したものである。

二 本書は、「平成二九年度文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」の採択を受けて作成した。

三 本書で対象としたのは江戸時代の高橋村、新田村であり、現在の多賀城市高橋一〜五丁目、耳取北、大日北、新田後、新後、西後、六歳、北、西、北安楽寺、南安楽寺、堀西、北関合、南関合、上、中、下、初向、袋、北熊ノ田である。

四 調査は平成二九年四月から平成三〇年三月に実施した。文化財課の千葉孝弥、同調査普及係の瀧川ちかこ、早坂優子が担当し、仏像については、東北芸術工科大学の長坂一郎氏に依頼してその成果は「附章 仏像調査」として収録した。

五 本書は、第三章第八節、第四章第七節第二項〜三項、第五章、附章第二節を瀧川、第三章第七節、第四章第六節を早坂、附章第一節を長坂、石井紀子（白鷹町 企画制作課）、それ以外を千葉が担当し、編集は早坂が行った。

六 本書では頻出する『多賀城町誌』、『多賀城市史』の引用にあたり、『町誌』、『市史〇』の略称を使用した。

七 本書に収録した石造物及び棟札等については、それぞれ通しの図版番号を付した。

八 調査に関する諸記録は及び資料は、多賀城市教育委員会が保管して

目次

序文	
例言	
目次	
第一章 平成二九年度の調査概要	1
第二章 地図と写真に見る地域の変化	2
第一節 絵図	2
第二節 地図	10
第三節 航空写真	18
第三章 高橋村	22
第一節 地理的・歴史的環境	22
第二節 地名と屋敷名	24
第三節 寺社仏閣	26
第四節 石造物	30
一 凡例	30
二 分布と概要	30
三 板碑	31
四 近世・近代の供養塔	36
五 石燈籠・手水鉢	60
六 治革命・記念碑	63
第四章 新田村	92
第一節 地理的・歴史的環境	92
第二節 地名と屋敷名	94
第三節 寺社仏閣	97
第四節 石造物	99
一 分布と概要	99
二 板碑	100
三 近世・近代の供養塔	119
四 手水鉢	144
五 治革命・記念碑	145
六 墓標	147
第五節 扁額・棟木銘・棟札	155
第六節 民俗	160
第七節 新田村と仙台藩家臣	170
第五章 地誌	178
第一節 高橋村	178
七 墓標	67
八 その他の石造物	68
第五節 扁額・棟札	70
第六節 金工	78
第七節 民俗	82
第八節 高橋村と仙台藩家臣	90

第二節 新田村

参考文献

石造物一覧表

182

附章 仏像調査

第一節 仏像調査所見

第二節 窯業研究所と圓山について

181 179

第一章 平成二九年度の調査概要

平成二九年度の文化財調査は、当初の計画に従って高橋村、新田村を対象とした。この二つの村は多賀城市域の西部・南西部に位置し、いずれも沖積地に位置するものである。

石造物の調査は、昭和五七年の三崎一夫氏の記録を手掛かりに高橋地区から新田地区へと進めて行き、中世の板碑、近世の供養塔、石鳥居、石燈籠、手水鉢、墓標等一六二基について資料化することができた。これらの石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員 永広昌之氏に鑑定していただいた。

棟札等については、平成二六年度に市内の近世社寺建築調査で陸奥総社宮の調査を実施した際、かつて同宮に合祀されていた高橋の大日堂と新田の稲荷社（冠川神社）の棟札が残されており、その時の調査成果を収録することができた。

仏像については、高橋の大日堂で祀られている一体を対象として、東北芸術工科大学 長坂一郎氏により調査を実施していただいた。

民俗調査では、地域生活習慣や講の行事、寺院・神社の祭礼や行事、語り継がれた地域の歴史や伝承等について、五六人から聞き取り調査を行った。

宮城県図書館と宮城県公文書館には、明治時代に作成された高橋村、新田村の絵図等が収蔵されており、公文書館には神社合祀関係資料も保管されていたことから、それらについても調査および写真撮影を行うことができた。



冠川神社（新田）



阿弥陀堂（新田）



大日堂（高橋）

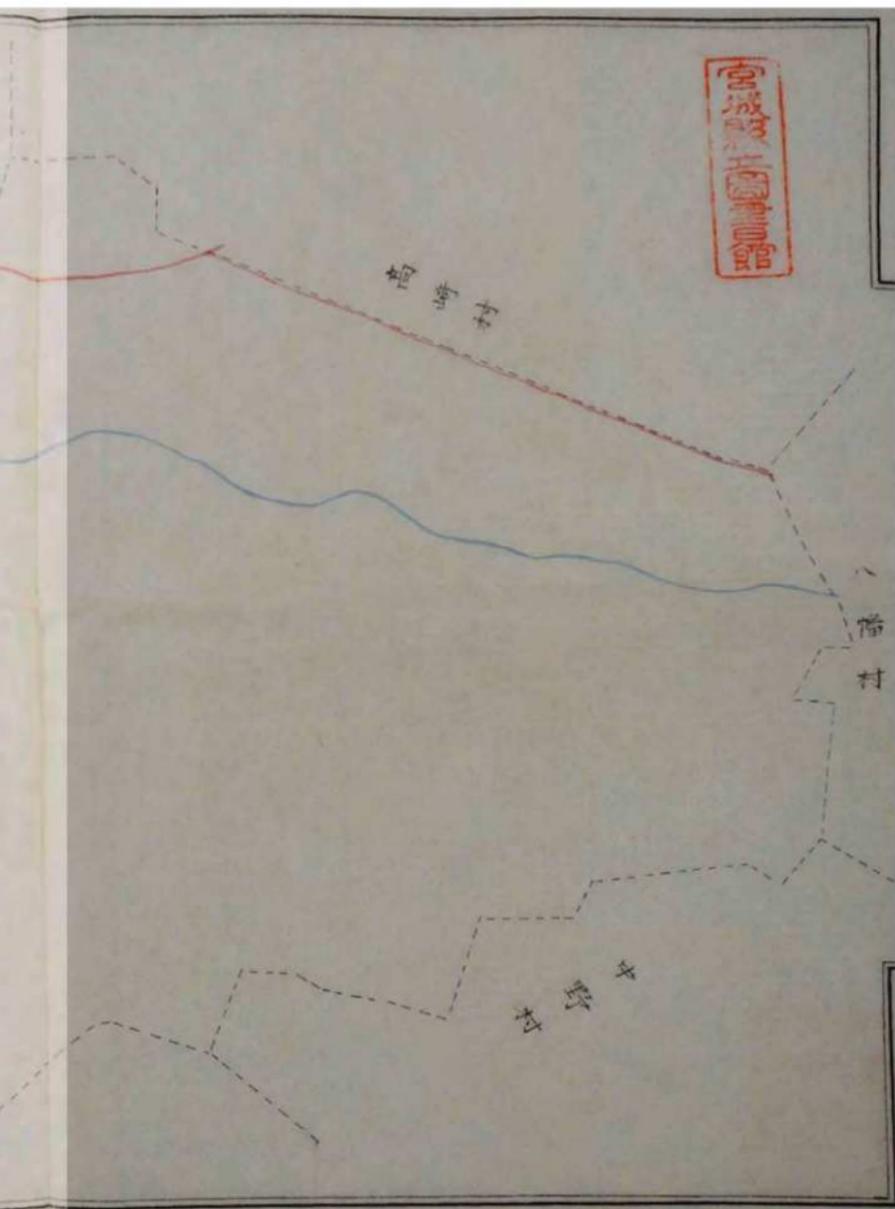


第1図 平成29年度調査対象地域

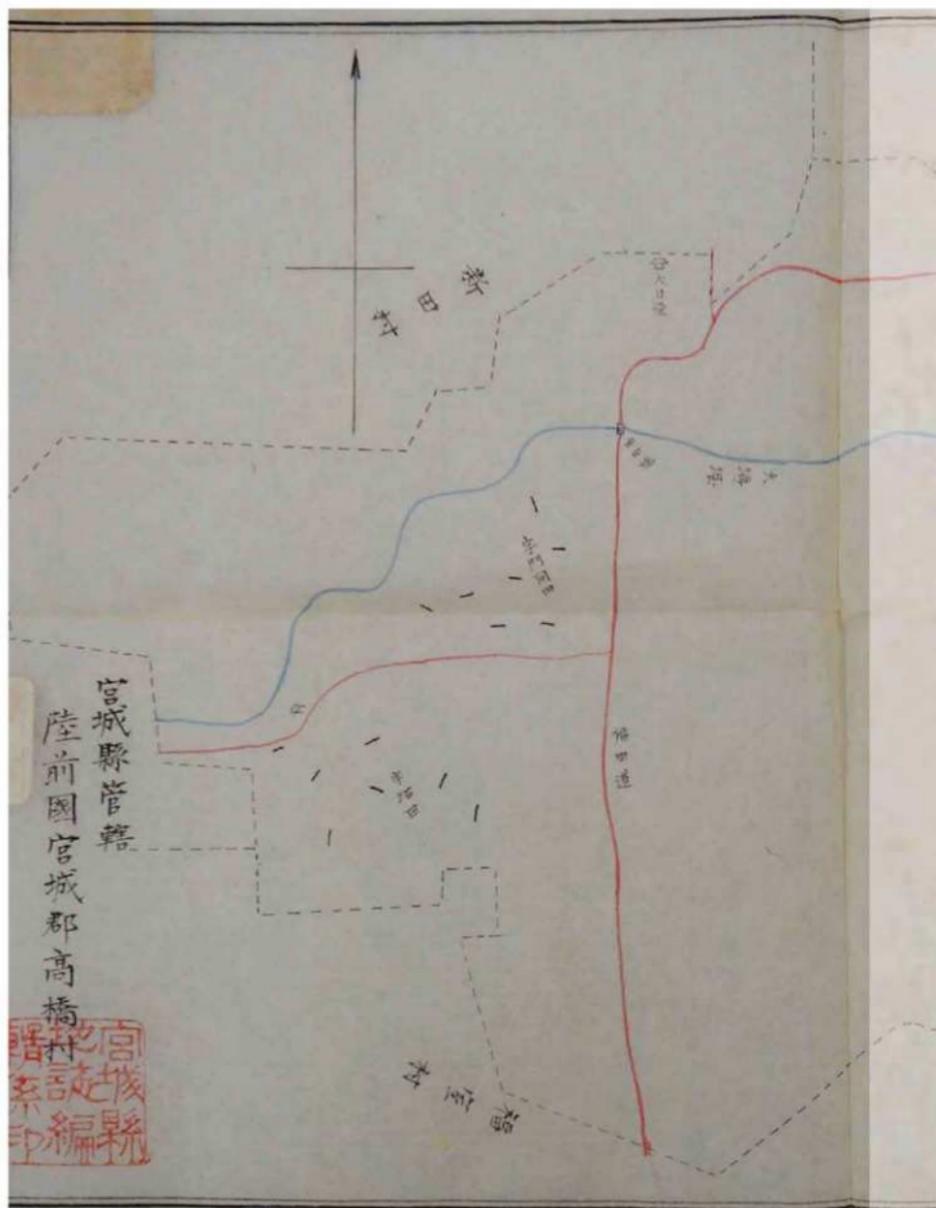


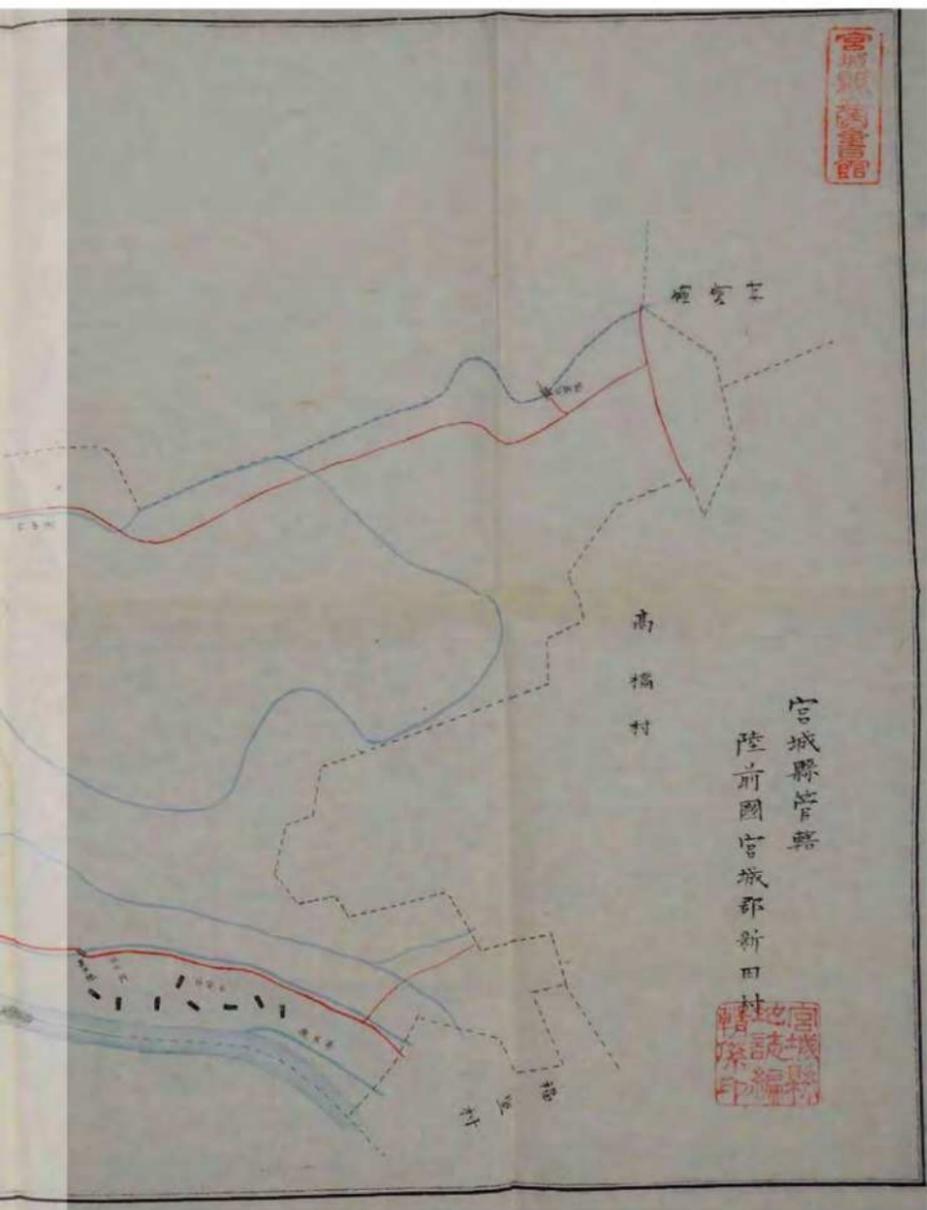
個人の屋敷内に祀られた板碑（新田）

第二章 地図と写真に見る地域の変化
第一節 絵図

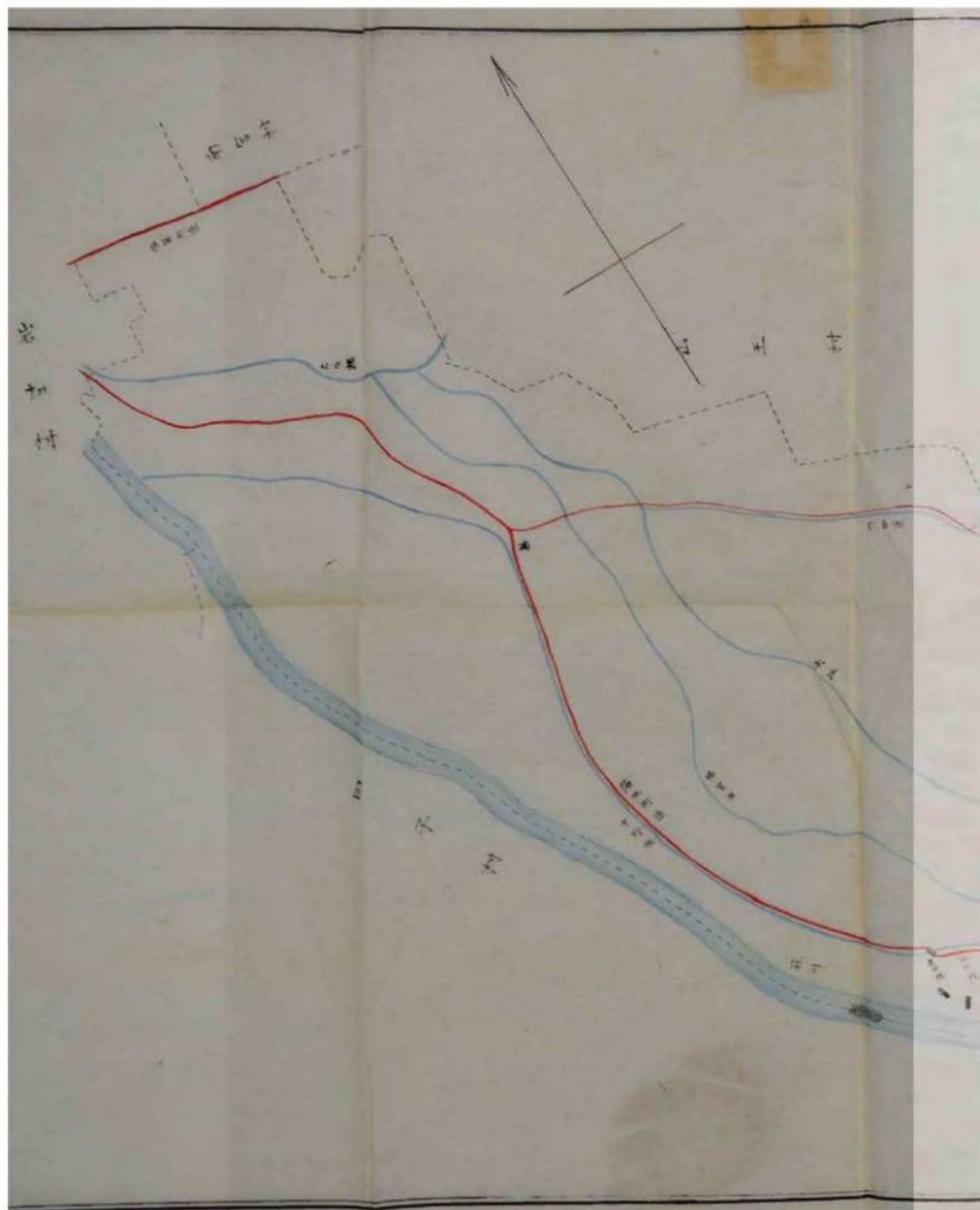


陸前國宮城郡地圖 宮城縣管轄陸前國宮城郡高橋村 宮城県図書館蔵 (30×40cm)



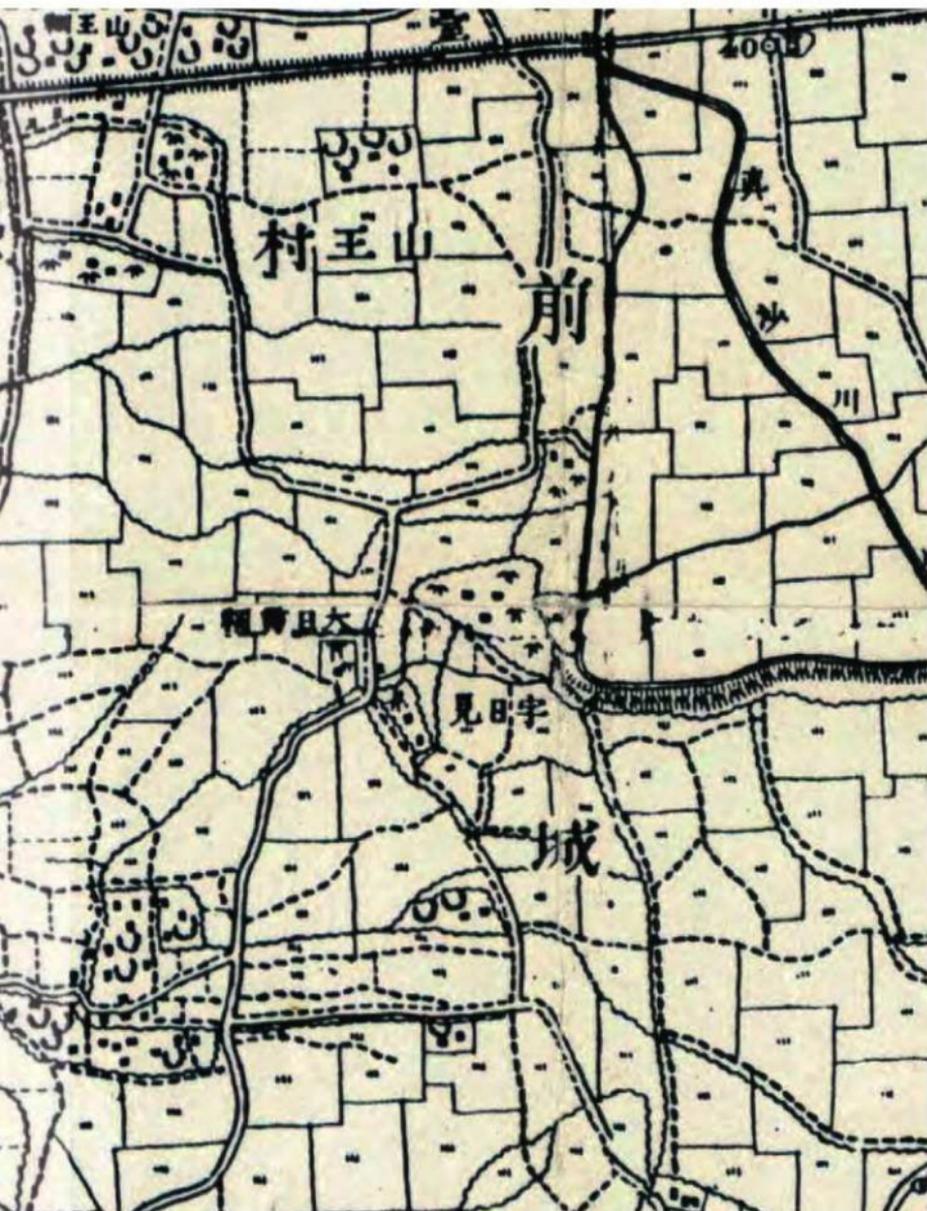


陸前國宮城郡地圖 宮城縣管轄陸前國宮城郡新田村 宮城県図書館蔵 (40.5 × 59.5cm)

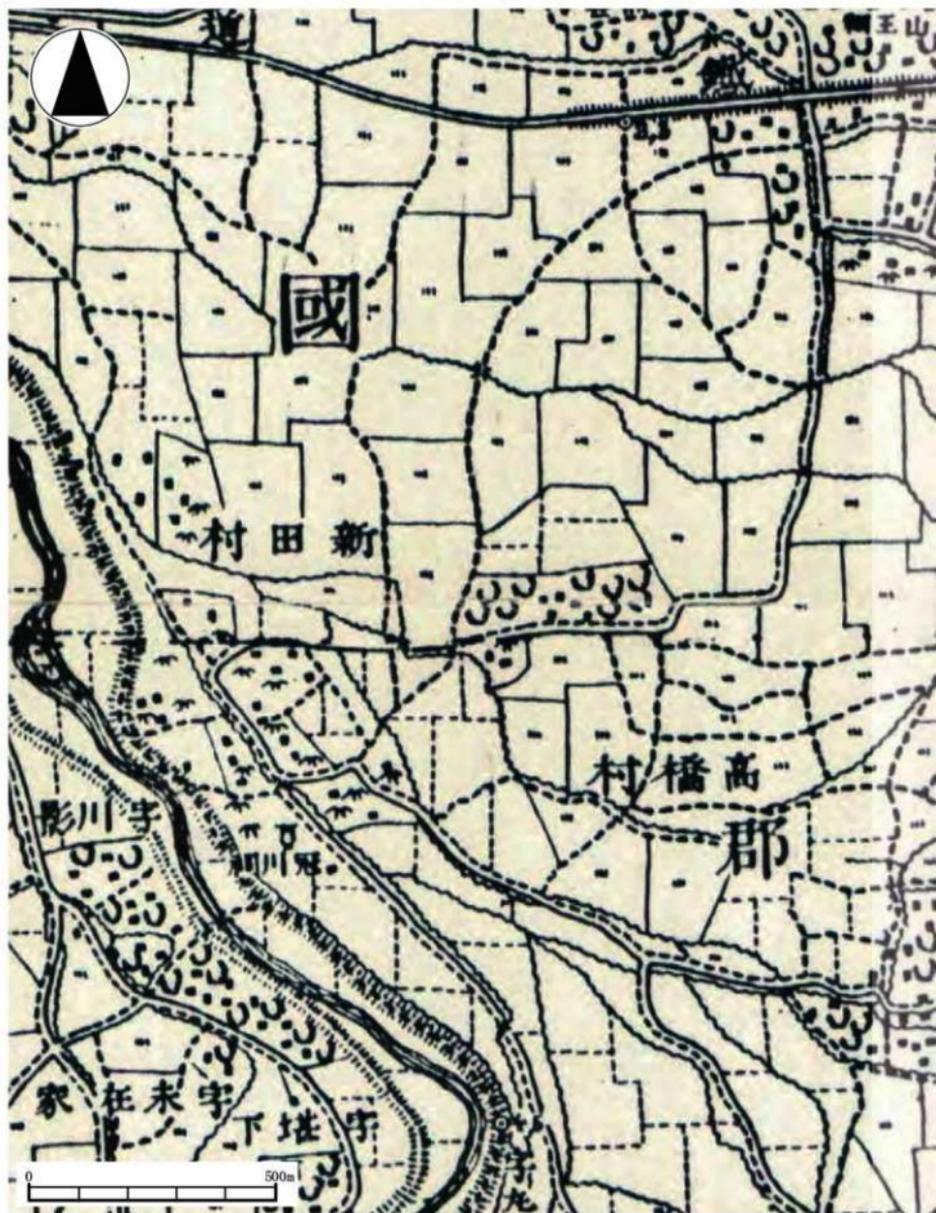


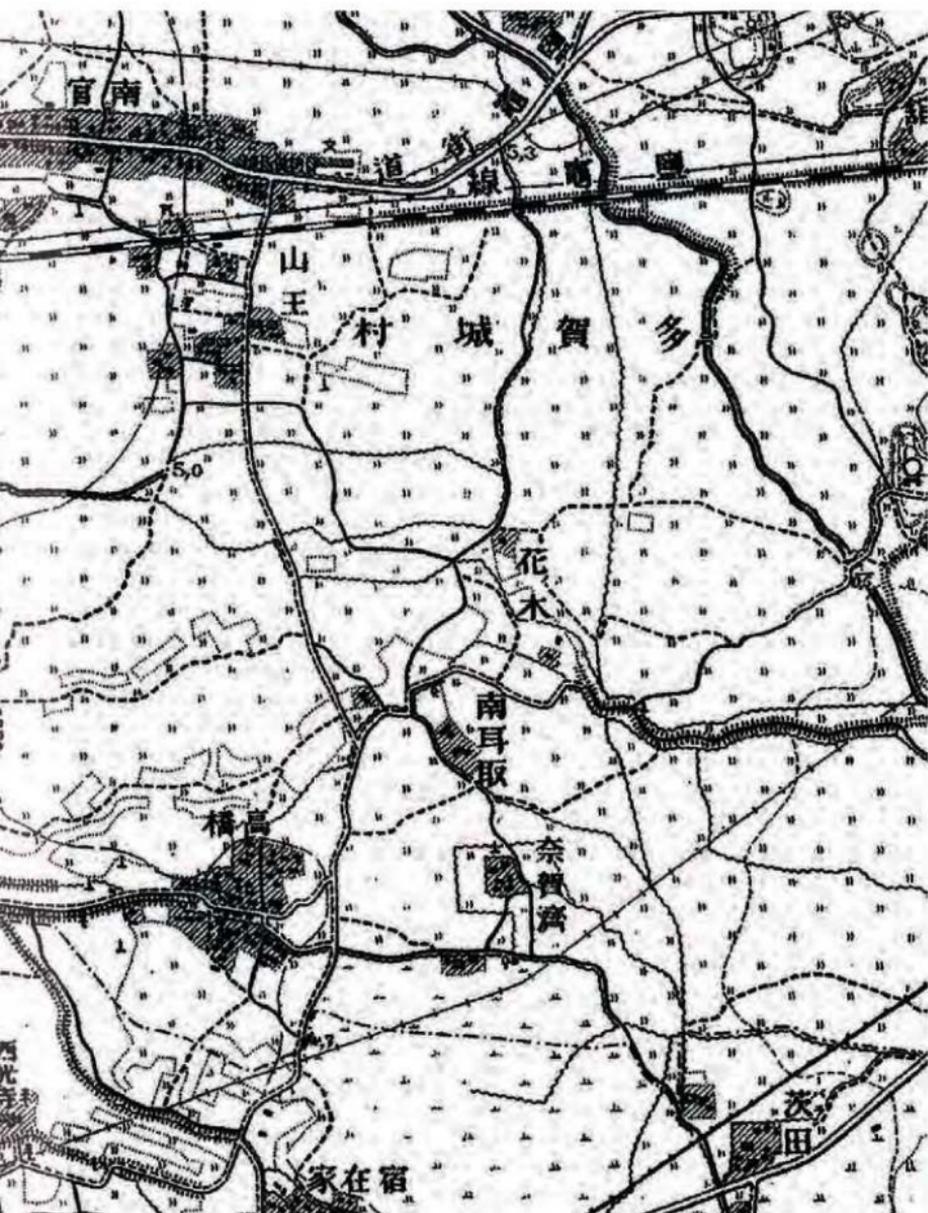


陸前國宮城郡新田村地引繪圖 明治8年(1875) 宮城県公文書館蔵 (39×58cm)



高橋・新田地区周辺地図1 (明治24年第二師団参謀部測量・製版)

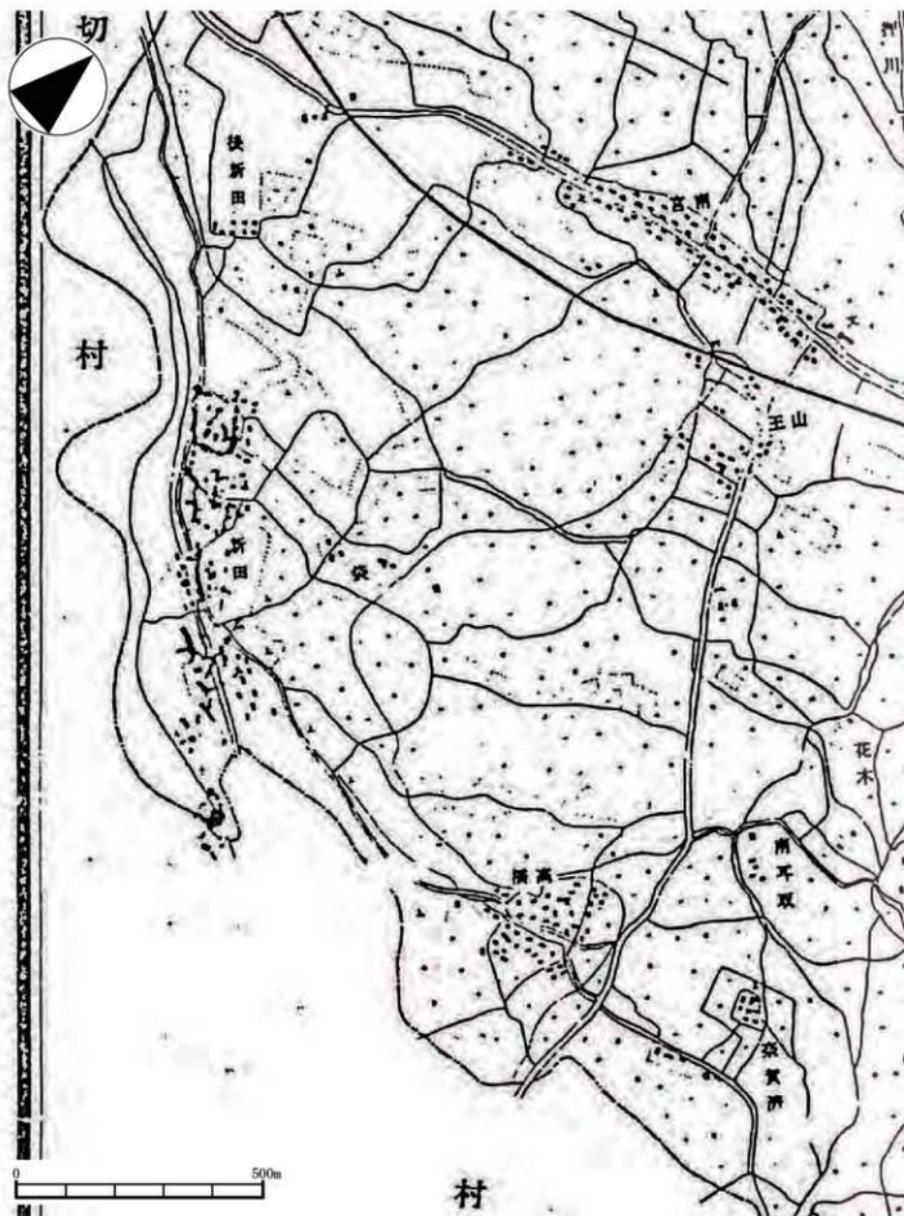


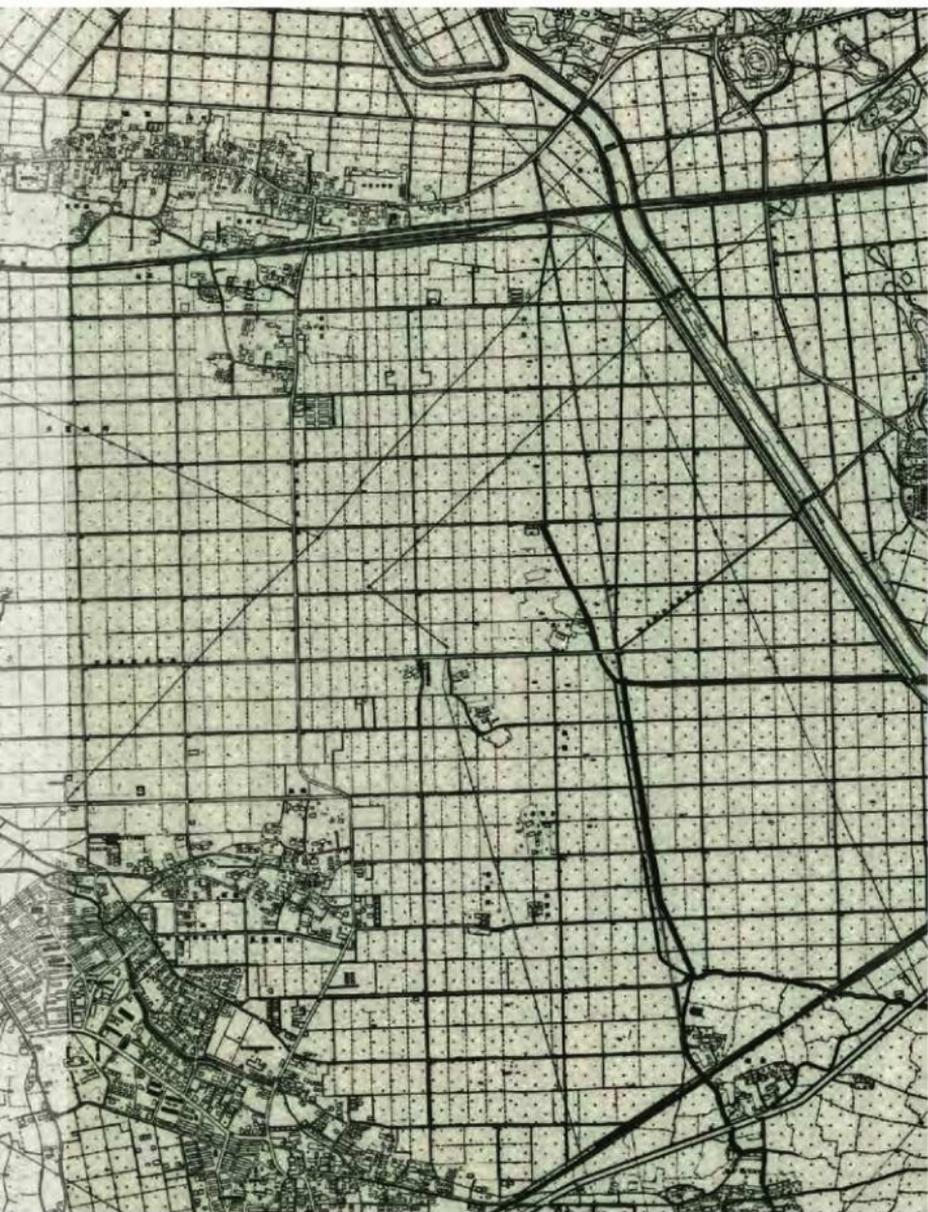


高橋・新田地区周辺地図2 (昭和6年国土地理院発行)

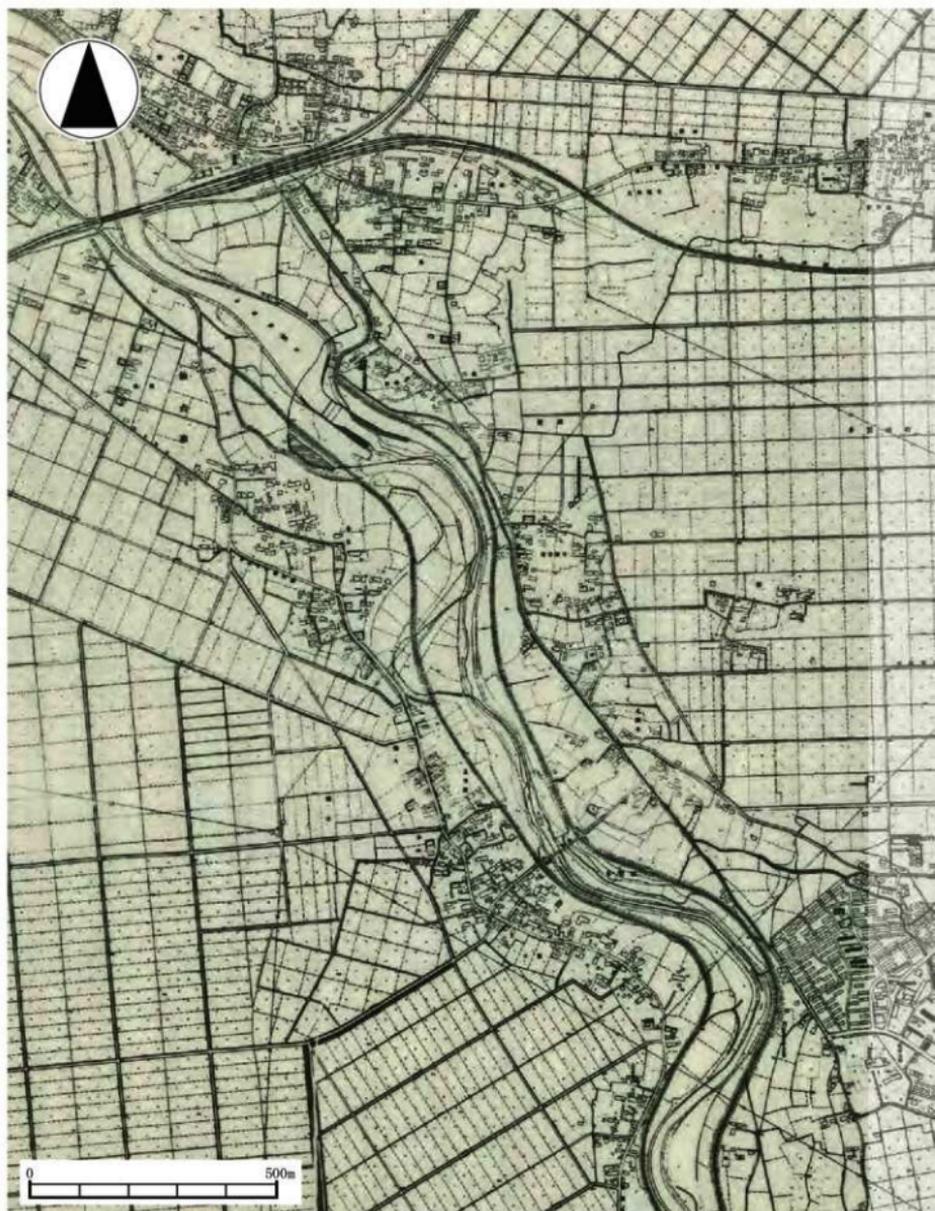


高橋・新田地区周辺地図3 (昭和13年)





高橋・新田地区周辺地図4 (昭和44年)



第三節 航空写真



高橋地区周辺航空写真1 (昭和22年米軍撮影)



高橋地区周辺航空写真2（昭和36年国土地理院撮影）



新田地区周辺航空写真1 (昭和22年米軍撮影)



新田地区周辺航空写真 2 (昭和 36 年国土地理院撮影)

第三章 高橋村

第一節 地理的・歴史的環境

一 地理的環境

高橋は多賀城市の南西部にあり、現在の行政区では高橋一〜五丁目となっている。この地区は南側に集落があり、北側は水田地帯となっているが、集落の南側七〇〇〜九〇〇メートルの位置にJ R仙石線、国道四五号があるという利便性から、昭和四〇年代には市街地化の兆しが表れ、昭和四二年の『町誌』では「永い間、平和な田園であったこの地区が、急に近代的な響きをもって立ち上がる時機に直面している」と記したとおり、平成六年に水田地帯を対象とした区画整理事業によって、旧来の農村地域の様相は一変した。

地形的にみる



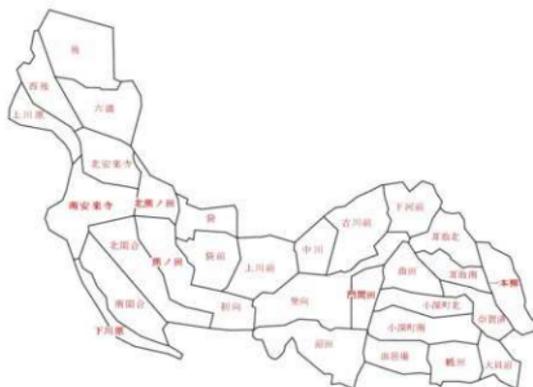
第2図 自然堤防

『地域地質研究報告 仙台地域の地質』(1986)を参考に作成。橙色で表示した部分が自然堤防。

と、地区の西側を七北田川が流れており、集落はその沖積作用によって形成された標高約四〜五メートルの自然堤防上に立地している。一方その北側から山王にかけては、広い範囲が七北田川の旧河道や低湿地となっている。自然堤防を切るように伸びる細長い帯は旧河道の痕跡と見られ、曲がりながら東西方向に伸びている様子を伺うことができる(第2図)。このような地形は、海岸部に浜堤が発達したことで形成された潟湖に起因する、との指摘がある。

『町誌』では、七北田川右岸から東側にかけて、川の跡に因む字名の分布に注目している。

(第3図)。



第3図 新田・高橋地区の小字分布

二 歴史的環境

高橋地区には埋蔵文化財包蔵地として大日南遺跡、大日北遺跡がある。大日南遺跡は古代、中世の遺跡として、大日北遺跡は古代、近世の遺跡として周知されており、発掘調査によってその概要も知られている。

大日南遺跡は区画整理事業を目前に控えた平成五年に発見したもので、周囲に溝を巡らした中世の屋敷を六区画確認している。それらの年代で確実なものは一三世紀から一六世紀であるが、一二世紀の遺物も出土しており、屋敷の形成がその年代までさかのぼる可能性がある。中国産の陶磁器、国産の陶器、漆器、板碑、塔婆、物忌札、銭貨など多様な遺物が出土している。古代の遺構・遺物はきわめて少なく、この地区が中世になって開発された地域であることが知られる。多賀城市八幡から仙台中野にかけての一带は、中世には八幡荘と呼ばれる荘園であり、発見した屋敷は、現地支配の拠点となった荘官・地頭の屋敷であった可能性がある。

大日北遺跡は、古代の土器や瓦が散布する遺跡として知られていたが、平成六年の発掘調査で近世の墓を発見し、円形・方形の木棺を使用したもの、また墓壇に直接埋葬したものなど、様々な形態の墓を七〇基調査した。墓の年代は一七世紀前半から一八世紀後半以降に及んでおり、副葬品として銅鏡、銭貨、煙管、剃刀、国産の陶磁器、漆器椀、櫛、数珠、提灯、膳、龍頭など、副葬品や葬送の際に使用した道具が良好な状態で出土しており、江戸時代にこの地域で行われていた葬送の様子を知ることができる。



大日南遺跡（武士の屋敷を囲む溝跡）



大日北遺跡（江戸時代の墓と出土した葬送の道具）

第二節 地名と屋敷名

一 地名

高橋村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関する基本資料となっている(表1)。

その後、昭和八年には三塚源五郎が『多賀城村聚落の機構 地名の研究』(私家版)を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補って、可能な限り原文を引用した。昭和四二年刊行の『町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村単位で

表1 高橋村小名

	風土記御用書出		宮城郡各 村字調書	戦後
	小名	小名以外		
沼頭	○			
板田		○		
釜向			○	○
沼田			○	○
大日北			○	○
大日南			○	○
門間田			○	○
前田			○	○
曲田			○	
小深町				○
小深町北			○	
小深町南			○	
濱居場			○	○
蛭田			○	○
大貝沼			○	○
奈賀斎			○	○
耳取			○	○
耳取北			○	○
耳取南			○	○
一本柳			○	

まとめられており、その中には、現在では失われてしまった地名に關する情報が多く含まれている。以下、「風土記御用書



第4図 高橋字名分布図

出」は「書出」、「陸前国宮城郡各村字調書」は「調書」、「多賀城村聚落の機構、地名の研究」は「研究」、「多賀城町誌」は「町誌」の略称により記述する。

蛭田（あぶた）蛭は「アブ」とは読まず「シ」と読み、毛虫のこと。「アブ」なれば蛇または蟲と書く。然し地方にては「アブダ」という。蛇が多くて働く人々が困ったために名付けたものか（『研究』）。

板田（いただ）風土記御用書出の中で、中野村との境界にあたる南の村境とされている。

一本柳（いっぽんやなぎ）一本の太い柳があったため、その近傍の地域まで称したもので、今は全部田になっている（『研究』）。

大貝沼（おおかいぬま）大貝が棲んでいた沼地であったろうが、今は全部田（研究）。『調書』では「大貝沼 タイクヌマ」と記載されているが誤りである。

小深町北（※）小深町南（※）小深までは泥地で小深いからだろうが、町というのは何の意か不明。別に家もなく、また昔はあったという伝説もない。今は全部田で、沼田と同じく馬を入られない（『研究』）。これに対し『町誌』では、安永年間の戸数が新田村より多いことから、「農家が五六軒並んでいても当時は町と見たのではないか。昔の七北田川跡の埋め立てた田圃跡であって泥が深かったので恐らく小深と言ったのであろう」としている。

高橋（たかはし）七北田川が山王と高橋との間を東流した時代にかかった高い橋より出た名（『研究』）。

奈賀濟（なかせい）

沼頭（ぬまがしら）風土記御用書出の中で、新田村との境界にあたる

北の村境とされている。書出には、村鎮守大日堂の小名として記載されているので、現在地に移転する前に大日堂があった高橋四丁目の北西部、特別養護老人ホーム多賀城苑の北側付近と考えられる。

沼田（ぬまた）最近まで沼の形が残っていたそうであるが、今は全部泥深い田で馬は入れられない（『研究』）。

発向（はっこう）

浜居場（はまいば）七ヶ浜から仙台に至る浜街道に沿った休み場所でもあったか。また昔海岸でもあった名残か（『研究』）。

曲田（まがた）道路に沿って曲がっているためか（『研究』）。

耳取北（みとりきた）俗に昔ある坊さんが泥にはまった時に、耳を取って引き揚げたために地名となったとの説、多分泥深い田であるから、耳を取って引つ張ってもらわなければ自力ばかりではあがれないためか（『研究』）。

門間田（もんまた）門間という人の開墾した田か、門間という人の所有地か（『研究』）。

※読み不明

第三節 寺社仏閣

仏閣

大日堂

大日堂は高橋村でただ一つの仏閣である。平成一〇年、現在地である高橋五丁目の奈賀済公園の東側に移設されたが、それ以前は約六〇〇メートル北西の地、高橋区字発向二一一番にあった。境内が区画整理事業地に含まれたことから、事業終了後現在地に遷座したものである。

安永元年（一七七二）に完成した「封内風土記」には「佛宇一。大日堂。傳云。後水尾帝。寛永中。邑民等所創建也」とあり、寛永年中（一六二四～一六二八）の村人による創建を記している。



移動前の大日堂とその位置

安永三年の「高橋村風土記御用書出」には、仏閣として「村鎮守 大日堂」とある。所在地の小名「沼頭」は、新田村との境界となっているので、村はずれにあつた仏閣ということになる。「封内風土記」と同様に村の人々が建立したという言い伝えが

記され、境内は村の空き地で、別当もいなかったようである。境内は壁七間、横五間、堂は南向きで二尺四面、南向きの鳥居があるとの記載もある。その名が示す仏閣の要素と、村鎮守として鳥居を構えた神社的要素を併せ持つ姿が記されている。

明治四三年三月九日、多賀城村助役佐藤長右衛門は村長志賀庸治の代理として、宮城県知事寺田祐行之に宛てて、南宮神社外三社を市川の村社奉社宮に合祀する「神社合祀願」が提出されている。この合祀願には大日賣神社と「訂正」された大日堂も含まれることとなった（註）。各神社の惣代等連名で提出された合祀願の理由は、氏子が少なくて今後維持していく見込みがなく、祭祀等を行っていけないと記されているが、合祀後も地域の人々によって祭祀が続けられている状況は、依頼という体裁は取っているものの高橋村側の本意ではなく、神價幣帛料削減を目論んだ明治政府の経済政策という指摘が妥当であろう。

陸前国宮城郡高橋村

大日堂

一 現境内反老巻 敏治 三歩

現在、陸奥総社宮（奉社宮）にはその時に合祀された各社の棟札が保管されている。その中に、かつて大日堂に納められて



宮城県公文書館所蔵の複製をトレース

第5図 社寺境内区画図（宮城郡高橋村 大日堂）

いた棟札が三点現存している。

- ① 弘化二年（一八四五） 大日如来堂修復
- ② 安政四年（一八五七） 大日堂奥殿修復
- ③ 文久四年（一八六四） 大日堂奥殿屋根修復

三点の棟札の間隔は二二年、七年であり、村鎮守として維持管理に努められていた様子が伺われる。いずれも別当は八幡村の光徳院である。

奏社宮への合祀後、神仏不在となった地元では、近隣の民地に堂宇を移設し、新たに仙台市堤町の窯場で陶器製（堤焼）の大日如来像を造つて本尊とした。その製造年次は昭和一六年から二五年の間に限定される（附章 仏像調査 参照）。その後、昭和三〇年頃には再び元の境内（多賀城市高橋区字発向二一番地）に戻り、昭和五四年には堂宇の老朽化が進んだことから改築され、平成一〇年一月に高橋土地区画整理事業によって現在地に移転している（第七節 第9図 参照）。



移動後の大日堂とその位置

〔神社合祀願〕

神社合祀願御指令案

宮城郡多賀城村

村社奏社宮社掌

武本時保

外十六名

明治四十三年三月二十六日願村社
南宮神社外三社ヲ村社奏社宮
へ合祀ノ件聞届ク。

年月日 知事

第二案

年月日 郡長

（不明） 宮城郡郡長宛

多賀城村南宮神社外三社合

祀願本日許可相成候処宮□第五二六

号ヲ以テ御回付相成候村長□□八官

有地臺帳ノ堂宇境内ヲ社地境内ニ

訂正ノ件ノミニシテ大日堂トアルヲ大日賣神

社ト訂正ノ件ニ付テハ（以下不明）

右□□殿□□□□□□□□□□返□

神社合祀願へ 宮□第二九八七號三月□日受



移動前の大日堂

（画面左上の木立の中） 佐藤久義氏提供

宮城縣宮城郡多賀城村南宮字一本合地

一村社南宮神社

宮城縣宮城郡多賀城村山王字東町浦

一村社日吉神社

宮城縣宮城郡多賀城村新田字南関合

一村社稻荷神社

宮城縣宮城郡多賀城村高橋字発向

一村社大日賣神社

右宮城縣宮城郡多賀城村市川字泰社鎮

座村社泰社宮二合祀致度候間御

許可成下サレ度左記事項ヲ具シ此

段相願候也

一合祀ヲ要スル理由

右神社氏子何レモ少数ニシテ今後雜

持確立ノ見込ナク祭祀等行ハレザル

ニ依ル

一建物器具其他所有財産処分方法

建物及器具等ハ志切合祀ノ神社ニ引

渡但シ財産ハナシ境内跡地ハ許可後

合祀ノ社ニ讓與出願ノ見込

明治四拾參年三月廿六日

宮城郡多賀城村南宮廿六番地

村社南宮神社氏子惣代人

岡崎栄五郎 (印)

全郡全村南宮字町六番地

全 大友久内 (印)

全郡全村南宮字町廿六番地

全 後藤治兵衛 (印)

全郡全村山王二十一番地

村社日吉神社氏子惣代人

阿部善五郎 (印)

全郡全村山王字西町浦八十二番地

全 熊谷儀左工門 (印)

全郡全村山王二十九番地

全 赤間幸吉 (印)

全郡全村新田二十七番地

村社稻荷神社氏子惣代人

遠藤源四郎 (印)

全郡全村新田字南関合廿四番地

全 渡邊新七 (印)

全郡全村新田三十二番地

全 遠藤鎌吉 (印)

村社大日賣神社々掌

田村安治 (印)

全郡全村高橋二十二番地

全氏子惣代人鈴木林吉 (印)

全郡全村高橋字発向百四十一番地

全 鈴木栄吉 (印)

全郡全村高橋字門間田十五番地

全 菅井義吉(印)

村社奏社宮社掌

武本時保(印)

全郡全村市川三十八番地

全氏子惣代人志賀庸治(印)

全郡全村市川二十六番地

全 佐藤米吉(印)

全郡全村市川字五万崎卅四番地

全 菊池市之進(印)

宮城縣知事寺田祐之殿

前書之通相違無之候也

明治四十三年三月廿九日

宮城縣宮城郡多賀城村長志賀庸治代理

助役佐藤長右工門(角印)

註 明治二四年の地図では「大日賣祠」、明治二八年の編纂では「大日靈神社」となっており、仏閣から神社への転向がその時期までさかのぼることが知られる。明治政府による神仏分離令が出羽三山に伝えられたのは明治二年とされており(安丸一九七九)、その頃には大日堂も仏閣ではなくなつた可能性がある。



明治43年の「神社会記願」(部分)



神社会記願を綴った県庁文書の簿冊

(神社 合祀 互理、柴田、名取、宮城、黒川、加美郡二ノ一)

第四節 石造物

一 凡例

- 1 本章には、中世の供養碑である板碑八基、庚申塔をはじめとする近世・近代の供養塔三基、墓標一基等について調査成果を収録した。
- 2 供養塔は、近世と同じ様式が続いているため、昭和期まで調査の対象とした。しかし、個人情報への配慮から、一覧表等には掲載したが図版には掲載しなかったものもある。
- 3 供養碑には、登録番号として〇〇一番からの連続番号を付した。その中には過去の調査で確認されながら、今回の調査で確認できなかったものも含んでいる。
- 4 図版中、右上の表示は、「図版番号・所在地・（登録番号）」である。
- 5 図版は拓本、図版内釈文、写真で構成した。拓本の縮尺は八分の一に統一した。写真は今回の調査で撮影したもののほか、過去の調査で撮影したものも含めて構成した。
- 6 釈文は原則として常用漢字を使用し、梵字は（ ）内に片仮名で表記した。
- 7 欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて□ または □ で示した。
- 8 今回の調査では判読できなかったが、『宮城県史17』（菊池・司東一九五六）や『七北田川下流域の板碑』（仙台市 一九八八）、三崎一夫による昭和五七年の調査記録で補足した部分は「……」で示した。
- 9 石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌之氏の肉眼観察による。

二 分布と概要

高橋村地域で確認した石造物としては、中世の板碑、近世・近代の供養塔、道標、石燈籠、手水鉢、近代の沿革碑・記念碑、墓標などがある。それらの所在地の概要については以下のとおりである。

大日堂 高橋五丁目の大日堂堂内に金剛界大日如來の種子を主尊とした板碑が一基納められており、境内には板碑、近・現代の供養塔、道標、石燈籠、手水鉢、沿革碑・記念碑がある。現在地への移転を記した記念碑以外は、すべて旧堂宇、旧境内にあったもので、その当時の様子は、鈴木清蔵氏の『大日如來崇拜について（私家版）』（一九七八）に詳細に記載されている。

沼田 高橋二丁目一番の宅地内に御堂があり、中に馬頭観世音塔と題目塔が祀られている。

発向 高橋一丁目一八番の宅地内に、水神塔が一基ある。

大日南遺跡発掘調査地区 平成六年から同七年にかけて、大日南、門間田地区を対象として実施した区画整理事業に伴う発掘調査によって、板碑三基及び多数の破片が出土し、同地区に存在した中世の屋敷内に存在したと考えられる。

佐藤家墓地 高橋三号公園の南側約五〇メートルに墓地があり、一〇基の墓標がある。



第6図 高橋地区石造物分布図

三 板碑

八基の板碑を確認した。すべて主尊を配したただけのもので、造立年代や造立趣旨は不明である。

No. 1は胎藏界大日如来を主尊とし、碑面の上半部に種子「ア」が刻まれている。近代の道標に転用されている。

No. 2は馬頭観音を主尊とし、種子「カン」が碑面の中央のやや上の位置に刻まれている。碑面の中で主尊が占める割合は約二〇％と小さいのが特徴である。

No. 3は阿弥陀如来を主尊とし、碑面のほぼ中央に種子「キリク」が刻まれている。

No. 4は金剛界不空成就如来を主尊とし、種子「アーク」が碑面のほぼ中央部に刻まれている。

No. 5は、金剛界大日如来を主尊とし、種子「パン」が碑面の上部に刻まれている。

No. 6～8は大日南遺跡の発掘調査における出土資料である。

No. 6は主尊の左上半部が残存しており、種子は勢至菩薩「サク」、聖観音菩薩「サ」、釈迦如来「バク」などの可能性がある。破片下端部に二文字あるが判読できない。

No. 7は金剛界大日如来を主尊とし、種子「バン」が刻まれている。

No. 8は頭部が細長い石材を使用しており、破片下部に主尊の一部が確認できる。彫りは浅く、小さな凹凸のある周囲に対し、平滑なくぼみとなっている。

1 大日堂 (No. 761)



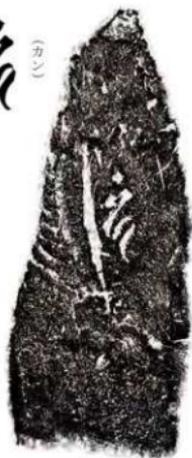
0 30cm
S=1/8



2 大日堂 (No. 764)



カ
(カ)



S=1/8 0 30cm

3 大日堂 (No. 765)



キ
(キ)



S=1/8 0 30cm



S=1/8 0 50cm



5
大日堂 (No. 767)



大日
(スシ)



S=1/8 0 30cm

6
大日南遺跡発掘調査地区 (No. 854)



大日
□ □



S=1/8 0 30cm



7 大日南遺跡発掘調査地区 (No. 855)



8 大日南遺跡発掘調査地区 (No. 856)

四 近世・近代の供養塔

1 庚申塔

No.9は天和三年の庚申信仰に関わる供養塔である。頭部に主尊を配し、その下には右に造立年、左に月日を記し、その間に四行にわたって趣旨が述べられており、その中に「守庚申」の記載がある。下半部は、二行にわたり有姓の男性二六名の交名が記されている。主尊は金剛界大日如来を表す「パーンク」と見られるが、種子として正しい書体ではない。「十月念二鳥」の「念」は「〇」、「鳥」は日を示し、一〇月二日となる。一〇月二日はこの年六回目の庚申の日である。



(右) 更守庚申真白カ
(左) 十月念二鳥

No.17は寛政一二年の庚申塔で、庚申年の造立である。頭部に瑞雲を伴った日天と月天を配し、その下に「庚申塔」と大書されている。下部に記された一七名の講中によって造立されたものであろう。

2 日待系統の塔

No.16は文化七年の己待供養塔である。中央に「己巳」の二文字が大書されている。己待は特に己巳の日に行われることが多いとされているが、文化七年の四月に己巳の日はなく、四月一〇日の癸巳の日、或いは四月二二日の乙巳の日に造立されたのであろう。主題の筆勢、紀年銘で「年」の字の次に干支を入れていることなど、同じく文化七年の山神塔（No.18）と類似点が認められる。

3 自然神信仰の塔

No.18は文化七年二月二日の山神塔である。山神の文字の右上に「小牛田」の文字があり、下部に記された講中一五名はすべて女性名となっている。小牛田山神社への信仰によって造立されたものである。「石工」惣吉とは別に「石元」小太郎の記載があるが、石元は石材の確保や提供に関わる人物の可能性がある。山神の祭りは二月と十月の一七日に行われるところが多く、七日、九日、十一日、十二日、十五日、十八日というところもあるという指摘のとおり（庚申談話会一九七五）、この塔は二月二日の造立となっている。

No.29は明治三八年の水神塔である。「佐藤家」によって、八月の彼岸に造立されたものであろう。

4 馬の守護神の塔

No.20は嘉永四年の馬頭観世音塔である。「馬」の文字は欠損している。当村中とあるので、高橋村の人々によって造立されたものであろう。願主は彦吉となっている。導師は、豊後州の阿闍梨實生となっている。州

は国を意味することから、豊後州は豊後国（大分県）と考えられる。

No. 21は慶応四年の馬頭観世音供養の塔である。平六個人による造立である。

No. 23は明治一七年と明治二〇年の二つの年次を記した馬頭観世音塔である。佐竹忠吉個人による造立であるが、二つの年次の意味は不明である。

No. 27は文久元年の馬頭観世音塔である。秀十□個人によって造立されたものである。主題が「松尾馬頭観世音」となっているが、高崎地区でも「松尾山」と記した明治六年と二年の馬頭観世音塔があり、山形市にある松尾山観音との関係が考えられる。

5 山岳信仰の塔

No. 19は嘉永二年の蔵王山塔で、四月八日に若者衆中によって造立されたものである。世話人八名の前に記された字平太の家は高橋村における旧家の中でも草分け的存在で、大日堂に関わる棟札には、名主、肝入として「郊平太」の名が記載されている。弘化二年の棟札では「鈴木氏知平太」と表記されている（本章第五節 扁額・棟札 参照）。

No. 22は文久元年の出羽三山塔である。頭部に胎藏界大日如來の主尊「アーンク」を配し、その下中央に湯殿山、右に月山、左に羽黒山と記している。表面の剝離が進んでおり、下部に記された講中で確認できるのは二〇名である。すべて無姓の男性名である。

No. 24は明治一九年に造立された湯殿山塔である。土中に埋設されているため「湯殿山」以下の文字の有無が不明である。赤坂某個人によって造立されたものである。

No. 25は古峯神社の供養塔である。建主は仙台市大町の松川源吉で、世話人は当所（高橋村）の鈴木今朝太、佐藤権五郎となっている。この塔は、紀年銘の下に「右八幡七ヶ浜／左八塩釜松島」と記されており、道標の性格を併せ持っている。

日光連峰の一部である古峰ヶ原は山岳信仰の場であり、中世には日光山にあった金剛童子が移され、日光山の分地として修験道場になったとされている。古峰神社は、明治二年の神仏分離以降の社号である。

6 名号塔

No. 10は貞享五年の名号塔である。頭部に金剛界大日如來の主尊「キリーク」を配し、その下に主題が「南無阿弥陀仏□□」と記されているが、下の二文字が判読できない。その下に「女人衆二人」、その両側下に有姓の男性一五名の交名が読み取れる。男性と女性合わせて二七名によって造立されたものであり、この時期には女性はあえて名が表記されないようである。

No. 11は元禄五年の名号塔である。正面と左側面を使用しており、正面に主題である「□無阿弥陀仏」、その左右に年次、左側面には「念衆弥陀仏」と記して、それらの下に、有姓男性三三名の交名がある。造立の日は八月一日日となっており、旧暦の秋の彼岸の日となっている。

No. 12は元文三年の名号塔である。下部に無姓男性一四名の交名がある。No. 13は寛延三年の名号塔である。「師匠 権之助」に並んで「宿五□兵衛」とあり、宿はこの念仏講の会場となった五□兵衛の家であろう。下部に無姓男性一六名の交名があるが、最後から二人目の三五郎には沼向の註が付されている。

7 題目塔

No.28は昭和三年の題目塔である。題目に続けて「蛇王大善神」と記されている。市内において、日蓮宗の信仰が盛んになるのは明治二二年以降のことであり、その信者の広がりが高橋地区にも及んでいたことが確認されている(註)。

8 その他の仏教関係の塔

No.14は舟形光背に地藏菩薩立像を半肉彫りしたものである。立像の右に「享保九年十月一八日」の紀年銘があり、左に「宮城郡高橋村」と記されている。地藏が右手に持つものは錫杖、左手に持つものは如意珠である。頭部の後方に二重の圏線があり、地藏の頭部から発せられた「頭光」を表現したものであろう。

No.15は聖観世音菩薩の供養塔である。頭部に円形の平坦面を削り出し、その中に聖観音菩薩を表す種子「サ」が刻まれている。円形の平坦面は円相で、そこに主尊を配したものであろう。下部に「女中」の二文字がある。

No.26は千手千眼大菩薩の供養塔である。頭部に、阿弥陀如来、勢至菩薩、聖観音菩薩を配した阿弥陀三尊を主尊としており、それぞれ種子「キリク」「サク」「サ」が刻まれている。下部に一三名の交名がある。千手千眼大菩薩(千手千眼観自在菩薩)は、一般に千手観音と呼ばれる菩薩である。

註 高橋地区表Bの妙法碑(昭和三年)には、高橋を中心とした近代日蓮宗信仰の発生に係る経緯が記されており、その碑を建立するための賛助者の分布から信者の広がりや推定できる(『多賀城市の歴史遺産 大代村 笠神村牛生 留ヶ谷村 高橋村 田中村』多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか、二〇一七)。



左上: 大日堂

右下: 沼田

左下: 発向



(バーンク)
系



S=1/8 0 30cm

天和三年癸亥年

更守庚申真日。

日輪三鉢現□□

園道自在威神加

利益群生尽十方

十月念二鳥

小壇

安部八藏

□ 鈴木庄左衛門

鈴木庄左衛門

□ 小野伴兵衛

小野伴兵衛

吉田安兵衛

赤坂十衛門

称誉西念

鈴木六兵衛

吉田三次郎

小野崎左衛門

菅井伊兵衛

吉坂庄五郎

伊藤基兵衛

小野久兵衛

坂宮左衛門

小畑庄兵衛

鈴木源兵衛

吉田弥平次

鈴木源兵衛

森谷茂兵衛

鈴木源兵衛

大泉茂平次

鈴木源兵衛

大泉茂平次



10 大日堂 (No. 744)

貞享五年 (一六八八)



S=1/8 0 30cm

石

(キリーク)

南無阿弥陀佛 天岬

女人衆拾貳人

念佛三昧之行業者決定往生之

直同末世相應之妙法也同茲

貞享五 辰 天八月味九小庵主

當躰顯現之一石岬功德念佛衆等
争可遠往生淨土之索懷乎乃至

法界平等利益

鈴木久助
鈴木善兵衛
吉田久三郎
鈴木甚十郎
鈴木山十郎

吉田三次郎
左藤孫作
平田才三郎
作

赤坂作十郎
吉坂門兵衛
佐藤口兵衛
吉田弥兵衛
本田秀右衛門



11 大日堂 (No. 745) 元禄五年 (一六九二)



0 30cm
S=1/8

元禄五 申曆
無阿弥陀佛
八月十五日

施主
敬白

一念弥陀佛

菅井□左工門 菅井三左工門
鈴木弥兵衛 佐藤喜
佐藤正兵衛 遠藤弥平次
森谷次兵衛 大泉茂平次
木板惣兵衛 吉田善左工門
小野弥惣右工門 小野源右工門
鈴木六兵衛 板宮長之丞
鈴木次郎左工門
佐藤国右工門
富田与五右工門
平田延右工門
板宮三左工門
赤坂十右工門
吉田小平次
鈴木藤兵衛
鈴木与左工門
鈴木加左工門
助 藏
久兵衛
吉田□門
小畑□門
小畑□門
吉田二次郎
鈴木五右工門



12 大日堂 (No. 746) 元文三年 (一七三八)



元文三 戊午天
南無阿弥陀佛
十月廿九日
(請花)

師匠
母

□ 角 □ □ 太郎 七
□ 加平 八
□ 兵衛 八
□ 長五郎 内
□ 八郎 兵衛 内
□ 利兵衛 内
□ 傳三郎 内
□ 四郎 内

0 30cm
S=1/8



13 大日堂 (No. 747) 寛延三年 (一七五〇)



S=1/8 0 30cm

○南無阿弥陀佛

寛延三年 午年

十一月五日

太長八郎 孫助
 長八郎 孫助
 長之助 孫助
 利三郎 孫助
 次三郎 孫助
 七之助 孫助
 權八郎 孫助
 五郎助 孫助
 五郎助 孫助
 五郎助 孫助
 三三郎 孫助
 三三郎 孫助





S=1/8 0 30cm

(地藏菩薩立像)

享保九年十月十八日

宮城郡高橋村



15 大日堂 (No. 748)

天明五年 (一七八五)

天
觀世音
女中
天
乙巳
天明五年
九月十七日



S=1/8 0 30cm



16 大日堂 (No. 751)

文化七年(一八一〇)

己巳
文化七年庚午
四月吉日



S=1/8 0 50cm



17 大日堂 (No. 750) 寛政二年 (一八〇〇)

日天 (瑞雲)

月天 (瑞雲)

寛政十二庚申年

庚申塔

十一月吉日

□ 彦正平与仲利
三郎 衛松藏市藏吉

六西郡 仲介新
惣兵衛 庄仲八八
平兵衛 吉藏
五石工門



S=1/8 0 50cm



18 大日堂 (No. 752)

文化七年 (一八一〇)

小牛田

山

文化七年庚午

講中

石工 惣吉

神

二月十二日

石元 小太郎

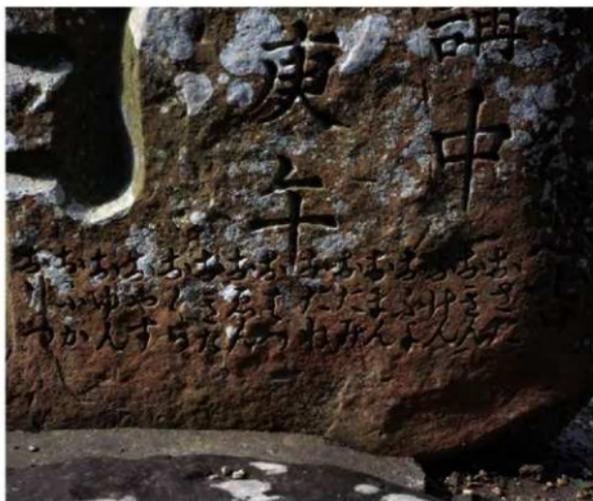
世話人 五右衛門

平左衛門

りふゆやくきふはたまたまふけきさ
つかんすらなんつねみんんた



S=1/8 0 50cm



19 大日堂 (No. 753)

嘉永二年 (一八四九)



S=1/8 0 30cm

藏 王 山

嘉永二己酉年

四月八日造立 若者衆中

宇平太
世話人
六兵衛

惣太郎
平兵衛
彦右衛門





當村中 願主 彦吉
嘉永四年十一月十八日
頭 觀 世 音
導師豊後州
園梨位盲僧實生



20 大日堂 (No. 754) 嘉永四年 (一八五二)



慶應四辰年
馬頭觀世音供養
九月十九日
願主 平六



21 大日堂 (No. 756) 慶應四年 (一八六八)

22 大日堂 (No. 755)

文久元年 (一八六一)



(アーンシ)

文久元年 辛酉 四月 山 村

赤湯殿山

羽黒山

□月 □

講中

石工 辻口郎兵衛

平實 石工 兵 二
 共 源 兵 太
 與 兵 西
 大 兵 兵
 長 治 兵 兵
 吉 治 兵 兵
 庄 治 兵 兵
 友 治 兵 兵
 庄 治 兵 兵
 万 治 兵 兵
 彦 治 兵 兵
 秀 治 兵 兵
 勇 治 兵 兵

0 50cm
S=1/8



23 大日堂 (No. 758)

明治一七・明治二〇 (一八八四・一八八七)



S=1/8 0 30cm

高橋村

明治十七年旧九月八日

馬頭觀世音

明治二十年十月十三日

佐竹忠吉

24 大日堂 (No. 759)

明治一九 (一八八六)



S=1/8 0 30cm

明治十九年十一月

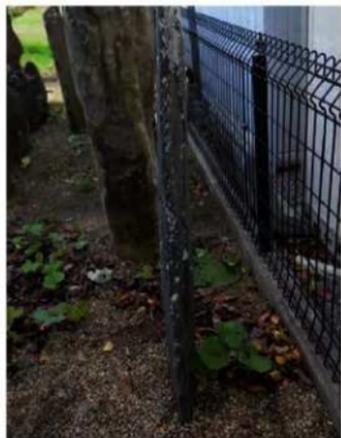
湯殿山

赤坂



明治廿九年 右 八幡七ヶ濱 仙居町大字目
古 峯 神 社 建主 松川 源吉
世話人 富所
十月十三日 左 塩釜松島 鈴木今朝太
佐藤藤五郎

S=1/8 0 50cm





S=1/8 0 30cm

(キリク) 南無千手千眼大菩薩 (サ) 敬白
 (サ) 八月十八日 敬白

□施主

□
 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉
 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

小野 甲坂 吉田 板宮 三浦 佐藤 吉田 板宮 三浦 佐藤 吉田 板宮 三浦 佐藤 吉田 板宮 三浦 佐藤





27 沼田 (No. 773)

文久元年 (一八六一)



S=1/8 0 30cm

文久元酉年

松尾馬頭観世音

六月十七日

秀十
建

28 沼田 (No. 774)

昭和十三年 (一九三八)



S=1/8 0 30cm

昭和十三年三月八日

爲悦衆生故現無量神力

南無妙法蓮華經蛇王大善神

所願具足 心大歡喜

四月廿日
鈴木源石工門

29 発向 (No. 775)

昭和三八 (一九六三)



水 神

佐藤家

昭和二十八年八月吉

0 30cm
S=1/8

五 石燈籠・手水鉢・道標

石燈籠と手水鉢と道標がそれぞれ一基ある。

No. 30は明治八年の常夜燈形の石燈籠である。宝珠、笠、火袋、中台、竿、基礎からなる。竿部には南面に「奉納」、北面に紀年銘があり、基礎部には北面に念仏講中として八名の女性、東面に有姓の男性七名の父名がある。

No. 31は寛政五年の手水鉢である。高橋村の人々によって、大日堂の春の祭礼の日、三月八日に奉納されたものである。

No. 32は、中世の板碑を転用した大正八年の道標である。高橋の青年団によって遺されたもので、「向テ左ハ七ヶ浜道、右ハ高砂中野道」との記載がある。この道標は、高橋区字発向二一番地の旧境内に埋設されていたと言われており、境内北の道路に北面して立っていたのであろう。

30 大日堂 (No. 757)

明治八年 (一八七五)



西面	南面
	
	<p>奉納</p> 
東面	北面
	
	<p>明治八年九月十九日</p> 
 <p> 鈴木右五門 同苗惣口 同苗六郎平 同苗平六 同苗藤七 赤坂清治 鈴木与八 五工 黒田八六口 </p>	 <p> 念佛講中 先生 お千代 同 おやゑ おきく おいせ おとよ おき おらり おきせ </p>

S=1/8  30cm

31 大日堂 (No. 749)

寛政五年 (一七九三)



奉納
高橋村中
三月八日

寛政五年



32 大日堂 (No. 810)

大正六年 (一九一七)



大正六年八月
左ハ七ヶ浜道
向テ右ハ高砂中野道

高橋青年團
鈴木榮
佐藤久

世話人
鈴木口



六 沿革碑・記念碑

No.33は昭和五十四年の「大日如来堂の改築」碑である。大日堂の所在地、改築の理由と「目的」について記している。特に目的を「祖先が残した文化遺産を愛護し今日ある社会や文化・産業が先人の人々の働きの基礎の上に築かれていることに深く思いをいたし先人の恩恵に感謝しこの心を子孫に伝えるためである」としており、大日堂に対する思いが込められている。

No.34は平成一〇年の大日堂の「移転新築記念碑」である。大日堂の歴史から始まり、神仏分離による大日靈神社への転換と秦社宮への合祀を経て、かつての大日堂に戻り、区画整理事業によって新たな境内地に移転した経緯を記している。現在の本尊が勧請される経緯など、大日堂に関わる重要な事実も記載されている。

33 大日堂 (No.762) 昭和五十四年(一九七九)

碑文

発起人

- | | | | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 同上御堂の現在地
多賀城市高橋区字発向式百拾壹番地 | 鈴木周造
鈴木治三郎
安部久之助
赤坂基太郎 | 多賀城市高橋字沼田六三・二
全
字沼田四七
全
字沼田十
全
字沼田六五 |
| 二 | 同御堂の建物は老朽が甚だしいのでこれを改築しようとするものである | 鈴木憲一 | 全
字沼田六四 |
| 三 | 目的
祖先が残した文化遺産を愛護し今日ある社会や文化・産業が先人の人々の働きの基礎の上に築かれていることに深く思いをいたし先人の恩恵に感謝しこの心を子孫に伝えるためである | 鈴木勇治
鈴木健一
鈴木一郎
鈴木平太
佐藤 栄
鈴木清孝
三浦宗格
鈴木清蔵 | 多賀城市高橋字沼田二三
全
字沼田六六
全
字発向一四〇
全
字発向一四五
全
字耳取南一
全
字沼田六九
多賀城市
留ヶ谷一ノ十四ノ四三 |

大日如来堂の改築

昭和五十四年二月

発起人一同



寄進者芳名

鈴木治三郎	鈴木勘之助	佐竹保	阿部勝巳	新木龜三郎
鈴木周造	安積輝男	遠藤宏	高橋勝弘	堀川文明
鈴木憲一	鈴木やゑ小	鈴木一郎	阿部五一	里見辰男
鈴木健一	佐藤正雄	鈴木清藏	高橋長基	竹田啓志
赤坂甚太郎	佐藤治男	鈴木はつよ	菅原道夫	須田七郎
鈴木清孝	菅井 胖	遠藤武志	佐々木幸一	佐藤次郎助
(上)鈴木一郎	蛙川豊藏	鈴木きよし	鈴木妙子	山根晚基
鈴木平太	栗原二朗	加藤庄三郎	伊藤勇治	屋代丈夫
佐藤 榮	高橋 博	菅原国太郎	鈴木 繁	青野正夫
鈴木勇治	高沢文夫	田中しげ子	小泉 忠	多賀城市新田
鈴木大美雄	加藤千明	鈴木義男	板宮好信	佐藤 進
菅井 博	鈴木光夫	鈴木 隆	赤尾多郎治	鎌内 胞治
菊田光良	大友輝雄	鎌田庄六	笹谷文雄	西光寺
鈴木次正	鈴木新一	鈴木邦継	渡辺富雄	三 藏 宗 格
赤坂恒雄	鈴木豊治	鈴木きよ子	鈴木 勝	ごんきや商店
佐藤 久	(上)佐竹 保	鈴木勝一	鈴木栄子	丸三土地開発KK
安部久之助	徳富町三郎信野支店	相沢一二	鈴木安夫	鈴木三右工門
熊谷武雄	鈴木平吉	大庭善作	鈴木たみ子	福仙興業KK
鈴木 猛	阿部祐悟	庄司恵美子	酒井 薰	加藤文三

施工者
 石巻市 松下石材測量
 十二代目 松下正一謹刻

平成一〇年（一九九八）

移 転 新 築 記 念 碑

高橋大日堂は地区住民の神佛習合信仰の場として崇拜され、御本尊大日如来は守本尊として五穀豊穡、家内安全、無病息災を願い、時には平癒、武運長久を祈り、心の拠りどころとして厚い信仰を受けている。祖先より受け継いだ此の境内地（高橋字発向貳百拾老番地）は、平成六年三月設立発足した高橋土地区画整理組合事業の区域に入り、用途指定により換地を受けた現在地に移転新築する事になり、氏子会に建設委員会を組織し平成十年七月工事に着手、同年十一月二十六日遷座及び落成式を挙行完成した。安永三年（一七七四年）風土記御用書出高橋村の項に、村空地にある貳尺四面の大日堂は寛永年中當村之者共建立仕候由申傳候事とあるが、本堂宇内に安置してある大日如来の種字を刻んだ板碑（砂岩）に付いては、仙臺平野に点在する板碑の殆んどが十三世紀から十四世紀に建立された事が専門家の調査で確認されており、同時代此の地域に暮らしていた我々の祖先が造立し、四季の生活の営みの中で祈りを捧げていた事が偲ばれる。

本地垂迹思想具現の神佛混淆習俗は、明治初期の神佛分離令、戸籍法による各家の氏神登録など神祇思想普及の様々な影響を受け、大日堂も大日靈神社となり明治四十一年總社宮に合祀された。その後境内地を高橋の住宅地域に移し堂宇を造り大日如来像（現本尊）を仙臺堤町の靈場で造像堂内に祀り、爾後元の境内地に遷座する昭和三十年迄信仰の場となり、元の境内地に遷座後昭和五十四年大日靈神社を大日堂として今日に至っている。

我々は祖先の喜び悲しみに思いをいたし、その遺徳を受け継ぎ次の世代にその遺風を正しく伝える事を念願するものである。

平成十年十一月二十六日 高橋 太 日 堂 氏 子 会

多賀城市文化財保護委員 菅井 胖 撰 文

大日堂建設委員会

委員長 鈴木希一 高橋南
 副委員長 鈴木勝也 〃
 会 計 赤間信一 〃
 委 員 鈴木康弘 高橋北
 鈴木泰治 高橋南
 鈴木勝雄 高橋北
 菅井 胖 〃
 佐藤 久 〃
 佐竹 保 高橋東
 堀川 彰 高橋北
 千葉 茂 高橋東
 菅井史子 高橋北

寄進者 御芳名

鈴木希一 鈴木栄子 鈴木邦雄
 鈴木勝也 佐竹 保 千葉 茂
 鈴木新一 鈴木はつよ 鈴木妙子
 鈴木清資 熊谷健一 遠藤武志
 鈴木泰治 鈴木 繁 高山行雄
 鈴木やゑ子 鈴木清藏 大槻征雄
 鈴木勘之助 赤間信一 大庭昭二
 鈴木次正 佐藤貞雄 鈴木一郎
 阿部祐悟 安積輝男 和食小島
 佐藤としよ 安積正純 泉田江順
 鈴木康弘 加藤庄三郎 鈴木勝一
 鈴木太賀夫 鈴木 猛 鈴木臣子
 鈴木勝雄 鈴木平吉 但野進一
 佐藤 久 高橋婦人会 吉村 允
 菅井 胖 鈴木きよし 斉藤満男
 菅井史子 赤坂ゆき 大友輝男
 佐藤源三郎 鈴木清考 加藤千明
 鈴木利治 瀬戸 弘
 鎌田庄六 鈴木豊治
 佐竹 保 佐藤仁治郎

(高橋東)

總社宮 堀川 彰
 赤坂恒雄 鈴木 隆

高橋商店会 園ケムハツケリム
 い わ の 園玉川 屋
 園写真のアイコー
 園坂 野
 園いしもり水産
 園ふくたに菓局
 園渡辺新聞店
 園かわむら
 園老の瀧高砂店
 園バブくいーん
 園鈴 電
 園写真館のもの

石巻市井内
 坂下石材南施工



七 墓碑

高橋一丁目の佐藤家墓地において、元禄八年から明治九年までの一〇基の墓碑を調査した。

墓碑の形態は、(A) 自然石をほとんど加工することなく使用したものと、(B) 正面と右座に接する部分のみ平坦に加工し、それ以外は全体的に丸みを帯びた形状で粗い加工痕をそのまま残しているものと、大きく二種類に区分することができる。A型は元禄八年、安永七年、天明三年であり、享和一年のものから例外を除きすべてB型になっている。一八世紀末頃に、自然石の墓碑から加工された墓碑に推移していった様子が伺われる。この墓地の被葬者は、明治以降、佐藤姓を名乗っているが、それ以前は無姓であり、平民層であったと考えられる。

また、大日堂にも立像が一基あり、墓碑と考えられる。

35 佐藤家墓地 (No. 857)

元禄八乙亥年

○自然岩神定門

七月七日



36 佐藤家墓地 (No. 858)

安永七戌天

○靈光普妙重信女 (請花)

八月三日

十一之亟

母六十五才



37 佐藤家墓地 (No. 859)

天明三癸卯天

○大岩道德信士 (請花)

十二月十三日



38 佐藤家墓地 (No. 860)

六四郎妻

享和二戌年

○一得妙三信女 (請花)

八月十八日

年三十八



39 佐藤家墓地 (No. 861)

高橋村勘五郎父

天保七甲年

○長安松寿信士 (請花)

五月十七日

年八十四才



40 佐藤家墓地 (No. 862)

弘化二己二月廿日

○玄嬰童子

高橋村 六右五門子

平口郎十一才



41 佐藤家墓地 (No.863)

嘉水 口

○普光冥照

七月十五



42 佐藤家墓地 (No.864)

勘五良母七十四才

元治元申子十月廿九日

○太領玄空信士 (請花)

高橋村 六右工門

親



43 佐藤家墓地 (No.865)

明治六癸酉年六月廿九日

○清至妙浄信女 (請花)

高橋村

佐藤善石工門妻

つや三十五才



44 佐藤家墓地 (No.866)

佐藤石衛門

明治九子年

法雲妙性信女 (請花)

五月廿一日

母マツ行年八十二



45 大日堂 (No.770)

(立像)



八 その他の石造物

高橋地区集会所に高低几号標の標石が一基保管されている。かつてはカメ(川前)と呼ばれる移動前の大日堂境内付近に設置されていたもので、平成六年の区画整理事業によって移設を余儀なくされたものである。

長さ七六センチメートルで、地上部分は一辺二・五・三センチメートルの方形柱状に整形されており、地下に埋設される部分は粗い加工痕を残したままとなっている。一面には記号「丌」、二面には「宮城縣」、三面には「明治四十一年」、四面には「第四番」と刻まれている。石材は縄状砂質泥岩(井内石)で、近代になると顕彰碑等に多用される石巻市産の石材である。

高低几号とは、明治の初めに内務省布達で制定された測量に用いた水準点の一種で、標石や鳥居、石燈籠などに「丌」の印を刻んだものとされている(浅野・畠山 二〇〇三、同二〇〇四)。高低几号については、塩竈・東京間に設置されたものが知られているが、本例のように宮城県が設置したものもあり、市内では高崎の日光院にあったという(浅野・畠山 二〇〇四)。

第四號



宮城縣



明治四十一年



木



46
大日堂 (No. 763)
平成二〇年 (一九九八)



第五節 「扁額・棟札」

No.1は「大日靈神社」扁額である。四辺に縁を巡らした浅い角皿状の扁額である。オモテ面は、全体が薄く赤色漆で塗装され、その中央に「大日靈神社」の五文字が陽刻されている。その表面は黄土色に彩色され、額縁の上辺は波形に加工され、端部は金具で覆われている。

ウラ面は木地のままであり、「奉献/明治廿八年乙未八月八日/宮城郡 多賀城村市川/願主 菊池市之進謹書」の文字が陰刻されて、本額奉納の由来が明記されている。その左側には「□米/□□塗替 明治四十三年 多賀城□□□/願主 鈴木□□との墨書がある。墨痕が薄く、明確ではないが、扁額奉納の由来に並べて記されていることから、この扁額の塗替えを記したものと考えられる。

No.2は弘化二年の大日如来堂修復棟札である。オモテ面には、頭部に胎藏界大日如来を表す種子「アーンク」、その下に「奉修復大日如来堂宇」という主題が記されている。ウラ面は一字金輪仏を表す種子「ポローン」と吉祥天を表す種子「シリ」が記されている。別当は、八幡村の領主天童氏の家中寺であった光徳院の雄道となっており、光徳院が高橋村の仏閣とも関係を有していたことが知られる。主題の両側にある「聖主天中天迦陵頻伽聲/哀愍衆生者我等今敬禮」の偶頌は、八幡村の八幡宮(内八幡)や喜太郎稲荷神社の棟札にも類似したものが多数見出される。大日堂の棟札(No.3, No.4)では、「聖主」が「諸主」となっているなど、細部での相違は見られるものの、オモテ面、ウラ面の記載様式は、八幡宮や喜太郎稲荷神社の棟札とほぼ同様の記載様式となっている。

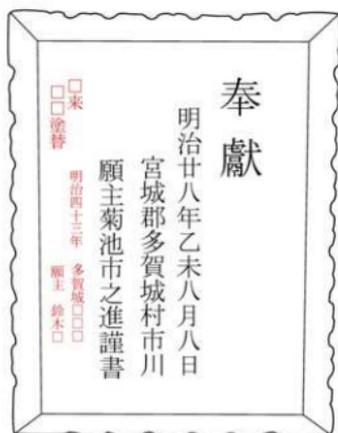
No.3は安政四年の大日堂奥殿修復である。「オモテ面には、頭部に金剛界大日如来を表す種子「パン」、その下に「奉修復大日堂奥殿一字」という主題が記されている。ウラ面は頭部に金剛界大日如来を表す種子「パン」、が記され、安政四年に高橋村氏子による修復された旨記されている。別当は光徳院の信馳、「堂守/徳善」は文字どおり堂宇の管理を行っていた人物であろう。「諸主天中天迦陵頻伽聲/哀愍衆生者我等今敬禮」の偶は、「聖主」が「諸主」となっている。

No.4は文久四年の大日堂奥殿屋根修復である。「オモテ面には、頭部に金剛界大日如来を表す種子「パン」、その下に「奉修復大日堂奥殿家根」という主題が記されている。「家根(やね)」は「屋根(やね)」であろう。ウラ面は頭部に金剛界大日如来を表す種子「パン」、が記され、文久四年の修復を記している。別当は光徳院の中得である。「諸主天中天迦陵頻伽聲/哀愍衆生者我等今敬禮」の偶はNo.3と同様に、「聖主」が「諸主」となっている。

表2 高橋扁額・棟札一覧

図版番号	種別	表題	年代	法量 (mm)			
				高さ	幅	厚さ	
1	大日堂扁額	大日靈神社	明治28	1895	422	322	
2	大日堂棟札	奉修復大日如来堂宇	弘化2	1845	711	204	12
3	大日堂棟札	奉修復大日堂奥殿一字	安政4	1857	706	205	13
4	大日堂棟札	奉修復大日堂奥殿家根	文久4	1864	719	129	8

1 大日靈神社扁額 明治二十八年 (一八九五)



0 20cm
S=1/5

2 大日堂棟札 弘化二年（一八四五）

（オモテ）



0 20cm
S=1/5



(ウ
エ)

3 大日堂棟札

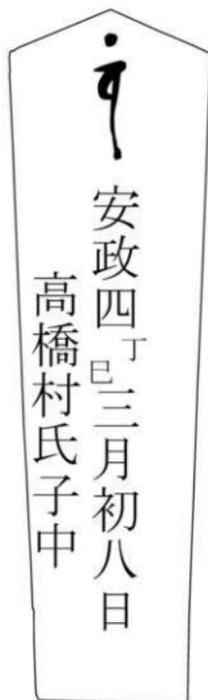
安政四年（一八五七）

（オモテ）



0 20cm
S=1/5

(ウ)之



4 大日堂棟札

文久四年（一八六四）

（オモテ）



0 20cm
S=1/5



(ウエ)

第六節 金工

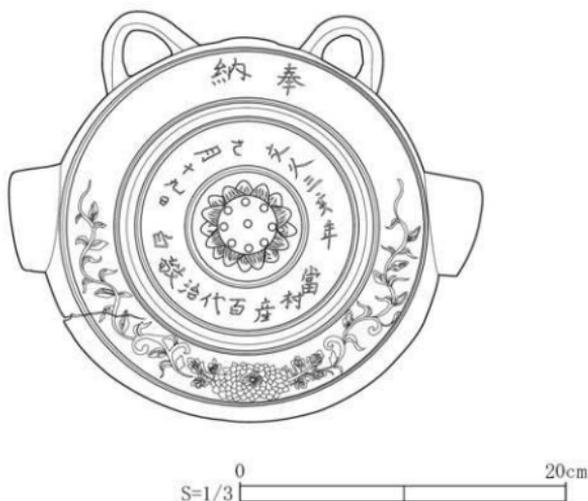
一 罎口

大日堂に鍍銀製の罎口が一口保管されている。

中央の撞座は一六葉の蓮華文を表したもので、形骸化した小さな蓮弁に対し、中房が大きい。中房には蓮子も表現されているが、平坦な造りであり、全体に摩耗している。この撞座がある撞座区の外側には中区(註)、さらにその外側に銘帯があり、それらは降線によって区画されている。耳は付け根のところよりやや下方に向かって突き出ている。その部分を側面から見ると弓形になっており、江戸時代中期以降の製品に多い特徴を有している(久保 一九三二)。

銘文は、銘帯と中区に陰刻されており、銘帯は中央上部に「奉納」、下部に唐草様の文様がある。中区は上部から右回りに「文久三亥年」、左回りに「九月十九日」の紀年銘があり、下部には「當村産百代治敬白」と記されている。文久三年(一八六三)に「当村」に生まれた百代治が奉納したと明記されている。九月十九日は大日堂の秋の祭礼の日であることから、当村とは高橋村のことで、この罎口は大日堂に奉納されたものと考えられる。

註 部位の名称については久保常晴「罎口」『仏教考古学講座 第八巻』に従った。



第7図 大日堂罎口



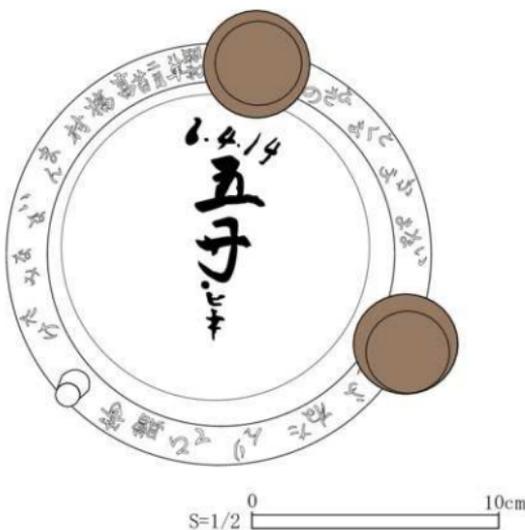
二 鉢

大日堂に鉢が一口保管されている。

葬送の際に使用する鉢で、正しくは鉢鼓である。木槌とともに保管されている。鉢がつく深皿形の鉢であり、鉢がつかない方の平坦面が木槌で打つ面となる。その面の端部とその内側には三条の低い隆線が巡らされている。伏せ置いて、上から叩く場合の装置として、鉢の内面には短い突起状の脚が三箇所に設けられている。この脚には本来木製で小型の台が備わっていたようであるが、現在は一つ失われている。鉢には、小孔が二箇所設けられており、吊り下げて使用するための紐が掛けられている。「奇贈 ひてりん たね よし いなよ ふよ とくよ ひさの 昭和八年二月廿日高橋村 まん いな なみ たけ」の文字が刻まれており、高橋村の女性二名によって奇贈されたことが記されている。内面中央には「五」の墨書と、インクによる後世の書き込みがある。

この鉢は、自宅で葬儀を行っていた時代、自宅から墓地、もしくは火葬場に立つ時に使用され、出棺の少し前と出棺時の一回、近所に知らせるために打ち鳴らされた。近年は葬儀社による会館での葬儀が一般的になったため、この鉢を使う家はほとんどない。

死者が出ると前に使用した家の人が持つてくる決まりになっており、ケイタク（契約）に加入している、昔から高橋にある家から家へ回されており、実際に使用することがなくなった現在でも、鉢を回すことは続けられている。



第8図 鉢（内面）



第七節 民俗

一 地域の概要

1 行政区と人口

高橋村の範囲は、現在の高橋北・高橋南・高橋東一区・高橋東二区にあたる。旧家は高橋北と高橋南に固まって居を構えている他、高橋東二区に散在している。

現在は多くの家屋が立ち並んで商業施設も多く、平成三〇年二月末日時点で世帯数、三二、三三戸、人口五一、八一人となっている。しかし、『町誌』によれば、昭和三八年度の戸数は四三戸となっており、その後の宅地開発によって急激に人口が増加したことが分かる。

2 屋号

アタラシイイエ（新しい家）

ウヘダサマ（宇平太／卯平太様）

オオスガイ（大菅井）

カーメー（川前）

コスガイ（小菅井）

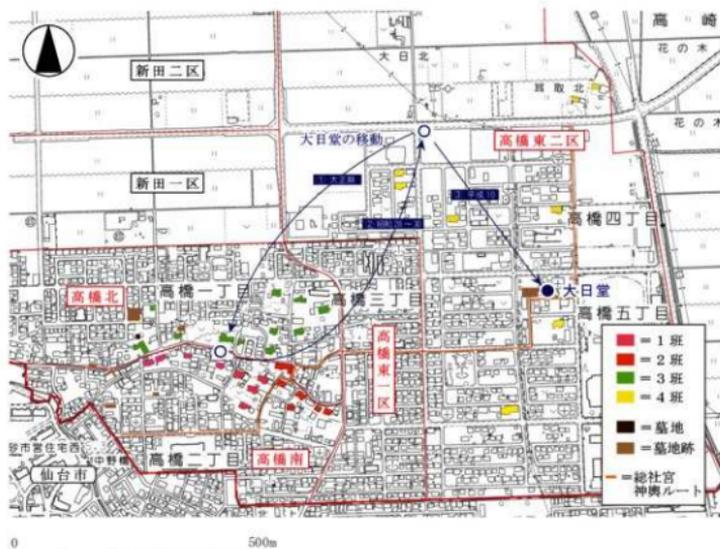
シヨウユヤ（醤油屋）

タカサキユウ（高佐久）

ニシノイ（西の家）



現在の高橋前田公園付近から高崎を臨む（昭和40年代）



二人々のつながり

1 契約講

(1) 現在の契約講

現在高橋でケイヤク(契約)と呼ばれるものは、一班から四班まである、主に葬儀の際に活躍する相互扶助組織である。トナリグミ(隣組)とも呼ばれており、平成二九年時点で一班は八戸、二班は六戸、三班は一戸、四班は八戸で構成されている(第9図参照)。この班の中で葬儀の手伝いをするが、現在は会館での葬儀が主流になっているため、受付や喪家での留守番といったことをする程度である。三班では昔ながらのやり方を残そうとする風潮があり、喪家に頼まれればシモン(死門)やネジリツパナといった飾り物を作るといふ。手伝いに来る人はテイカタ(亭方)と呼ばれる。

葬儀の補助はトナリグミの中で行われるが、高橋には出棺時に鳴らす鉦が地区の共有物としてあり、四つの班で回されている。この鉦は昭和八年に寄贈されたもので、一二人の女性名が刻まれている(第三章第六節 金工 参照)。死者が出ると、その前に鉦を使った家の人が死者の家に持って行く決まりになっており、次に他家で死者が出るまでその家で保管する。自宅で



葬列 (昭和20年前後) 佐藤久義氏提供

葬儀が行われていた頃は、出棺の少し前と出棺時の二回、鉦を鳴らして近所に知らせていた。自宅ではなく会館を利用する場合は叩かないため、現在はあまり使われていない。鉦を叩くことをケンコタタキ(鉦こ叩き)といい、決まった人が叩くことが多かったという。実際には使用されていないが、死者が出た家に回すことは続けられており、保管場所は頻繁に変わっている。

(2) 大契約

現在の契約の活動は、班ごとに葬儀の補助を行うのみであるが、昭和四八年までは一班から四班までの講員が一堂に会し、地域様々なことを話し合いながら当番であるヤド(宿)の振舞いを受けていた。このすべての班の集まりをオオケイヤク(大契約)といい、一戸から一名、主に戸主の男性が参加した。この大契約の活動を記録した宿帳の写しが三冊分現存しており、それぞれ表紙には「明治十四年 大契約帳 陰十月廿三日 改」「大正貳年 大契約帳 拾壹月貳日 改」「昭和拾六年拾壹月卅日 戸主契約帳」と記されている。これらに記された集まりが開かれた年月日、ヤドを務めた人名をまとめたものが表3-5である。これによると、昭和一五年までは三つの班に分かれ、年に一度旧暦一〇月から



自宅での葬儀 (昭和42年) 佐藤久義氏提供

表3 「明治十四年 大契約帳 除十月廿三日改」宿担当一覧

	第1番組	第2番組	第3番組		第1番組	第2番組	第3番組
明治8年	菅井利七			明治44年		鈴木平太	
明治9年		鈴木平太		大正1年			鈴木榮之丞
明治10年				大正2年	赤坂平太郎		
明治11年	鈴木忠吉			大正3年		鈴木子松	
明治12年		佐藤善右衛門		大正4年			菅井義七
明治13年			鈴木仲助	大正5年	鈴木伊右衛門		
明治14年	佐藤庄之助			大正6年		鈴木子松	
明治15年				大正7年			鈴木運次郎
明治16年		鈴木平左衛門		大正8年	佐藤留吉		
明治17年	鈴木兵右衛門			大正9年		鈴木新之助	
明治18年		鈴木勇之助	加藤平治	大正10年			鈴木栄吉
明治19年				大正11年	鈴木平治		
明治20年	鈴木平六			大正12年		鈴木善之丞	
明治21年		板宮善之助	大友友治	大正13年	○		○
明治22年				大正14年			
明治23年	鈴木隆之助			大正15年		鈴木新藏	
明治24年		鈴木萬吉		昭和2年			菅井房治
明治25年	佐藤彦助		佐竹権七	昭和3年	鈴木己之吉		
明治26年				昭和4年		鈴木傳三郎	
明治27年		鈴木善之助		昭和5年			鈴木留藏
明治28年			鈴木大右衛門	昭和6年	加藤庄五郎		
明治29年	板宮平三郎			昭和7年		板宮昌治	
明治30年		鈴木六兵衛		昭和8年			鈴木源五郎
明治31年			赤坂清治	昭和9年	鈴木源左衛門		
明治32年	鈴木仁右衛門			昭和10年		○	
明治33年		鈴木林吉		昭和11年			安積正
明治34年			鈴木東七	昭和12年	鈴木仁右衛門		
明治35年				昭和13年		鈴木平□	
明治36年				昭和14年			鈴木庄松
明治37年		赤坂常治		昭和15年	鈴木子之松		
明治38年				昭和16年			
明治39年			鈴木庄松	昭和17年			
明治40年	菅井兵助			昭和18年			
明治41年				昭和19年			
明治42年			鈴木萬吉	昭和20年	菅井兵助		
明治43年	菅井義吉						

表4 「大正貳年 大契約帳 拾壹月貳日改」宿担当一覧

	第1番組	第2番組	第3番組		第1番組	第2番組	第3番組
明治8年10月24日	菅井義吉			明治44年10月28日		鈴木平馬	
明治9年10月15日		鈴木平馬		大正1年10月27日			鈴木榮之丞
明治10年			○	大正2年11月2日	赤坂平太郎		
明治11年10月26日	鈴木伊右衛門			大正3年12月1日		鈴木子松	
明治12年10月4日		佐藤常治		大正4年10月26日			菅井義七
明治13年10月4日			鈴木運次郎	大正5年11月9日	鈴木伊右衛門		
明治14年10月23日	佐藤留吉			大正6年10月15日		鈴木子松	
明治15年		○		大正7年11月9日			鈴木運次郎
明治16年10月17日			鈴木栄吉	大正8年10月16日	佐藤留吉		
明治17年10月18日	鈴木平治			大正9年10月22日		鈴木新之助	
明治18年10月19日		鈴木新之助		大正10年10月20日			鈴木栄吉
明治19年				大正11年10月25日	鈴木平治		
明治20年		○		大正12年10月25日		鈴木善之丞	
明治21年10月26日		板宮貞治		大正13年			
明治22年10月24日			大友友治	大正14年		○	
明治23年10月5日	鈴木己之吉			大正15年10月30日		鈴木新藏	
明治24年10月5日		鈴木萬吉		昭和2年10月27日			菅井房治
明治25年10月5日			菅井房治	昭和3年10月20日		鈴木己之吉	
明治26年10月15日	加藤庄五郎			昭和4年11月29日		鈴木傳三郎	
明治27年10月24日		鈴木善之丞		昭和5年9月16日			鈴木留藏
明治28年10月10日			鈴木留藏	昭和6年12月6日	加藤庄五郎		
明治29年10月14日	鈴木源左衛門			昭和7年11月10日		板宮昌治	
明治30年10月24日		鈴木新藏		昭和8年10月□日			鈴木源五郎
明治31年10月10日		赤坂甚五郎		昭和9年12月12日	鈴木源左衛門		
明治32年10月16日	鈴木仁右衛門			昭和10年		○	
明治33年10月9日		鈴木傳三郎		昭和11年10月12日			安積正
明治34年10月6日			安積正	昭和12年11月27日	鈴木仁右衛門		
明治35年				昭和13年12月3日		鈴木平馬	
明治36年10月11日	鈴木子之松			昭和14年10月15日			鈴木庄松
明治36年10月5日	赤坂常治			昭和15年10月10日	鈴木子之松		
明治38年				昭和16年			
明治39年10月23日			鈴木庄松	昭和17年			
明治40年10月18日	菅井兵助			昭和18年			
明治41年11月3日		板宮昌治		昭和19年			
明治42年10月15日			鈴木常治	昭和20年11月23日	菅井兵助		
明治43年12月7日	菅井義吉						

■ = 記録なし ■ = 明治37年の間違いか ○ = 人名判読不可

一月頃にヤドで集まりが持たれていたことが分かる。昭和一六年からは四班に改編され、この班分けが現在のケイヤク（契約）※トナリグミ（隣組）の基盤になっている。ヤドは一年ごとに次の班に順番にまわっており、集まる日には年によって変わっている。表3と表4には集まりが持たれた年が重なるって記録されているが、これは明治一四年の契約帳が古くなったことから、大正二年に新調し、その際に戸主が世代交代している家の戸主名を改めながら日にちを書き写したものと考えられる。

同じ班の講員がヤドに当たった時には、班の人々がその家に手伝いに行き、補助に来る人をテイカタ（亭方）と呼んだという。大契約の集ま

表5 「昭和拾六年拾老月卅日 戸主契約帳」宿担当一覧

	第1番組	第2番組	第3番組	第4番組
昭和16年11月30日			佐藤久義	
昭和17年				
昭和18年11月22日	鈴木清五郎			
昭和19年11月30日		鈴木竹蔵		
昭和20年11月23日			菅井義七	
昭和21年11月10日			鈴木新治	
昭和22年11月18日				鈴木勇治
昭和23年12月4日	鈴木治三郎			
昭和24年11月27日		鈴木新蔵		
昭和25年11月24日			鈴木慶助	
昭和26年11月18日				鎌田平三郎
昭和27年12月2日	鈴木新次郎			
昭和28年11月27日		加藤彦造		
昭和29年11月26日			鈴木太市	
昭和30年11月9日				鈴木七郎兵衛
昭和31年11月9日	鈴木清孝			
昭和32年11月23日		安積剛男		
昭和33年				
昭和34年11月9日				鈴木一郎
昭和35年11月26日	鈴木富治			
昭和36年11月26日		佐藤梅治		
昭和37年				佐藤栄
昭和38年11月9日				
昭和39年12月13日	鈴木重一			
昭和40年11月25日		鈴木健一		
昭和41年				
昭和42年11月26日				○
昭和43年11月24日		佐竹義治		
昭和44年11月20日			鈴木次正	
昭和45年				
昭和46年12月5日				鈴木隆
昭和47年11月26日	鈴木周造			
昭和48年11月27日		やえ子		

りには様々な決まりごとがあり、時代の変化に応じて少しずつ変化している。それぞれの契約帳に記された規則は次の通りである。

「明治十四年 大契約帳」

明治十八年改

定

一、老人前二付

一、白米貳升之

一、内白米五合料理分

一、亭方親之初月

ヲ除ク

一、當日寄合時間

朝五ツ時出頭之事

一、同日朝五ツ時ヨリ

野留之事

右之通相定候事

旧十月十九日

「大正貳年 大契約帳」

大正貳年拾壹月改

定

一、老人前二付白米貳

升内五合八料理分

一、亭方親之初月ヲ除ク



寄り合い（昭和49年）
菅井睦氏提供



羽織袴姿でヤドに集まる講員（昭和49年）
菅井睦氏提供

事

- 一、當日寄合時間朝
五ツ時出頭之事
- 一、同日朝五ツ時ヨリ
野留之事
- 一、当日契員參集
時八午前拾時トス
- 右之通相定候也

(中略)

- 大正拾貳年拾月改正ス
- 一 餅白米壹件ノ事
サラメ砂糖壹貫匁
- 以下従前ノ通り
- 右之通相定候也

〔昭和拾六年拾壹月卅日 戸主契約帳〕

- 定メ
- 一、粳白壹升
- 二、料理代金貳拾円
- ヲ限度トス
- 献立
- 一、御飯二変更ス
- 二、本膳ハ煮魚 ヒタス
- 豆腐汁



次のヤドへ運ばれる備品
(昭和49年) 菅井幹氏提供



次のヤドへの引き渡し (昭和49年)
菅井幹氏提供



寄り合い (昭和49年)
菅井幹氏提供

三、夜食ハ納豆及一汁

一菜 以上

四、但シ場合ニ依リ餅食

ニスルモ差支□ナス

昭和十七年十一月二十五日

佐竹養七□宅ニ於テ

協議ス

以上のように集合時間や当日の献立など、詳細な決まり事があり、ここに明記されていないが、講員は羽織袴の正装で参加したという。

このような自宅を会場にしての集まりは講員の負担が大きく、家が狭い講員がヤドに当たった場合は、近隣の家を借りることもあったという。そのため、昭和三〇年度からは公民館を使うという取り決めもなされたが、それでも従来の通りに人が集まることは困難になっていき、昭和四〇年代後半には寄り合いはなくなつたとされている。昭和一六年の契約帳も昭和四八年を最後に記録が途切れている。

大契約の集まりの中止が決まった後、徐々に変化し、簡略化されてきた講の昔ながらのやり方を記録しようと、昭和四九年に字奈祭賀済にある加藤家を会場に寄り合いの再現が行われた。大契約の寄り合いの際には、講で所有する漆器櫃等の食器を使うことになっており、加藤家での再現の際にも使われた。これらの一部は、大日堂内に、蓋付碗二点、蓋付鉢一点、碗一点、湯桶一点、角膳二点、蓋付桶一点が保管されている。櫃等はすべて朱漆がかけられており、文様等の装飾はないが祝いの場で使用したものと考えられる。櫃については蓋と身の組み合わせも明確で



契約調備品目録



食器具・丸櫃

丸櫃は、蓋と身ともに曲物である。身の底部となる底板は一枚の板を竹釘で接合して使用している。前面に生漆が塗られている。

湯桶は、外面底部のみ朱漆の上に生地漆が粗雑に塗られ、三箇所に木製の脚が付けられている。この脚は男性器を象つたもので、本体の底部に貼り付けられた面は平坦であるが、実物に忠実に削り出され、赤色の顔料によって彩色が施されている。湯桶には当初から脚部を作り出したものがあり、中には床ずれや乾燥に配慮して本体底部に三つの釘を埋め込んだものもあることは知られているが（MIHO MUSEUM 二〇一三）、脚部の意匠にあえて男性器を用いた意図は不明である。呪術的な要素も含め、ハレの場における道具という視点から検討が必要であろう。

分な調査は行っていないが、主な概要は次のとおりである。高い高台が付いた深めの椀は飯椀、浅めの椀は汁椀や平椀として使用されたものである。

膳の一つは、四隅を切った足付きの膳である。

(3) 若者契約

主に家督である長男が加入する講である。昭和五〇年代に行われた市史編纂のための民俗調査のデータによると、若者契約は堀払いなど部落のことを決定する組織であり、後に壮年会と名称を変えたという。

「昭和九年拾貳月改 壮年会契約帳」の写しによると、若者契約は四班に分かれており、毎年旧暦一〇月に寄り合いがあったことがわかる。最後の記録は昭和十五年であり、この後の活動の様子は不明である。

(4) 馬頭講

昭和五〇年代に行われた市史編纂のための民俗調査のデータによると、若者契約が家督である長男が入るのに対し、馬頭講は次三男が加入するものであったとされている。一六〜一七歳になると講の仲間入りをし、ベッカ（別家）に出されて独立するか、婿に入るまで所属した。

隣りの高崎地区では、福島県の中村神社を信仰する講をこのように呼ぶが、高橋の馬頭講はこの神社を信仰するものではない。特に何かを拝



湯桶

むわけでもなく、若者契約の寄り合いと同じ日にヤドに集まって飲食するだけであったという。

2 信仰に関わる講

(1) 大日講

大日堂を信仰する女性の講集団があり、年に二回、二月八日と二月八日にオヨウカ（お八日）やオコモリ（お籠り）と呼ばれる集まりが開かれている。現在「大日講」という呼び名は確認できないが、『市史3』には、「大日講」といい、集落の人々が米を持ち寄り、握飯を作って供え、一同で握飯を食べて祭りをしている」と記されている。二月に一年間の地域の発展と安全を祈願し、二月にそのお礼参りをする。一戸から一人の女性が参加することになっており、平成三〇年時点で一五名が活動している。基本的には姑が参加し、亡くなったたり体調を崩したりすることを契機に嫁に引き継がれることが多い。

現在は二つの班に分かれているが、平成二〇年まではケイヤク（契約）と同じ四つの班に分かれ、多い時には三〇戸ほどが加入していた。しかし、徐々に講員が減少し、一班と三班が一つの班になり、その後さらに二班と四班がまとめられ現在のかたちになっている。

四班に分かれていた頃は、オヨウカの日にそれぞれの班の当番の家に集まり、講員から集めた米で班の分の握り飯を作って、大日堂にそれぞれ持ち寄り集まっ



参拝後の直会（平成29年12月8日）

た。参拝時に米を供えることが多かった時代には、その米もオヨウカの握り飯に使われたという。平成二二年からは、当番の家で握り飯を作ることを止め、弁当をとって食べるかたちに変化した。また、白米を一膳用意して祭壇に供えるが、これをオボッキといい、下げた後、全員に少量ずつ配られる。

平成二九年一二月八日の集まりには八名の女性が参加し、境内と御堂の掃除をした後、社務所で直会が行われた。講員は一五名であるが、家で不幸があった年はオヨウカへの参加を控える女性が多いため、参加人数はその都度変化する。講員は減少しているが、現在でも次の世代に引き継ぎがなされている家も多く、講に参加する女性の年齢層には幅がある。



オボッキ（平成29年12月8日）

(2) 山の神講

子授けや安産の御利益で知られる、美里町（旧小牛田町）の山神社を信仰する女性の講集団である。

かつて高橋に存在した山の神講は、一戸から一人の女性が参加し、講員はオヨウカとほぼ同じ家の女性であった。結婚後しばらくして姑から引き継がれて嫁が参加する家もあれば、そのまま姑が参加し続ける家もあり、必ずしも若い女性のみが加入しているとは限らなかったという。ヤド（宿）と呼ばれる当番の家に集まったが、その際、掛け軸などの講の共有物を拝んだかは不明である。集まった日にちも不明であり、宿

帳も残されていない。

年に一回、山神社に二人ずつ参りに行っており、その費用は講の積立金によってまかなわれた。解散時期は記録がないため不明であるが、昭和二〇年代に嫁いできた女性たちは活動したことがあるが、昭和四〇年代に嫁いできた女性たちはその経験がないため、昭和三〇年代には解散したものと考えられる。

三 仏閣

大日堂

高橋五丁目目の祭賀済公園の東側に大日如来を祀る堂宇があり、オデニツツアマ(お大日様)やオデニツツアン(お大日さん)と呼ばれている。大日堂は、現在地に置かれるまで、確認できるだけで三回移動されている。最初に置かれていたのはカーメー(川前)と呼ばれる字発向二二一番地で、明治四三年に大日堂が市川の総社宮に合祀されるまでここに祀られていたという。合祀後、神仏がいなくなつた高橋では、大正初期に堂宇を移し、新たな本尊として堤焼の大日如来像(附章 仏像調査参照)を作つて祀りはじめたとされている。その後、昭和三〇年頃に以前の場所に堂宇を戻し、平成一〇年に高橋土地区画整理事業によって現在地に移動している(移動の場所については、第9図参照)。

祭日は四月一日である。安永三年(一七七四)の「風土記御用書出」には、三月八日と九月一日が祭日と記されており、現在の祭日とは異なる。境内にある寛政五年(一七九三)の手水鉢には三月八日、明治八年(一八七五)の石燈籠には九月一日の日にちが刻まれており、これらの石造物が奉納された時期には、風土記に記された日にちに祭が行わ

れていたと考えられる。アジア・太平洋戦争時に、周辺の神社はすべて四月一日に祭日が統一されたとする話もあり、この時期に変更された可能性がある。現在は四月の第三日曜日に総社宮の神輿が立ち寄っている。合祀後に新たに本尊を作つて祀り始めたが、正式に合祀が解かれた時期は不明であり、合祀されていた時代から続く総社宮とのつながりがあるかがえる。

行事に関しては、初詣、一月一四日のどんと祭、七月から八月の間に行われる夏祭りが主なものである。夏祭りでは、昭和五〇年頃に神輿が奉納されてから子ども神輿が地域を練り歩くようになり、多くの地域住民が参加する。

組織に関しては、一人名の総代によって神社の運営が行われている。総代を務める家はほぼ固定されており、決まった家によって代々受け継がれている。



どんと祭



4月の例祭

第八節 高橋村と仙台藩家臣

現在の多賀城地域に在郷屋敷をもって居住したか、あるいは知行地の一部を所有していた仙台藩の家臣については、『市史2』の中でまとめられている。

高橋村には松野氏の在郷屋敷があり、藤倉氏の所領の一部があった。今回は藤倉氏の所蔵文書について調査する機会を得たので、その概要を報告する。

藤倉氏の祖、和泉某は、米沢の三沢というところに住み、名懸組として伊達政宗に仕えていたという。名懸組とは、伊達家一〇代氏宗以来、特に名をかけて麾下に取り立てられた組士の子孫をいう。摺上原、磐梯山、安積などにおける戦いに従軍し、その後岩出山、仙台へと政宗に従い移り住んだ。

「藤倉家譜」によれば、気仙郡玉山雪沢金山のことに従事する、寛永一七年から二〇年にかけて檢地に携わる、仙台城本丸の石垣普請本メ役となる、日光廟修繕の材木御用を務める、藩主の身辺の種々の用を行な



第10図 藤倉氏系図



元禄元年知行状

う小姓組となるなど、多様な役割に就いていたことがわかる。同家には元禄元年（一六八八）の伊達綱村領知朱印状をはじめとして文政一一年（一八二〇）伊達斉邦領知朱印状まで、九通の領知状が残されている。天保一三年については、知行目録のみが残存している。知行高は知行状の記載を見ると終始一貫一七五文（一石七斗五升）、知行地は宮城郡高橋村一村である。

現存する最古の知行状は先立つこと五年前の天和三年（一六八三）、栗原郡中村に野谷地拝領し、一石七斗五升を開発している。その三年後の貞享三年（一六八六）、出入司大條監物の配下にあつた七宮久之丞という人物が当時高橋村に知行していた一石のうちの二石七斗五升と、藤倉氏が栗原郡中村で新たに開発した土地とを交換した。この時点で藤倉氏は初めて高橋村に知行地を持つに至った。

なお、藤倉氏は、実際に高橋村に居住しながら「在郷屋敷所持」と記されており、在郷屋敷も要害・所・在所拝領などと同様に、藩からの認定がなければ「在郷屋敷」とは公式には呼べなかつたとされている（市史2）。

表6 藤倉氏知行状一覧

年月日	文書名	発出書	宛名書	知行高	村名 ()内は 知行目録による	発給理由	知行目録の署名人	特徴
元禄元 12. 22 1688	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統 第十九章)	藤倉右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	当主交代		止句の「仍如作」は簡略化した表現
元禄7. 12. 3 1694	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統 第十九章)	藤倉庄右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	当主交代		止句の「仍如作」は簡略化した表現
宝永元. 6 1704	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿 一章主藤原宗村)	藤倉庄右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	布施和泉、津田兵部 中村日向 (奉行)	知行状が発給されるのは以後藩主交代時のみとなり、これも家臣に対する藩主の優待性の表れ、目録の形式も簡略化、藩札となることが、その代わり署名人は従来の出入司から奉行に格上げされる。以後、目録形式は概ね未まで固定される。
延享元. 6 1744	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正風式 十式世藤原朝臣宗村 之印)	藤倉直之丞とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	黒沢要人、後藤孫兵衛、 高藤対馬、大塚監物 (奉行)	止句の「領治」「領納」は「取納」に格下げられ、以後この表現で固定される。これは従来の支配するという言葉が取り除かれ、より限定的な半賃借取権に置き換えられたことを表す。
宝暦8. 7 1788	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式 十式世藤原朝臣重村 之印)	藤倉源右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	高橋内匠、中島伊勢、大 塚監物、栗田蔵人 (奉 行)	
寛政4. 7 1792	伊達斉村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式 十四世藤原朝臣斉村 之印)	藤倉直之丞とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	古田舍人、平塚蔵人 高藤対馬、佐藤伊賀 泉田大圓、栗田仙馬 (奉行)	
文化9. 10 1812	伊達斉宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯二 十六世藤原朝臣斉宗 之印)	藤倉直之丞とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	後藤孫兵衛、石田豊前 高藤助解出、松前和泉 片倉小十郎、中村日向 (奉行)	
文政3. 6 1820	伊達斉義領知朱印状	(朱印・伊達家伯二 十七世藤原朝臣斉義 之印)	藤倉右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	平塚重濃、石田豊前 後藤孫兵衛、高藤助解出 高藤孫助、松前和泉 (奉行)	
文政11. 6 1828	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二 十八世藤原朝臣斉邦 之印)	藤倉右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	芝多左衛門、福原貞隆 高泉丞、松前玄女 (奉行)	
天保13. 8 1828			藤倉右衛門とのへ	1貫175文	宮城郡高橋村	藩主交代	松前和泉、石田豊前 芝多対馬、高橋大藏 大塚監物 (奉行)	知行目録のみ

第四章 新田村

第一節 地理的・歴史的環境

一 地理的環境

新田は多賀城市の西部にあり、現在の行政区では後、新後、西後、六歳、北、西、北安楽寺、堀西、南関合、上、中、下、初向となっている。この地区は西側が七北田川に面しており、河川沿いに集落が形成されている。その東側には水田が広がっており、その中に小規模な集落が点在している。

新田地区のこのような土地利用の在り方は、地理的な条件にかなったものである。七北田川沿岸は、その沖積作用によって形成された自然堤防が発達した地域であり、広い範囲が標高五〜六メートルの微高地となっている。しかも、その微高地は、東側の山王地区より約一メートル、その東側の市川・浮島の低地より約二メートル高く、耕地に面した居住空間として良好な環境を有していたと考えられる。

一方、東側の水田地帯は、高橋地区の北側から山王地区の南側にかけて広がる低湿地の一部であり、その中には東西方向に延びる複数の旧河道の痕跡も確認できる。

新田村について、三塚源五郎は『多賀城村聚落の機構 地名の研究（私家版）』（一九三三）の中で次のように紹介している。

この地は七北田川（冠川）の沖積地に発達した集落である。堤防の設備のない頃は出水ごとに氾濫して開拓が不可能であったために、比較的後代になって開墾されたものであろう。もと七北田川は、現在の六歳付

近より東流して山王と新田、高橋の間を通り、八幡の下に至って市川に合し、湊浜に注いだものである。

然るに旧藩時代の寛文中伊達家において原町の倉庫に貢米を輸送するため、苦竹より福田町に「御船引堀」を掘り、それに七北田川を注ぎ、蒲生に流して水量を豊富にし、舟運に便したものだという。

従つてもと川の貫流した跡には上中下川前、古川、河前、東西砂押、高橋、大橋本等の地名が残っている。

安永三年風土記書上

将監谷地、古川沼、前川沼、細川沼

右者往古当郡市川の末流にて多賀城の下より当村に流入商人船往仕候処寛文中岩切川を蒲生浜に被相廻候以後往古の川筋御田地又は沼等に罷成候事。

二 歴史的環境

新田地区には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として新田遺跡と安楽寺遺跡があり、両者合わせるとその広がり、地区のほぼ全域に及んでいる。これは七北田川沿岸の微高地に立地しているという地理的条件に負うところが大きいのであろう。

新田遺跡が知られるようになったのは、昭和三十九年である。北安楽寺で発見された古墳時代中期の土師器や石製模造品によって古墳時代の遺跡であることが明らかになり、その概要は学会誌でも取り上げるところとなった（小笠原・阿部 一九六八）。また、昭和四八年、新田遺跡北寿福寺地区（行政区上は山王）において中世陶器が多数出土し、本遺跡が中世の遺跡であることも知られるようになった（宮城県教育委員会

一九六八。

昭和五六年からは後地区で宅地造成に係る発掘調査が行われ、それ以来現在に至るまで各種開発に係る発掘調査が行われて、考古学的データの集積が進んでいる。

後地区では、縄文時代から弥生時代にかけての土器が発見された地点もあり、七北田川沿岸における集落の形成がその時期までさかのぼる可能性が生じている。古墳時代については、集落の様子は不鮮明であるが、中期と後期の祭祀遺構が見つかっている。奈良・平安時代については真北方向を意識した竪六住居や区画溝を発見しており、官人層に関わる出土品もあることから、多賀城の西側約二、六キロメートルの位置にあるこの地区まで、その影響が及んでいたことが知られる。

中世になると、東側に隣接する山王地区の北寿福寺・南寿福寺地区（新田遺跡）には上級武士の屋敷が設けられ、周辺地区一帯の拠点施設として成長していく。一時断絶する時期もあるが概ね一二世紀後半から一六世紀後半にかけて存続したことが明らかになっており、仙台市東部の洞ノ口遺跡などとともに中世の陸奥国府である「多賀国府」の主要な施設が存在した可能性がある。

新田地区の北関合や堀西周辺は、新田遺跡と重複する形で安楽寺遺跡となっている。これは、この地区が、風土記御用書出の旧跡の項で「安楽寺跡」されていること、また観応二年（一三五一）の岩切城合戦の時、留守氏が籠った新田城の遺跡とする考えが示されたことから、それらに関わる遺跡として捉えられたことによるものである（加藤・野崎一九七三、佐々木一九七六）。新田遺跡として捉えている範囲の中で、古代・中世の遺構が発見されるのは遺跡の北半部であり、南半部や安楽

寺遺跡内で明らかに古代・中世の遺構と認められるものは未だ発見されていない。大部分が軟弱な河川堆積土となっているようであるが、風土記御用書出の記載もあることから調査の際は注意が必要である。

現在、仙台市岩切方面から蒲生に南流している七北田川は、近世以前は六歳や南安楽寺付近で東側に流れを変え、砂押川に合流して湊浜に至り、太平洋に注いでいたとされている。この旧七北田川は、中世には冠川と呼ばれ、府中の南辺として、また農業・商業の川として機能していたが、川底への土砂の堆積が進み、ついには蒲生への流路付け替えによって埋没していったようである。岩切から湊浜に至る水上の動線が失われたことは、新田地区の重要性にも少なからず影響があったと考えられる。

江戸時代になると、新田村に仙台藩家臣、千葉氏、生江氏等が在郷屋敷を拝領している。仙台藩の地方知行制によって、城下より在郷での暮らしを選んだその武士たちの屋敷跡や墓地が残っており、知行状など文書史料も伝わっている。

また、書出には、中野堰、蒲生堰という二つの堰について記載がある。七北田川から中野堰を通して取水された用水は中野村、福室村、高橋村の耕地に、蒲生堰から取水された用水は中野村と蒲生村の耕地に通水され、灌漑施設として重要な役割を果たした。



新田村の西を流れる七北田川（昭和62年）

表7 新田村小名

	風土記御用書出		宮城郡各 村字調書	戦後
	小名	小名以外		
後新田	○			
極荷	○			
原		○		
新後			○	○
西後			○	○
上河原			○	○
下河原			○	○
六歳			○	○
北能ヶ田			○	○
上			○	○
中			○	○
下			○	○
福西			○	○
安楽寺	○			
北安楽寺			○	○
南安楽寺			○	○
南間合			○	○
北間合			○	○
南熊ノ田			○	○
北熊ノ田			○	○
袋			○	○
袋前			○	○
初向ヶ瀬			○	○
貝間ヶ瀬		○		
川前			○	○
上川前			○	○
中川前			○	○
古川			○	○
下川前			○	○

一 地名

新田という村名の起源について、『町誌』では、村内の袋地区に袋沼と夜盗沼(阿部沼)の二つの沼があり、きれいな清水が枯れることなく湧いていたことから、沼というよりも井泉であったので、二つの井戸と見て二井田となったと言いつたといえられている、としている。

吉田東吾は「今、多賀城村の大字にて、南宮の南なり。留守文書、永仁三年のものに「新田内、熊野堂、同神田参町、粟園目田壹町」云々とあるは、この新田ならん」(吉田 一九〇二)として、鎌倉時代後期までさかのぼる地名であることを記している。

新田村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、

大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関する基本資料となっている(表7)。

その後、昭和八年には三塚源五郎が『多賀城村聚落の機構 地名の研究』(私家版)を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補って、可能な限り原文を引用した。昭和四二年刊行の『町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村単位でまとめられており(第四篇近世史 第七章江戸時代 六 区誌)、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれている。

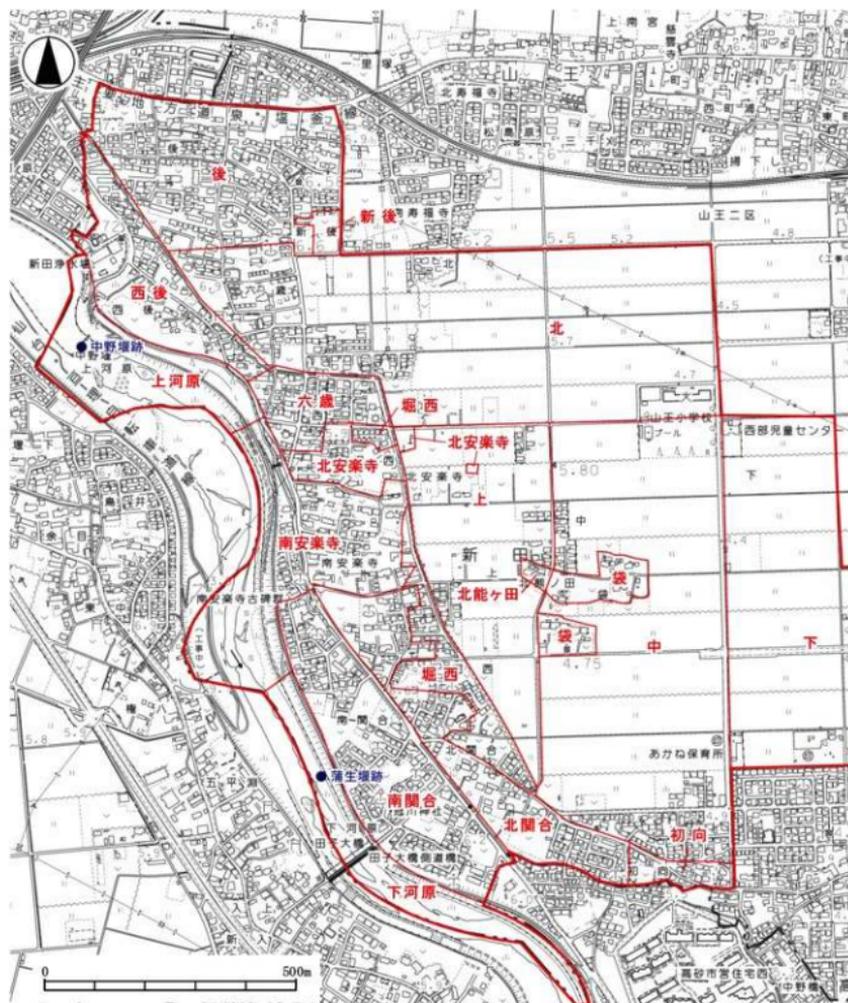
以下、「風土記御用書出」は「書出」、「陸前国宮城郡各村字調書」は「調書」、「多賀城村聚落の機構 地名の研究」は「研究」、「多賀城町誌」は「町誌」の略称により記述する。

稲荷(いなり)「書出」に村鎮守稲荷社の小名と記載されている。御村境の項では、田子村との境界にあたる南の村境が「稲荷堂」とされている。

後新田(うしろにいだ)「書出」に仏間不動堂の小名と記載されている。おかねだから 七北田川の堤防脇にあり、安楽寺山門の跡と言われている(『町誌』)。同書には、古碑が一〇基ほど並んでいて、七北田川を新しく掘った時、安楽寺山門の周辺から集めたとも記している。

貝間ヶ瀬(※)「書出」の御村境の項で、岩切村との境界にあたる西の村境と記載されている。

上川前(かみかわまえ)袋前の東側 現在は一面水田となっている。



第11図 新田字名分布図

上河原（かみかわら）七北田川が大きく蛇行したところで、その痕跡は、仙台市側にくい込んだ形で市境となっている。

川前（かわまえ）「書出」の御村境の項で、高橋村との境界にあたる東の村境と記載されている。

熊ノ田（くまのでん）熊は熊吉が熊治かとにかく通称熊と呼ぶ人の名。田は新田。すなわち熊という人の開墾した新田（「研究」）としているが、「熊ノ」は「熊野」で、熊野堂との関わりで考えるべきであろう。「調書」では「田」を「た」としている。

初向（はつこう）高橋の発向と続いている地。同じ「ハッコウ」でも高橋分と間違わぬよう発と初と別の字をもって表したものが（「研究」）。「調書」では「ハツムカイ」としている。

原（はら）「書出」の御村境の項で、山王村との境界にあたる北の村境と記載されている。

東関合（ひがしせきあい）関の間、すなわち蒲生関と中野関との間（「研究」）。「書出」には、新田村の堰として中野堰と蒲生堰を上げており、中野堰は中野村、福室村、高橋村の、蒲生堰は中野村と蒲生村の用水のための堰であった。関合はこの二つの堰からの流れが合流するところであろう。

袋（ふくろ）河川が大きく蛇行した場所であろう。微高地に開まれた袋状の地形となっており（第三章第一節第二図）、南安楽寺から北熊ノ田にかけて地名が残っている。

袋前（ふくろまえ）袋の南側。

古川（ふるかわ）

南安楽寺（みなみあんらくじ）昔安楽寺という寺のあったところ。

今俗に「お庚さま」と称するところは安楽寺の山門のあったところ。寺の跡は七北田川開通の際川となったらしい。この寺に関係のある神社もあったと見えて、今岩切村余目に鳥井畑という地名が残っている（「研究」）。「書出」の旧跡の項では安楽寺（小名）の「安楽寺跡」を上げている。六歳（ろくさい）毎月六回堰を通した所。六歳堤と言っている（「研究」）。

※ 読み不明



中野堰跡

平成23年の東日本大震災によって機能停止した中野堰の施設。



蒲生堰跡

田子大橋の上流約200mの位置にある。干潮時になると堰の施設であった木杭が現れる。

二 屋敷名

「書出」に屋敷名七ツとして記載がある。

徳利屋敷 壹軒、関下屋敷 貳軒、関合屋敷 壹軒、後屋敷 四軒、
新屋敷 三軒、荒屋敷 貳軒、袋屋敷 四軒

関合屋敷の関合、後屋敷の後、袋屋敷の袋は小名として残っているが、具体的な位置については不明である。

第三節 寺社仏閣

一 神社

稲荷社

稲荷社は七北田川に近い新田字南関合三三番地に所在する。七北田川まで約七〇メートルの位置にあり、周辺が平地である中で、低い小山状の高まりが境内となっている。

この神社の名称についてみると、鳥居の扁額は冠川神社、明治一〇年代作成の「陸前国宮城郡地誌附図宮城縣管轄陸前国宮城郡新田村」には冠社、明治二一年の棟札では冠稲荷神社となっている。安永元年（一七七二）の「封内風土記」には稲荷社、安永三年（一七七四）の新田村風土記御用書出でも「一村鎮守／稲荷社」と記載されている。冠社、冠稲荷など冠川に因む社号が現れるのは、明治以降のことのようにある。



第12図 稲荷社位置図（昭和44年）

平坦な地形の中に小高く盛り上がった境内地が確認できる。

この神社は、同書出に「一小名稲荷」とあり、境内周辺は、かつては稲荷という小名であったことが知られる。風土記書出とも誰がいつ勸進したかは不明となっているが、

書出には、社地は竪十間、横九間、社殿は南向きで三尺作、南向きの鳥居もあつたとの記載がある。おおよそ広さ九〇坪の境内は村共有の空地で、地主や別当はなかつたようである。

稲荷社の社殿については、奏社宮に二点の棟札が保管されており、修繕に関わる情報が記されている。資料②には「御宮守／渡辺勘吉」の名があり、特定の管理者の存在が伺われる。

① 明治一〇年（一八七七） 本宮一字改正棟札

② 明治二一年（一八八八） 奥殿新建立棟札

また、境内の「鞆堂建立記念」碑には

③ 大正一五年（一九二六） 本堂再建

④ 昭和五九年（一九八四） 鞆堂建立

とあり、昭和五三年には氏子によって石鳥居が奉納され、現在の状況が形作られた過程を知ることができる。昭和五九年に鞆堂が建立される以前は、境内中央の高まりの上に、石造りの小祠のみ鎮座していた。

この神社の地区住民との関わりは、境内の「記念碑」に「明治維新後徴兵制ヲ布カレルヤ徴兵サレタ壮者ノ入營ヤ西南役ヲ始



稲荷社の幟・提灯・扁額

又各事変 大東亜戦争等ノ従軍兵士ノ武運長久ノ祈願所デ唯一ノ抛り所
 デアリ精神的ナ憩ノ場デモアツタ」と明確に記されている。
 明治四三年、村内の南宮神社等とともに市川の奏社宮に合祀されたが、
 氏子総代佐藤源太郎外五名の尽力により保存され、昭和四一年に区から
 有償譲渡を受けて今日に至っている（記念碑）。



稲荷神社全景



稲堂建立以前（昭和59年）

二 仏閣 不動堂

新田村風土記御用書出に仏閣として不動堂についての記載がある。所在地は後新田で、誰がいつ勸進したか不明であるが、社地は竪四間、横三間あり、そこは村の空地で、地主も別当もないと記されている。仏閣とはされながら、堂宇についての記載はなく、梵字が記された石仏があるだけで、外に本尊はないとも記されている。

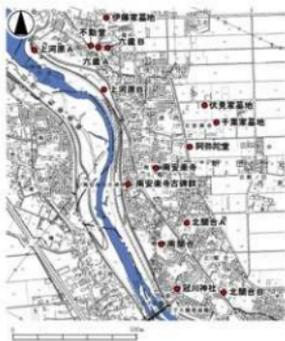
『市史4』では、同地の板碑について「歎満不動堂境内」と記しているが、今回の調査時に、歎満不動堂という名称について情報を得ることはできなかった。



現在の不動堂



不動堂古写真（撮影年不明）



第13図 新田石造物分布図

第四節 石造物

一 分布と概要

新田村地域で確認した石造物としては、中世の板碑二基、近世・近代の供養塔三〇基、墓標七二基などがある。それらの所在地の概要については以下のとおりである（石造物の記載方法については第三章第四節「石造物」参照）。

南関合 七北田川の堤防から約一〇〇メートル東側の民家の中に板碑一基あり、同家で祀られている。

北関合A 関合橋の北側にある民家で、近世の供養塔が二基祀られている。家屋の裏手には畑が広がっており、その北西隅に立っている。

北関合B 田子大橋の東約二五〇メートルの民家の中に、板碑三基が祀られている。

南安楽寺 七北田川の堤防から東約一五〇メートル東側の民家の中に、近代の出羽三山塔が一基祀られている。

不動堂 字西後に「お不動さん」と呼ばれる堂宇があり、板碑二基と近世・近代の供養塔四基がある。「風土記御用書出」には梵字が刻まれた石仏があるとの記載がある。

六歳A 不動堂の東

側の民家の中に水神塔が一基祀られている。

六歳B 不動堂の北東約一〇〇メートルの民家で近代の水神塔が二基祀られている。

伊藤家墓地 新田新後公園の西側に近世・近代の墓標が集められている。その一部は、公園造成前同地にあった墓地から移設したものである。

千葉家墓地 北安楽寺共同墓地の南東に二一基の墓標が残っている。

伏見家墓地 北安楽寺共同墓地の東側に三一基の墓標が残っている。

冠川神社 冠川神社の境内に板碑が三基、沿革碑が一基と、手水鉢、石鳥居がある。

上河原A 中野原の操作室の脇に明治八年の水神塔がある。ただし平成二三年の東日本大震災以降に移設されたもので、もとは約八〇メートル南側の堤防内側にあつた。

上河原B 上河原Aの南東約三〇〇メートルの地点に正和元年と元応元年の板碑、近世・近代の供養塔が三基ある。正和元年の板碑は川から引き揚げられたという。

南安楽寺古碑群 字南安楽寺の七北田川堤防近くに板碑九基と近世の供養塔四基が一箇所に集められ、板碑は市の指定文化財となっている。これらは、もとは七北田川の河原にあつたようで、地元では「おかねだから」と呼ばれていた。

阿弥陀堂 字上の水田中に、雑木に囲まれて「お阿弥陀様」と呼ばれる堂宇があり、その脇に正応元年の板碑がある。堂宇の中には釈迦如来立像があり、外には小型の石像や手水鉢がある。

二 板碑

1 解説

二一基の板碑を確認した。紀年銘があるものが九基、主尊のみのものが九基あり、現状で文字は確認できなかったが板碑と同様に祀られているものも三基ある。

№47は胎蔵界大日如来を主尊とし、碑面の中央部に種子「ア」が刻まれているが、種子の書体は稚拙である。

№48は金剛界成就如来を主尊とし、碑面の中央部に種子「アク」が刻まれているが、種子の書体は稚拙である。

№49は現状で文字は確認できないが、№47・48と同様に祀られているものである。

№50は阿弥陀如来を主尊とし、碑面の中央部に種子「キリーク」が刻まれている。下部に文保の二文字まで確認できるが、『宮城県史17』では「文保元大歳丁巳八月四日孝子敬白」と釈読している。

№51は釈迦如来を主尊とし、碑面の中央部やや上方に種子「バク」が刻まれている。

№52は胎蔵界大日如来を主尊とし、碑面の中央部に種子「ア」が刻まれている。

№53は正和元年の板碑である。胎蔵界大日如来を主尊とし、碑面の上部に種子「ア」が刻まれている。種子の下には正和元年八月十九日の紀年銘があり、その下には「四十八日／念仏結衆／巳上六十／八人敬白」の文字が記されていると報告されているが（註1）、今回の調査時には確認できなかった。主尊を囲むように散華が表現され、荘厳されている。

新田村風土記御用書出で名石とされた割石である（註2）。

№54は元応元年の板碑である。阿弥陀如来を主尊とし、碑面の中央部に種子「キリーク」が刻まれている。今回の調査では確認できなかったが、月日は「七月十七日」となっている（註3）。涅槃点のところで縦に二分されており、それぞれ近世の供養塔として再利用されている。

№55は胎蔵界大日如来を主尊とし、碑面の上部に種子「ア」が刻まれている。

№56は地藏菩薩を主尊とし、碑面の上部に種子「カ」が刻まれている。

№57は現状で文字は確認できないが、№55・56と同様に祀られているものである。

№58は正應三年二月の板碑である。阿弥陀如来を主尊とし、碑面の上部に種子「キリーク」が刻まれている。その下の偈頌「光明遍照十方世界念佛衆生損取不捨」の出典は観無量寿仏經の散文である。春の彼岸の二日目に、講衆四二人によつて造立された旨記されている。彼岸念仏を行つての逆修供養塔である。

№59は正應三年八月の板碑である。阿弥陀如来を主尊とし、碑面の上部に種子「キリーク」が刻まれている。

№60は永仁五年二月の板碑である。一部欠損してはいるが、阿弥陀如来を主尊とし、碑面の上部に種子「キリーク」が刻まれている。偈頌は№58と同様である。

№61は永仁六年八月の板碑である。一部欠損してはいるが、阿弥陀如来を主尊とし、碑面の上部に種子「キリーク」が刻まれている。秋の彼岸の七日に造立されたものである。

№62は正和元年六月の板碑である。阿弥陀如来を主尊とし、碑面の上部に種子「キリーク」が刻まれている。

No.63は延慶三年八月の板碑である。普賢菩薩または無量寿如来を主尊とし、碑面の上部に種子「アン」が刻まれている。

No.64・65は胎藏界大日如来を主尊とし、碑面の上部に種子「ア」が刻まれている。

No.66は現状で文字は確認できないが、ほかの板碑と同様に祀られているものである。

No.67は正應元年の板碑である。上部が欠損しているが、主尊は金剛界大日如来で、種子は「バン」と『宮城県史17』では報告されているので、それに従っておきたい。

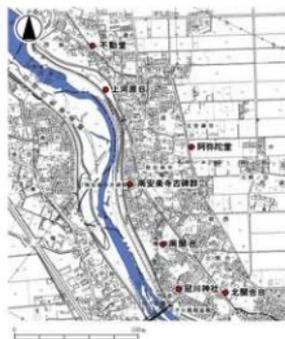
2 新田地区の板碑について

今回の調査において、二一基の板碑を確認した。平成三年刊行の『市史4』では一六基であったので、新たに五基確認できたことになる（註4）。

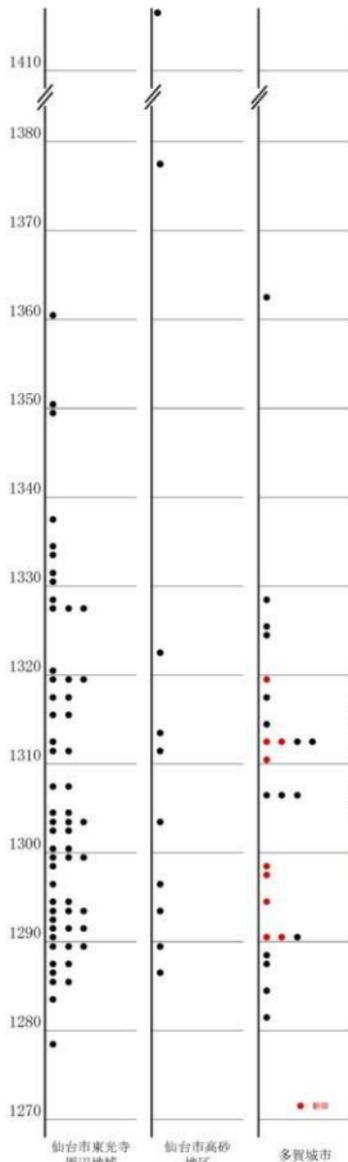
年代についてみると、二一基の内、年次が記されているものは一〇基あり、正應元年（一二八八）から文保元年（一三二七）まで、すべて鎌倉時代後期に造立されたものである。

多賀城市域から仙台市東部にかけては、弘安元年（一二七八）から応永二三年（一四一六）にかけての板碑の造立が行われており、新田の板碑についても、その年代幅の中におさまるものである。むしろ正應三年（一二九〇）から元応元年（一二三一九）までの約三〇年間に集中しているのと同じことでもできる。

二一基の内一七基は、



第14図 新田板碑分布図



第15図 板碑造立年代分布図

南安楽寺古碑群、冠川神社、上河原B、南関合、不動堂など七北田川沿岸、またはその近隣に位置し、市内では最も多い地区といえる。年次が記されている一〇基の内、二月に造立したものが二基、八月に造立したものが五基あり、さらに明確に彼岸供養と明記したのもあるなど、この地区の板碑が、二月の春の彼岸、八月の秋の彼岸に造立されていることを示している。七北田川の対岸では五平淵板碑群として二基の板碑が知られているが（仙台市史編さん委員会 一九九八）、明確に彼岸に造立されたものは見られないことから、七北田川の左岸にある安楽寺付近が彼岸供養の場であったとする考えは妥当であろう。

このような彼岸供養は、日が没する方向が意識されていたとの指摘があり、七北田川右岸で西面して仏事を執り行った状況が想定されていることも、七北田川左岸の安楽寺付近が彼岸供養の場であったことを裏付けるものと言えよう。

本市西部から仙台市東部にかけて、岩切の東光寺周辺は板碑が集中する地域として知られているが、それらの中で性格が明らかかなものはすべて追善供養のため造立されたものであり、七北田川左岸の板碑群とはきわめて対照的である。このことは、それぞれの供養の場が明確に意識されていた事を示している。



南安楽寺古碑群（昭和54年）

表8 板碑一覧

番号	地区名	場所	建立年月日	主尊	備考	登録番号
1	新田	阿弥陀堂	正応元年 1288 10月	大日(金)		818
2	新田	南安楽寺古碑群	正応3年 1290 2月	阿弥陀	光明遍照/十方世界/念仏衆生/撰取不捨彼岸/第二/已上講衆/四十二人	805
3	新田	南安楽寺古碑群	正応3年 1290 8月19日	阿弥陀		806
4	新田	南安楽寺古碑群	永仁5年 1297 2月18日	阿弥陀	光明遍照/十方世界/念仏衆生/撰取不捨	810
5	新田	南安楽寺古碑群	永仁6年 1298 8月	阿弥陀	彼岸/第七番	807
6	新田	南安楽寺古碑群	延慶3年 1310 8月26日	普賢(胎)		808
7	新田	上河原B	正和元年 1312 8月19日	大日(胎)	四十八日/念仏結衆/已上六十/八人	801
8	新田	南安楽寺古碑群	正和元年 1312 6月29日	阿弥陀		809
9	新田	不動堂	文保元年 1317 8月4日	阿弥陀		781
10	新田	不動堂		釈迦		786
11	新田	上河原B	元応元年 1319	阿弥陀		799
12	新田	南関合		大日(胎)		776
13	新田	北関合B		大日(胎)		778
14	新田	北関合B		不空(金)		779
15	新田	北関合B				780
16	新田	冠川神社		地藏		792
17	新田	冠川神社		大日(胎)		793
18	新田	冠川神社				794
19	新田	南安楽寺古碑群				815
20	新田	南安楽寺古碑群		大日(胎)		816
21	新田	南安楽寺古碑群		大日(胎)		817
22	南宮	慈雲寺	永仁2年 1294 8月	不空(金)	彼岸/一番/四十八日別時衆/三十五人	

註1 昭和六三年刊行の『七北田川下流域の板碑』(仙台市教育委員会 一九八八)には、銘文全体の実測図が示されているが、現況では、遺立題旨の部分完全に埋没しているなど、環境が大きく変わっている。

註2 一月(四日)には、この板碑の近くで火を焚いて正月飾りを納める慣習があり、これを「さいど焼き」としている。

註3 註1に同じ。

註4 平成三年刊行の『多賀城市史4 考古資料』では、五六基について写真・拓本等を掲載し、その時点で所在不明となっている二基を合わせて五八基報告している。その後、市内の歴史遺産調査によって八幡地区で四基、笠神地区で一基、東田中地区で一基、そして今回新田地区で二基、現況で文字を確認できないものも含めれば四基発見したことにより、平成三〇年三月末時点で総数六八基となる。

3 割石について

「新田村風土記御用書出」に古碑の項があり、竪七尺五寸、横四尺六寸の古碑一つについて記載がある。その内容は、この碑が「割石」というもので、長年川中に埋もれていて名石と言われていたこと、村人によって街道に引き上げられたこと、梵字一つと正和元年八月十九日の年次が記されていること、何の碑か不明であることなどとなっている。これらの記載の内、紀年銘から、割石とされている古碑はNo.53の板碑を指すものと考えられる。

ところで、現在「割石の碑」と呼ばれているものは、No.54の板碑である。この碑を「割石の碑」としたのは三塚源五郎と見られるが、特にその根拠は示されていない(三塚 一九三七)。「町誌」では「この割石はいつ頃川底から引き上げられたか不明であるが、この石には貞享二年の年号と約二〇名の供養者の名がほりつけられている。(中略)また此の

割石に並んで倒れている古碑が二基あって、一基は貞享二年で供養者の名が記されていて、新井田村の文字が見られる」と記している。「割石」をNo.54の板碑としながら、書出に記されたNo.53の板碑と混同している。

三塚や『町誌』が割石とするNo.54の板碑は、貞享二年(一六八五)には二基の供養塔として再利用されているが、「新田村風土記御用書出」が作成された安永三年(一七七四)にその情報が記載されず、しかも分割されて供養塔に再利用されたものが「名石」として書出に特記されることは考え難い。

No.53とNo.54の板碑はいずれも大型であり、No.54の板碑はきれいに割れている状況から、書出に記載がある割石と結びつけられたのであろう。割石の名については、「あなたかも大石を割った様に形正しい石であるから割石」というのだと古老はいつている」という『町誌』の記載は妥当と考えられる。

なお、正和元年の板碑は、昭和四四年の市内分布調査の「遺跡カード」によると、七月から一〇月までの間に上端部角が大きく欠損したことが知られる。



現在割石と呼ばれている元応元年の板碑



風土記御用書出に割石と記されている正和元年の板碑

47
北関合目
(No. 778)



北



0 30cm
S=1/8

48
北関合目
(No. 779)



北



0 30cm
S=1/8



49
北関合B
(No.780)



0 30cm
S=1/8



50
不動堂
(No.781)



(キリシタ)
文保



0 30cm
S=1/8

51
不動堂
(No. 786)



分 (六)

S=1/8 0 50cm





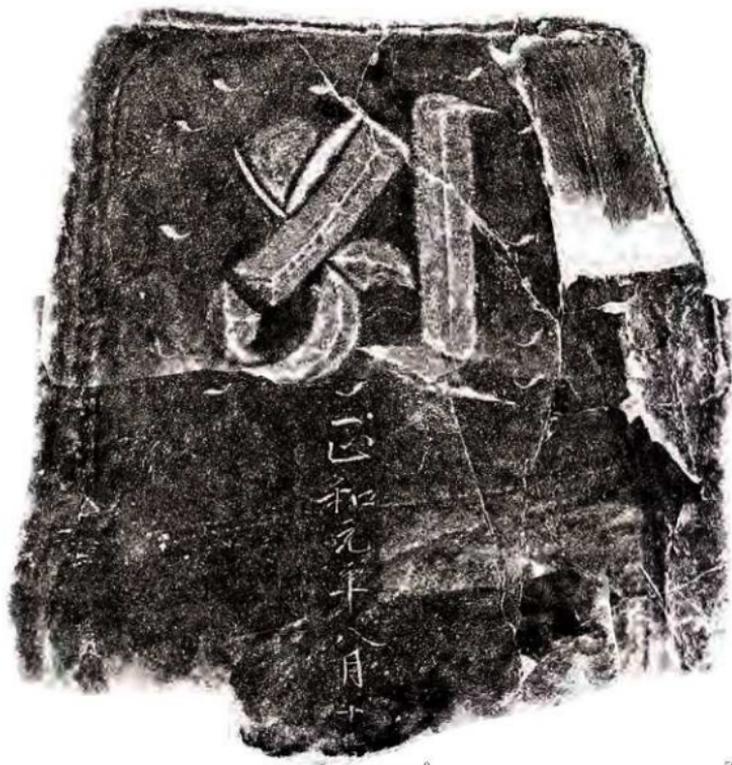
炎

S=1/8 0 50cm

契

正和元年八月十九日

已上六十 八人敬白	四十八日 念仏結衆
--------------	--------------



S=1/8 0 50cm



正月飾りを燃やした跡（平成30年2月）

紙
(キリク)

元應元年壬
七月十七日



S=1/8 0 50cm



昭和63年



55
冠川神社
(No. 793)



天
乙



S=1/8 0 30cm

56
冠川神社
(No. 792)



天
乙



S=1/8 0 30cm



S=1/8 0 30cm

57 冠川神社 (No. 794)



(キリー乙)

光明遍照
已上講衆
十方世界
念佛衆生
正應三年二月 彼岸 第二
撰取不捨
四十二人敬白



S=1/8 0 30cm

58 南安楽寺古碑群 (No. 805)

59 南安楽寺古碑群 (No. 806)



(キリク)

正應三年 庚寅
八月十九日



0 30cm
S=1/8

60 南安楽寺古碑群 (No. 810)



(キリク)

光明遍照
十方世界
永仁五年二月十八日
念佛衆生
撰取不捨



0 30cm
S=1/8



(キリク)

永仁六年八月

彼岸
第七番



S=1/8 0 30cm

61 南安楽寺古碑群 (No. 807)



(キリク)

正和元年壬子六月廿九日

白 敬



S=1/8 0 30cm

62 南安楽寺古碑群 (No. 809)



之
刻
(ア)

延慶三年八月廿六日



0 50cm
S=1/8



刻



S=1/8 0 30cm

64 南安楽寺古碑群 (No. 8 1 5)



刻



S=1/8 0 30cm

65 南安楽寺古碑群 (No. 8 1 6)

66
南安楽寺古碑群 (No. 817)



S=1/8 0 30cm

67
南安楽寺古碑群 (No. 818)



天
(天)

正應元年十月



S=1/8 0 30cm

三 近世・近代の供養塔

1 庚申塔

№86は元禄一四年の庚申塔である。永仁五年の板碑の裏面を再利用したものである。この年は庚申年でもなく、一月一日も丙申の日である。この塔は、阿弥陀三尊を主尊とし、円相の中には阿弥陀如来の種字「キリク」、脇侍は胎藏界大日如来の種字「アーンク」と「ア」を配している。阿弥陀三尊におけるこのような脇侍の組み合わせはきわめて異例であり、大日如来より阿弥陀如来を優位とする教義の表れかと考えられる。和南とは、目上の人に敬意を表してその安否を尋ねる語で、口に唱えながら、深く首をたれて礼をすることである。下部には有姓の男性一一名の交名がある。

№89は安政五年の庚申塔である。生江保次を先頭に無姓の男性四名の交名がある。生江氏は新田村に在郷屋敷を構えていた仙台藩の家臣である。保次は、安政二年（一八五五）の御野場印判合判の差出人保治の子であろう（本章第七節 三 生江氏 参照）。一月一日は、この年五回目の庚申の日である。

2 日待系統の塔

№87は宝暦六年の日待塔である。主題の両脇に瑞雲を伴った日天と月天を配している。下部に無姓の男性一四名の交名がある。九月四日はこの年五回目の己巳の日である。

3 自然神信仰の塔

№73は昭和七年の水神塔である。年号を使用せず、西暦を使用して紀年銘を記している。伊藤氏個人の造立である。

№74・75は明治二八年の水神塔である。寸法はほぼ同じであり、文字

の配置も近似している。もとは屋敷内の井戸と、家の前にあった堀端にそれぞれあった。

№78は文化三年の山神塔である。「山神」の文字の上に「小牛田」とあり、小牛田山神社への信仰を示すものである。下部に一二名の女性の交名があり、その内三名は生江氏、千葉氏、牧野氏という記載から、武士の妻女と考えられる。

№79は明治八年の水神塔である。水下講中によって造立されたもので、オモテ面には、中野村願主七名、高橋村願主六名、福室村願主四名と、福室村助力七名、中野村助力一〇名、高橋村助力四名の名が列記されている。主題は静寂道人の書である。ウラ面には、福室村、高橋村、中野村の耕地を潤すため、中野堰が設置された事情を記しているが、判読できない箇所が多く、文意がつかめない。

4 馬の守護神の塔

№76は明治三五年の馬標神塔である。柳原氏個人の造立である。

№83は嘉永八年の馬頭観世音塔である。

№84は昭和一五年の馬標神塔である。下半部は道標となっており。東は塩釜、西は岩切駅、南は福田橋、北は山王校までの距離が示されている。もとは関合橋袂にあったものが移動されたという。

5 山岳信仰の塔

№68は明治三〇年の出羽三山供養塔である。三山の内、月山が中央に配されているのは、月山を祀る月山神社の社格が三山の中で最も高いことによると見られる。造立日については、これまでの市内の調査事例では八日となっているものがほとんどであるが、本例では一月一日となっている。

№69は天保二二年の蔵王山塔である。蔵王山の文字は篆書体で記されている。導師は榮照寺持首となっているが、榮照寺の所在は明らかにできない。有姓の男性等七名の交名が確認できる。

№71は明治二六年の湯殿山神社供養塔である。三三度の登拝を記念して伊藤仁左衛門が建立したものである。岩根澤口とは出羽三山への参詣口である八方七口の一つで、「山先立」は山先達と見られ、里先達に率いられた参詣者を、登山口で引受け、三山への参詣を手引きする修験であろう。岩根澤口には二六の宿坊があり、その一つが三覚坊であった。

大代の柏木神社には、明治三年以前のものでみられる御祈禱之御守願容器が六個残されている。御祈禱之御守願は参詣者に授与されたもので、その容器すべてに三覚坊の名が入っていることから、登拝する大代村や笠神村の人々を宿坊に泊め、山先達を務めたのは三覚坊であったことが知られる。「阿部三覚」はそのような三覚坊の修験者であろう。

№72は安政六年の湯殿山塔である。頭部に胎蔵界大日如來の主尊を表す種子「アーンク」を刻んでいる。湯殿山は江戸時代に三山の中心であったことから、単独で「湯殿山」の名のみ刻んだ供養塔も多いという。

6 名号塔

№70は嘉永元年の名号塔である。市内の名号塔としては、年代的に新しいもの一つである。下部に世話人として無姓の男性八名の交名がある。

№80は貞享二年の名号塔である。元応元年の板碑を二分し、その一方の石材を利用したものである。頭部には、胎蔵界大日如來を表す種子「ア」が配され、その下に名号と紀年銘が刻まれている。その下には施主一四名の交名があり、その構成は、有姓の男性とその妻や母などとなっている。

る。

№81は貞享二年の名号塔である。№80と同じく、元応元年の板碑を二分し、その一方の石材を利用したものである。オモテ面と左側面を使用しており、オモテ面の頭部には、阿彌陀如來を表す種子「キリーク」が配され、その下に名号と紀年銘が刻まれている。その下には合計三八名の交名があり、有姓の男性名十同信女、有姓の男性名十同母という組み合わせになっている。交名の上に「山王村／新井田村」の記載があり、この供養塔造立に関わった三八名は、山王村と新田村の二つの村の人々であったことが知られる。左側面には「一念弥陀仏」、その下に有姓の男性二名の名が刻まれている。

№82は元禄一六年の名号塔である。

№85は延享二年の名号塔である。断碑であり、詳細は不明である。

7 その他仏教関係の塔

№77は舟形光背に子安観音菩薩立像を半肉彫りしたものである。天明七年、新田村の与左衛門とその妻によって造立されたものである。

№88は舟形光背に子安観音菩薩立像を半肉彫りにしたものである。裏面は粗い加工痕を残しながら、正面を平坦にして、立像の頭部付近に頭光が表現されている。観音像の右側に「観音講中 □十一人」と「宝曆七年十一月十七日」の紀年銘がある。台座には宮城新田村として二一名、無姓の男性名十内という表記で女性の交名がある。

№90は釈迦如來立像である。外側が舟形光背状を呈し、裏面は粗い加工痕を残しながら、正面を平坦にして立像を半肉彫りにしている。

羽黒山
月山

湯殿山 講中
明治三十年十一月十五日



0 30cm
S=1/8



69 不動堂 (No. 782)

天保二年 (一八四一)

藏王山

十月八日

天保十二年

癸卯寺持音
海師
丑稔



S=1/8 0 50cm





南無阿彌陀佛
十一月十日

嘉永元年

世話人

利口
幸口

市吉
利口
与左門
与左門



S=1/8 0 30cm

70 不動堂 (No. 783)

嘉永元年 (一八四八)



湯殿山神社

明治廿六年八月八日

岩根澤口山先立

阿部三寛

伊藤仁右衛門
三十三歳世業 建之



S=1/8 0 30cm

71 不動堂 (No. 785)

明治二十六年 (一八九三)

72 不動堂 (No. 784)

安政六年 (一八五九)



(バアレンク) 安政六己未歳 當村
悉 湯殿山 願

十月八日

S=1/8 0 50cm



73 六歳A (No. 787) 昭和七年 (一九三二)



水
神
西曆一千九百三十二年
十二月一日建
伊藤嘉藏



S=1/8 0 30cm

74 六歳B (No. 888) 明治二八年 (一八九五)



水
神
明治廿八年



S=1/8 0 30cm



水
神

明治廿八年



S=1/8 0 30cm

75 六歳日 (No. 889) 明治二八年 (一八九五)



馬
櫃
神

明治三十五年

十二月廿日 柳原



S=1/8 0 30cm

76 冠川神社 (No. 788) 明治三五年 (一九〇二)

77 北関合A (No.797) 天明七年(一七八七)



養 供

(子安観音立像)

天明七_丁未年十一月朔日

新田村 与左工門
妻建之



0 30cm
S=1/8



78 北関合A (No.796)

文化十三年(二八二六)



0 30cm
S=1/8

小半田

山神

文化十三年

七月吉祥日

おかりきん
おさのみ
おせんの
おはつり
おとりの
千薬氏
生江氏
牧林氏



79

上河原A (No. 798)

明治八年 (一八七五)



0 50cm
S=1/8



明治八年歲次乙亥八月廿日建立

水下講中

水

神

静
娛
道
人
書

中野村願主

小幡周助

遠藤傳右衛門

加藤新吉

加藤幸吉

和地貞治

渡邊民治

笹谷貞右衛門

高橋村願主

佐竹貞治

佐藤六右衛門

鈴木勇之助

鈴木平左衛門

板宮源之助

鈴木久四郎

福室村願主

三浦百代治

三浦林治

菊地範右衛門

花淵長吉

福室村助力

花淵七右工門

三浦源十郎

三浦徳右工門

富田惣吉

三浦宇内

三浦信左工門

相原龜右工門

中野村助力

小幡源五郎

小幡彌兵衛

古澤清八

小幡清兵衛

遠藤傳助

佐藤作十郎

伊藤仁三郎

郷家千藏

加藤弥三郎

熊谷朴内

高橋村助力

菅口利七

鈴木平六

佐竹勇三郎

佐藤庄之助



原往昔慶長年間伊達家全興之時冠河千尋□耕耘之堰也號中野堰福室高橋
 中楚三村之安水也而流□生□此を□□開化之時乎蒲生安水□□與中野堰合併□
 然村夫水下舉而不肯同興有成□□之□□時成□明治^乙□蒲生堰水下□被□□
 明計□帷帳之内其勢□大而于新田村中堀新溝水背村□三村之旧溝水を逆流新溝水を
 順流充滿本也中楚水下□□成埋□新溝然流□□□之四邑之有夫和糾同興
 而流□不□溝水合併為是流□水神祭祀

三邑味戸代理^云也

井内石工

日下慶治



元南無阿弥陀佛

八月二十七日

貞享二乙巳稔

施主 遠藤次兵衛

伏見太兵衛 妻
 平我權六
 鈴木忠五郎
 小野清三郎
 保科口兵衛
 森下伊兵衛
 鈴木實五郎
 同母
 後藤太郎
 谷甚藏
 渋谷伝藏
 同信女

0 50cm
 S=1/8



81

上河原B (No. 800)

貞享二年 (一六八五)

(正面)



(左側面)



S=1/8  30cm

(正面)

山王村
新井田村
小笠源兵衛 同信女
丹波源兵衛 同信女
遠藤次兵衛 同信女
保科丹口兵衛 同信女
渡部 同信女
平我左衛門 同信女
岡崎石衛門 同信女
小笠源兵衛 同信女
永笠勘衛門 同信女
遠藤口兵衛 同信女
□平右衛門 同信女

(キリク)

南無阿弥陀佛

貞享二乙巳天

八月二十四小敬白

小笠源兵衛 同信女
遠藤加兵衛 同信女
伏見正六 同信女
同母 同信女
小笠清兵衛 同信女
同母 同信女
沼倉清右衛門 同信女
永笠口兵衛 同信女
□藤 同信女

(左側面)

一念弥陀佛

高山弥左衛門
鈴木九口二



82 上河原B (No.802)

元禄一六年(一七〇三)



S=1/8 0 30cm

南無阿彌陀佛
(請花)

于惟元禄十六癸未年

施主

八月廿四日

敬白



83 上河原B (No.803)

嘉永八年(一八五五)



S=1/8 0 30cm

馬頭觀世

嘉永八

三月十九





馬 東塩 釜一里
 歷 西岩切 十
 神 南福田橋 二十
 北山王校 十五

約

昭和十五年旧正月十五日



0 30cm
 S=1/8

84 上河原B (No. 804) 昭和十五年(一九四〇)



享二巳天
 月初五日
 弥陀佛



0 30cm
 S=1/8

85 南安楽寺古碑群 (No. 811) 延享二年(一七四五)

奉り之
 奉
 奉念庚申供養塔
 十一月十三日
 敬白

孔
 元禄十四年 巳年
 和南

伊藤正藏
 榮傳五郎
 佐藤左三門
 同 坂西郎
 小野源兵衛

（請花）
 口 藤
 口 北
 口 伏見口左エ門
 大宮伴兵衛
 志小田科兵衛
 一衛門



S=1/8 0 30cm





庚申
 安政五戊午歲 生江保次當村
 十月十八日
 源治 松四郎
 又左三門 幸八



S=1/8 0 30cm

89 南安楽寺古碑群 (No. 814) 安政五年 (二八五八)

(釈迦如来立像)



90 阿弥陀堂 (No. 820)

四 手水鉢

No.91は無紀年の手水鉢である。南宮の知五郎によって奉納されたものである。年次は「癸酉八年旧三月」となっているが、八年が癸酉となるのは昭和八年である。

No.92は無紀年の手水鉢である。男性一八名ほか区の人々によって奉納されたものである。石工は市川の高橋登之助となっている。

91 阿弥陀堂 (No. 819) 昭和八年 (一九三三)



奉納 南宮

知五郎

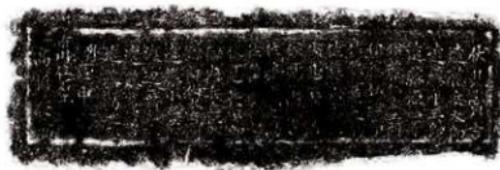
癸酉八年旧三月

92 冠川神社 (No. 795)

奉 獻



伏見寅吉
遠藤兵太郎
遠藤平三郎
遠藤源四郎
伊藤左三郎
伊藤仁三郎
佐藤基之助
伏見藏口
伏見林吉
佐藤口之助
佐藤興七
伏見長口郎
鎌内兵左二門
鎌内□□門
遠藤小左二門
渡辺新口
遠藤兼吉
遠藤勘之丞
外區中
市川住五工
高橋登之助



S=1/8 0 30cm



五 沿革碑・記念碑

No.93は、地元の有志が、稲荷社（冠川神社）境内地の取得を記念して造立したものである。稲荷社は、明治四三年に奏社宮に合祀された後、境内地は氏子総代佐藤源太郎外五名の代理名義として保存されてきたが、遺産相続上の問題から区に返上の声がかかるようになり、区民が協議した結果、希望者に売却する事態に至ったため、有志二三名が、区より社境内地の有償譲渡を受けたというものである。

No.94は、石島居建立記念として造立されたものである。

93

冠川神社 (No.789)

昭和四一年（一九六六）

記念碑

謹而曰ス 此ノ地ハ古来新田ノ鎮護ノ為冠川神社ヲ建立シ稲荷大明神ヲ祭祀トシ 産土神トシテ村民ノ信仰ノ厚カッタ由緒アル聖地デアッタ
殊ニ明治維新後徴兵制ヲ布カレルヤ徴兵サレタ社者ノ入営ヤ西南役ヲ始メ各事変 大東亜戦争等ノ従軍兵士ノ武運長久ノ祈願所デ唯一ノ拠リ所デアリ精神的ナ慰ノ場デモアッタ 明治四十三年内務省ヨリ市川区ノ奏社宮ニ合祀セラレタガ其ノ後氏子總代佐藤源太郎殿他五名ノ代理名義トシテ保存シテ来レリ 然ルニ時移リ世ガ変リ昭和二十三年新憲法公布セラレ旧来ノ家族制廃止ト共ニ家督相続ガ無クナリ均等遺産相続制トナリ代表名義人ノ内迷惑ヲ蒙ムル後継者總出ノ状態デ区ニ返上ノ声上ガリ区民モ捨テオケズ一同協議ノ結果希望者ニ特売スルモ己ムヲ得ズ一決ス 此処ニ於テ我々十三名相談シ地元ノ由緒深イ土地ヲ区ヨリ有償テ譲渡ヲ受ケ永久ニ保存スル事ニ意見一致シ金十万円也ヲ区ニ支払ヒ取得シタル土地ナリ
依而コレヲ記念シ長ク伝ヘル爲碑ヲ建立ス

昭和四十一年十一月十日

遠藤貫平 撰文

土地ノ表示

新田字南関合参拾参番地 一、山林参畝拾歩

發起人	所有者氏名	遠藤征悦	遠藤政美	渡辺新治
渡辺幸太郎		遠藤国男	渡辺義典	渡辺清彦
遠藤 甫		遠藤兵太郎	小島広司	渡辺武雄
遠藤又三郎		遠藤貫一	遠藤勘之丞	
		遠藤 清	遠藤和雄	

石鳥居建立記念

昭和五十三年四月十五日

鎌阿遠遠渡渡渡渡遠遠遠遠小遠
 内部藤藤辺辺辺辺藤藤藤藤鳴藤
 建と政義新胞義和藤勸之貫一征廣八之
 業よ潔美典治雄一雄亟亟一悅司亟

カネヨシ木材株式会社
 遠藤正巳
 佐藤福治
 渡辺幸福七
 佐藤幸進
 遠藤金也
 佐藤勝義
 遠藤武志
 佐藤三夫
 佐藤長松
 鈴木功
 丸友運輸阿部靖弘
 仙台鎌内浩
 上田子大泉義男商店
 松ヶ浜加藤あき



六 墓碑

ノランバ三箇所を確認し、千葉家墓所では二一基、伏見家墓所では三一基、伊藤家墓所では二〇基の墓碑調査を行った。

千葉家墓地ではすべての墓碑が倒伏した状態となっているが、それらに近接している台座の位置から復元が可能である。墓は東西方向に並ぶままとまりが南北方向に三列見られ、墓碑は台座の北側に倒れているもののオモテ面が上面となっていることから、南向きだったと考えられる。墓碑の年代は正保三年（一六四六）・寛文五年（一六六五）から明治三年（一八八〇）に及んでいる。仙台藩家臣千葉氏の墓地である。

伏見家墓地ではほとんどの墓碑が据えられた状態を保っている。墓碑の向きや位置関係から、七つのグループに分類することができる。それらは南向きのもので西向きのものであり、敷地内における規則性は見出しがたい。墓碑の年代は元禄一二年（一六九九）から明治一三年（一八八〇）に及んでいる。この墓地の被葬者は、天保一二年（一八四一）の墓碑までは無姓であるが、嘉永四年（一八五二）の墓碑から伏見姓が確認できる。

伊藤家墓地は墓碑が一箇所に集積された状態となっている。墓碑の年代は寛永五年（一六二八）から明治一五年（一八八二）に及んでいる。伊藤家の墓とされているが、佐藤氏や鈴木氏の墓碑も確認できる。No.133はこれまで市内で確認できる最も古い墓碑であり、No.134とともに平民層のものとは考え難い。



千葉家墓地

95 千葉家墓地 (No.867)

千葉出雲善久廟

寛文五乙巳年十一月四日

性庵寿圓善信士(請花)

○羽妙貞禪定尼

正保三戊午五月四日

千葉出雲内



伏見家墓地



伊藤家墓地



96 千葉家墓地 (No. 868)

千葉善七重久廟

寛文十二年子年二月六日

○陽庵道明善信土 (請花)

□窻妙順善信女

貞享元甲子年十二月廿二日

千葉善七内室



99 千葉家墓地 (No. 871)

宝曆三癸酉年

○露白妙清信女 (請花)

□月十八日千葉文之亟妻

八十八歳



97 千葉家墓地 (No. 869)

元禄十三庚辰年

○心應明白信土 (請花)

四月四日 千葉権平定久



100 千葉家墓地 (No. 872)

□

宝曆八戊寅年

○願覚了圓信土 (請花)

六月廿四日

二十一歳



98 千葉家墓地 (No. 870)

千葉善七郎妻

延享四丁卯年

○蓮正智鏡信女 (請花)

十二月十四日行年六拾三歳



101 千葉家墓地 (No. 873)

安永五甲年千葉善之亟

良光

○秋林智元信土 (請花)

十月十九日

年七十二歳



102 千葉家墓地 (No. 874)

千葉善之丞

天明二壬寅年

○ 栢月妙貞信女 (請花)

八月十日 後妻

行年七十一歳



105 千葉家墓地 (No. 877)

千葉善七郎良安

行年六拾三歳

天保三年八月廿六日

○ 悟道了説居士 (請花)

繁室貞昌大姉 (請花)

文政五年午年六月十日

同人妻五十一歳



103 千葉家墓地 (No. 875)

千葉権平

寛政十一己未年 妻

○ 鞠顔芳紅大姉 (請花)

九月初五日卒

行年五十歳



106 千葉家墓地 (No. 878)

文政七甲申年

○ 萬翁義堅居士 (請花)

十二月五日行年七拾四歳



104 千葉家墓地 (No. 876)

享和三亥年

千葉

源吾

○ 放光禪童子 (請花)

九月五日

五才



107 千葉家墓地 (No. 879)

天保二年

大活全機居士

○ 正月八日卒行年四拾五歳 (請花)

發心惠性大姉

天保三壬辰年十一月初四日

同人妻四十二歳



108 千葉家墓地 (No. 880)

明治十二卯年五月八日

(ア) 静養實道居士 (請花)

千葉義十郎次男

同苗吾樓年廿九世



109 千葉家墓地 (No. 881)

□□□三巳年

○長安貞善大姉 (請花)

十一月八日

行年□



111 伏見家墓地 (No. 824)

享保八癸卯天

○涼庵義種居士

六月十六日



112 伏見家墓地 (No. 825)

延享二丑年

○善等妙考

七月十日



110 伏見家墓地 (No. 823)

于惟元禄十二卯稔

孝子

○寂光良照信士

敬白

八月廿七日



113 伏見家墓地 (No. 826)

宝曆四戊天

○空林妙假信

七月□日

母久□



114 伏見家墓地 (No. 827)

藤衛門

母六十三

宝曆十三癸未年八月廿七

○禪林妙圭信女



115 伏見家墓地 (No. 828)

宝曆十四申天

○別傳一法信士

四月六日

父 □□



116 伏見家墓地 (No. 829)

明和八年

○無相妙喜

三月二十六日

長三郎

母四十九才



117 伏見家墓地 (No. 830)

安永三年甲午年

○大道宗白信

十月廿七日



118 伏見家墓地 (No. 831)

□兵衛

安永六丁酉年

○寒齋藏威信士 (請花)

十二月八日

年八十四才



119 伏見家墓地 (No. 832)

天明八申年

(ア) 白庭妙光信

十一月十六日

母五十三



120 伏見家墓地 (No. 833)

岳左衛門

寛政元酉年

○圓心自明信女

八月十二日

母



121 伏見家墓地 (No. 834)

岳左衛門子

寛政十一未年

○如實童子

四月十四日

勇治

十三才



122 伏見家墓地 (No. 836)

享和三

無相如幼

七月廿日



123 伏見家墓地 (No. 835)

享和三

参玄童

八月廿四

松



124 伏見家墓地 (No. 837)

長左

文化五辰

○徳岩宗

十月十日

年



125 伏見家墓地 (No. 838)

喜左工門

文化十一戌年

正道玄覺信士

十一月八日

父行年七十六



126 伏見家墓地 (No. 841)

清五郎

文政三辰年

○明菴如清信女

三月二日

母□左工門妻五十七



127 伏見家墓地 (No. 839)

庄右工門四十五歳

天保十五辰年六月廿□

○孤峯良轉信□

温質妙柔信□

天保三辰年十□

同人妻三□



129 伏見家墓地 (No. 842)

伏見久兵工

安政二年卯

○見岳了性信士(請花)

星四月六日

年三十七才



130 伏見家墓地 (No. 843)

伏見久兵

文久二年壬戌

○寂玄善童女

星四月廿一日

とら年九才



128 伏見家墓地 (No. 840)

伏見崑平年

嘉永四年五月八日

○心眼良直信

善岳妙了信女

天保八年十月廿六日

妻みん年三十八



131 伏見家墓地 (No. 844)

清作娘

慶應三卯年

○直心妙道信女

十二月十一日

すて年廿三



132 伏見家墓地 (No.845)

伏見はる

明治十三年八月廿七日

桂林妙香信

年五十六才

135 伊藤家墓地 (No.892)

元禄七戊寅

孝子

○實法妙三禪定尼(請花)

敬白

八月七日

鈴木勘五郎母

136 伊藤家墓地 (No.893)

宝永四丁

○幼□童子

八月四日

137 伊藤家墓地 (No.894)

元文二丁巳

○古梅清薫信士(請花)

二月十日 □作

父

134 伊藤家墓地 (No.891)

寛文九年

○雪道好福定門

十一月七日

139 伊藤家墓地 (No.896)

明和丙子

紫源妙

六月四日

140 伊藤家墓地 (No.897)

安永四未年

○雪

141 伊藤家墓地 (No.898)

天保三

天保三

○全提秀圓信

正月晦日

142 伊藤家墓地 (No.899)

天保五

○寂安壽

八月

143 伊藤家墓地 (No.900)

弘化三丙午

○心月恵明

八月二十

144 伊藤家墓地 (No.901)

仁助

嘉永六丑年

(ア) 美安妙通信

十一

145 伊藤家墓地 (No.902)

仁平

文久三亥年

(イ) 安懐福

六月十日

年二十

146 伊藤家墓地 (No.903)

明治十五年二月十七日

○春安全雄信士

佐藤仁兵衛行年七十二歳

147 伊藤家墓地 (No.904)

明治

○圓

四月

148 伊藤家墓地 (No.905)

明

○安意妙

九月八日

母年

149 伊藤家墓地 (No.906)

○一安

六月

150 伊藤家墓地 (No.907)

○一安

十二月



第五節 扁額・棟木銘・棟札

稲荷社の棟札が二点、陸奥惣社宮に保管されている。明治四三年、大日堂などとともに合祀された際持ち出されたもので、そのまま今日に至っているものである。

No.5は「冠川神社」扁額である。四辺に縁を巡らした浅い角皿状の扁額である。タテ四九・七センチメートル、ヨコ三六・七センチメートルの井内石の板に固定された上で石鳥居に取り付けられている。「冠川神社」の文字は陽刻され、その表面と額の縁は赤色の顔料で彩色されている。井内石の板の下端には「小嶋リン」と刻まれている。

No.6は文久二年の棟木銘である。釘が一つと五箇所の釘穴がある。紀年に続けて「立」とあるのは「建」と見られ、大工仲岡（以下欠損）が建物の建設に関わったのであろう。この棟木銘は遠藤家の旧家屋の解体時に、屋根裏から発見されたということであり（遠藤氏の教示）、改築前の家屋の建設年代を示すものと考えられる。

No.7は稲荷神社本宮改正棟札である。オモチ面には主題の脇に「天上無窮 氏子安全/国土安穩 五穀成就」の文言が記され、ウラ面には明治一九年の年次とともに、「御守祠掌/鹿置時保」、「御宮守/渡辺勘吉」の名が記されている。

No.8は冠稲荷神社奥殿新建立棟札である。オモチ面には主題の脇に「天上無窮 氏子安穩/国土安全 風雨須時之」の文言が記され、祠掌鹿嶋時保の名が記されている。ウラ面には明治二年の年次とともに、宮城郡新田村惣代渡邊新四郎と世話人四名の名が記されている。

表9 棟札等に見える武本時保

年代	出典	資料名	職名	氏名
1 明治10年9月 1877	冠川稲荷	稲荷神社本宮奉齋祀棟札	御守祠掌	鹿置時保
2 明治12年11月 1879	南宮神社	南宮神社外殿等皆建替棟札	正遷宮社掌 棟訓導	鹿置時保
3 明治21年9月 1888	冠川稲荷	冠稲荷神社奥殿新建立奉祭棟札	祠掌	鹿置時保
4 明治34年5月 1901	日吉神社	都社日吉神社神殿拝殿等新築奉祭棟札	遷宮社掌	武本時保
5 明治43年3月 1910	県庁文書	神社合祀願	村社奉仕社掌	武本時保
6 明治44年12月 1911	志引嬢音	観音像厨子外容器(木箱)	奉仕社掌	武本時保
7 明治44年3月 1911	陸奥總社宮	日吉神社外四社奉遷宮棟札	社掌	武本時保
8 大正4年8月 1915	陸奥總社宮	奉仕宮神殿拝殿御屋根大修繕棟札	遷宮社掌	武本時保
9 大正9年4月 1920	多賀神社	石鳥居	社掌	武本時保

表10 新田扁額・棟札一覧

図版番号	種別	表題	年代	法量 (mm)		
				高さ	幅	厚さ
5	冠川神社扁額	冠川神社		462	35	25
6	遠藤家棟木銘	文久二年三月十八日立/奥州仙臺宮城郡新田村大工仲	文久2	1862	703	35
7	稲荷社棟札	奉齋祀稲荷神社本宮一字	明治10	1877	545	231
8	稲荷社棟札	奉齋祀稲荷神社奥殿新建立	明治21	1888	605	145

鹿島時保は、明治一〇年から二二年にかけて、稲荷社や南宮神社の棟札の中にその名を見出すことができる。ところで、後に奉仕社宮となる武本時保は、明治三四年から大正九年にかけての棟札上で確認することができる。神職であり、活動範囲も近接し、何より時保の名が一致していることから、両者は同一人物と考えられる。

5 冠川神社扁額



0 20cm
S=1/5

6 遠藤家棟木銘

文久二年（一八六二）



文久二年三月十八日立

奥州仙臺宮城郡新田村 大工神岡 完

7 稻荷社棟札 明治一〇年（一八七七）

（オモテ）



天上無窮氏子安全
 奉齋祀稻荷神社本宮一字
 國土安穩五穀成就

改正

（ウラ）



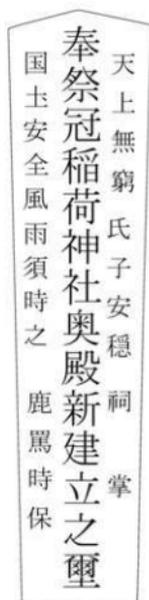
于時明治十年九月九日改之
 御守 鹿罵時保
 渡辺勘吉

0 20cm
 S=1/5

8 稻荷社棟札

明治二年（一八八八）

（オモテ）



0 20cm
S=1/5

(ウ
ラ)

維持明治二十一年九月十五日
宮城郡新田村惣代
世話人
佐遠渡
藤藤邊
兵甚新
友之忠
四三
郎助郎助

宮城郡新田村惣代
維持明治二十一年九月十五日
世話人
佐遠渡
藤藤邊
兵甚新
友之忠
四三
郎助郎助

第六節 民俗

一 地域の概要

新田村は、現在の新田一区から三区の範囲内であり、七北田川沿いと字袋周辺に集落が形成されている。新田公民館のあたりを境に、北を「後新田」、南を「前新田」と呼んでいる。地域内に寺院はなく、南宮の慈雲寺、高崎の化度寺、市川の玉川寺、仙台市の西光寺といった周辺の寺院の檀家



第16図 新田地区民俗調査関連図

になっている家が多い。

新田では、千葉家・小嶋家・生江家の三戸が仙台藩の家臣であった。この内、千葉家は他所に移ったが、この家に関わりがある墓地や小祠などが現在でも地域に残っている。現在新田の多くの家が利用する字南安楽寺の共同墓地は、もとは千葉家の墓地であったが地域の人々が利用するようになったという言い伝えがある（千葉家の墓標はこの共同墓地南東の少し離れた場所にある）。また、字上にあるお阿弥陀様は、千葉家が祀っていたとされており、千葉家の手から離れた後も、瘡や眼病治癒の御利益で信仰を集めた。また、かつて屋敷内であった祠があったという。この祠は宅地開発などにより行き場を失い、近隣の信心深い女性が自らの屋敷内に移動させ、元からあった屋敷神と一緒に祀ったと伝えられている。

屋号に関しては、エンカン（遠貫）、カミノイ（上の家）、サイカチノイ（早英の家）、シンロクカヤ（新六屋）、シモノイ（下の家）、セキノイ（堰の家）、タバコヤ（煙草屋）、ダンボサマ（巨万様）、チャヤッコ（茶屋っこ）、トオヒガシ（遠東）、トウフヤ（豆腐屋）、ニシノイ（西の家）、ヒガシノイ（東の家）、ムケエノイ（向こうの家）といったものがある。



千葉家の氏神と伝わる祠（どちらかは不明）
元の祠は古くなったため、新調したもの

二 人々のつながり

1 契約講

現在新田でケイヤク（契約）と呼ばれているものは、一班から六班まである主に葬儀の際に活躍する相互扶助組織である（図16参照）。トナリグミ（隣組）とも呼ばれており、メンバーは農家によって組織される興農実行組合の班分けとほぼ同じである。

昭和五五年に行われた市史編纂のための民俗調査のデータによると、アジア・太平洋戦争以前、新田には戸主が入る契約講と、その下部組織である主に長男が入る若者契約があったとされている。契約講は約五〇戸が二つに分かれてそれぞれ活動しており、どちらか一方で、関合組、中組、後田組とさらに細かく分かれていたという。講の仲間は「兄弟衆」と呼び、葬儀や屋根の葺き替えなどの際に助け合っていた。講の集まりは二月二日と一〇月二日の年に二回、ヤド（宿）を回して行われており、講員は羽織袴姿の正装で参加していたという。

戦後、現在のような班分けになり、それぞれの班で葬儀の補助や定期的な集まりを開くようになった。現在は葬儀社による会館での葬儀が主流になったため、班の手伝いは受付程度になってしまったが、かつてはアナホリ（穴掘り）やロクシヤク（六尺）、シラセ（知らせ）といった役割があった。

また、当番の自宅や近隣の店を利用している集まりを多くの班で開いていたが、現在そのような集まりは開かなくなった班もある。

〈一班〉

平成二九年時点で二一戸によって構成されており、ニシカタ（西方）五戸とヒガシカタ（東方）六戸に分かれている。現在は主に葬儀の補助

の他に、年に一回の集まり、冠川神社の管理を共同で行っている。

葬儀の手伝いは、自宅で行っていた頃のような役割はないが、今でも頼まれれば葬列を組んだり、飾り物を作ったりするという。

寄り合いについては、従来は年に二回、二月と一月に近隣の店で「移動契約」を行っていたが、平成二九年からは毎年二月のみに変更になった。以前は講員の自宅で行っており、近隣の店に会場を変更した時期は明確ではないが、昭和五〇年頃とも平成一〇年頃とも言われている。集まりには一戸から一名、主に戸主の男性が参加するのが通例であったが、「移動契約」になってからは夫婦で参加するようになったという。自宅を会場として当番を回していた頃は、ニシカタとヒガシカタで交互にヤド（宿）と呼ばれる当番を出し、同じ組からヤドが出れば、その家を手伝いに行つて料理を作った。集まりで振舞われる献立はほぼ決まつており、餅やうどんが振舞われたという。以前はこのような活動を記録した宿帳があったが、現在は所在不明である。

〈二班〉

平成二九年時点で、七戸で構成されている。現在は定期的な集まりもなく、葬儀の補助が主な活動内容になっている。班の中で死者が出ると、年長者の家に集まつて役が割り振られる。班で所有する宿帳などの資料は残っていない。

〈三班〉

袋契約とも呼ばれ、平成二九年時点では六戸によって構成されている。現在は定期的な集まりもなく、班の中で死者が出た時に手伝いに行くのが主な活動内容である。三班には昭和三三年からの葬儀の際の役割分担、昭和三三年からの寄り合いの日時やヤド（宿）を記録した宿帳が現存し

ており、活動内容の変化を追うことができる。

葬儀の補助に関しては、死者が出る度に「墓六掘」「かつぎ役」がそれぞれ二人ずつ出され、記録されている。昭和四二年まではこの「役が出されているが、昭和四五年からは「火葬による」という記述が見え、「墓六掘」「かつぎ役」はなくなった。新田では、この時期に土葬から火葬に移行したと考えられる。

寄り合いに関しては、当日に振舞われる献立の取決めや、その他の規則が次の通り記されており、当時の活動の様子がうかがえる。

契約

一、料理法

糯米一戸当 五合

経費〃 壱百円

清酒一升

酒の肴

魚

皿 三品

おすい

餅

契約講期日十二月中（新暦）

昭和三十四年十一月二十九日取り決め



袋組契約覚書

一、契約講を三月、十二月（新暦）の二回とする

二、経費を百五十圓とする

右昭和三十七年より実施する

昭和三十六年十二月九日取決め

附記

1、次の当番が餅搗を手伝うこと

2、当番は死者の出た場合組合員

より一升（米）集め死者の家に届

けること

以上の内容から、寄り合いは年に二回、新暦の三月と二月に開かれていたこと、餅振舞がなされていたことなどが確認できる。その後昭和四九年の記録に「年一回十一月に過ぎ」と寄り合いの回数と開催月が変更されたことが記されており、それ以降は一月中旬、遅くとも二月初旬までに開かれるようになっていく。さらに昭和五八年の記載には、「今後毎年移動契約講とする」とあり、毎月一戸あたり一〇〇〇円の積立をし、日帰り温泉に行くかたちに変化している。平成七年からは、「移動契約講」もなくなり、二年に一回当番を回して、その家で簡単な寄り合いを持つことになった。平成三年の震災以降は、この寄り合いの出席者の記載も見られなくなるため、これを契機に当番の家に人が集まることもなくなったと考えられる。

〈四班〉

平成二九年時点で二〇戸によって構成されている。現在は、定期的な寄り合いもなく、組内で死者が出た時に葬儀の手伝いをする程度である

が、葬儀社による会館での葬儀が普及し、それすらも役がなくなっているという。

約一〇年ほど前までは年に一回、講員で温泉に行ったりしていたが、それもなくなった。以前は、四班の活動を記録した宿帳とともに当番を回していたが、現在それらの資料の所在は分からなくなっている。

〈五班〉

平成二九年時点では一戸によって構成されているが、代替わりがなされてから関わりのない家もあり、実際には九戸が活動をしている。現在は定期的な集まりもなく、班の中で死者が出た時に手伝いに行くのが主な活動内容である。五班には昭和二六年からの記録が残っており、活動内容の変化を追うことができる。

葬儀の補助に関しては、死者が出る度に「穴掘」「六尺」がそれぞれ二人ずつ出され、記録されている。昭和四〇年を最後に「六尺」の記載がなくなり、昭和四六年からは「穴掘」のみが記録されるようになる。この「穴掘」の役は平成二二年まで見られるため、昭和四〇年代中頃に土葬から火葬に移行し、「穴掘」という役の名称のみが残り、墓穴掘り以外の仕事が割り当てられた可能性がある。

寄り合いに関しては、当日に振舞われる献立の取決めや、その他の規則が次の通り記されており、当時の活動の様子がうかがえる。

規約

一、秋十一月

一、春三月

一、糯米一升

一、料理代ハ

時価ニヨル

料理

一、肉一〇

一、いごこん 二ツ

一、砂糖 五百匁

一、納豆 三ツ

一、餅

一、削粉 一本

ここから、当初は年に二回、三月と十一月に寄り合いが持たれていたことが分かる。当番の自宅で開かれ、二〜三戸がその補助に当たっており、当番とその補助は「働キ」と記されている。昭和四五年からは従来の料理ではなく、寿司を取るようになり、規則が変化しており、「働キ」の負担は軽減したと考えられる。その後、料理内容の変化はあるが、昭和六〇年まで講員の自宅で年に二回の集まりは続けられた。昭和六二年の取決めに「来年より移動契約講」とあり、昭和六三年一月は温泉での活動が記録されているが、平成四年までは講員宅で開かれており、しばらくは従来通りの活動が続いたことが分かる。平成五年から「移動契約講」が開始され、平成二二年まで近隣の温泉に日帰りで出かけている。平成二三年からは、参加者の減少等の理由から「移動契約講」はなくなり、班内で死者が出た時にのみ集まるようになった。この時から、契約の宿帳を管理する当番も、毎年回す従来の方式から死者が出たら回す現在のかたちに変化した。



第五隣契約帳

〈六班〉

平成二九年時点で、八戸で構成されている。現在は年に一回新年会を開く他は、葬儀の補助が主な活動内容になっている。班で所有する宿帳などの資料は残っていない。

2 信仰に関わる講

(1) 観音講（山の神講）

新田の婦人会に所属する人々によって組織されている講である。「お観音講」や「山の神講」と呼ばれており、毎年一月一七日に新田公民館に集まり、四幅の掛軸を拜んでいる。

これらの掛軸は、美里町（旧小牛田町）の山神社に関するもので、二幅は子安観音が描かれ、後の二幅にはそれぞれ「山神」や「小牛田産神山神社」の文字が見える。

講の共有物としては、この掛軸の他に観音講と山の神講の二種類の宿帳が二綴りずつ四綴りある。それぞれ「明治参拾七年旧正月拾六日 新田區 観世音講 過講帳」「昭和貳年 親世音講 過講帳」「昭和二年 産神山神社 心神講人名話」「昭和拾年 産神山神社 心神講人名話」



新田區観世音講過講帳



産神山神社心神講人名話

と表紙に記されており、宿帳が重なる時期の講員の名前も重複しないため、観音講と山の神講が同時期に別の講として存在していたことが確認できる。

これらの宿帳を見ると、観音講は明治三七年から昭和一七年までの記録があり、年に二回旧暦一月一七日と一〇月一七日に当番の家で集まりが開かれていることが分かる。当番はヤド（宿）と呼ばれ、当日は、姑と嫁で精進料理を作り、講員をもてなしたという。山の神講は、昭和二年から昭和一五年までの記録があり、年に二回旧暦八月二日と一月二日に当番の家で集まりが開かれていることが読み取れる。八月は固定されているが、一月の集まりは二月や三月に変更されることもあった。また、旧暦三月二日には、講員の中から二人ずつ山神社に参拝に行った記録も残されている。この日は山神社の祭日であり、二人ずつ順番に代参を行っていたことがうかがえる。

昭和三〇年代に入ると、観音講や山の神講は婦人会が主体となって行われることになり、従来のヤドを回しての集まりは開かれなくなった。集まりは年に一回公民館で開かれるようになり、ヤドで半年ずつ管理していた掛軸や宿帳も公民館で保管されることになった。この頃には、観音講と山の神講がそれぞれ別に活動をするのではなく、「お観音講」という名前で山神社の掛軸を拜む現在のかたちに変化したとされている。



平成30年1月18日の「お観音講」

山の神講の話

山の神っていうのは小牛田にあったのね。そこはお産を軽く済ませてくれる神様だっていうので、妊娠すつとお嫁さんたちそこさお参りにやられるんだったの。それが何よりの楽しみだったの。そしてさらに昔は、こいな公民館でだのしないで、山の神さ入っている人たちが順番に持ち回りで、今年うちでしたら来年は隣っていうように、持ち回りで当番があったの。して、そこの家ではお精進料理作っていろいろ御馳走してたんだね。（昭和3年生まれ 女性）



直会のようなす

る。公民館で行われるようになってからは、講員がそれぞれ料理を持ち寄るようになった。現在は行われていないが、ある時期までは当番は白米を準備する決まりになっており、その白米を妊婦が食べると安産の御利益があるとされていた。

山神社への参拝も、婦人会に引き継がれてからは二人ずつの代参ではなく、講員の中で妊娠している女性たちが連れ立って参拝に行くかたちに変化した。オマクラを一つ借りて願を掛け、無事に出産が済むともう一つオマクラを自作し、お礼参りの時に二つにして返したという。婦人会が主体になってしばらくは参拝をしていたが、講員の高齢化に伴い、いつの頃からか行われなくなった。



S = 1/10

『お観音講』の4幅の掛軸

(2) 稲荷講

冠川神社を信仰する講集団である。冠川神社は、ケイヤク（契約）の一班の二戸が中心になって祀っており、これを稲荷講とも呼んでいる。冠川神社の土地は、この二戸の共同名義になっており、境内の「記念碑」によると昭和四一に区から買い受けたとされている。譲渡に至る経緯としては、神社を地区で管理できなくなったため、または公民館建設の資金を確保するためとも言われており、それ以来一班が管理している。また、「記念碑」には所有者として一三戸の戸主の名前が刻まれているが、新田を離れた家もあり、現在は二戸になっている。

毎月一日には、この家の女性たちが境内を清掃し、当番が卵と油揚げを供えている。四月一五日の祭りの前後には、男性たちが境内に集まり前夜祭が行われる。



清掃後のお参り



前夜祭

(3) 三山講

いつまで存在したかは不明であるが、かつて新田には山形県の出羽三

山を信仰する三山講があった。宇南安楽寺の佐藤家の敷地内に明治三〇年の三山塔（本章第四節 石造物参照）があり、「講中」の文字も見える。参拝の前には、この碑の前で水垢離をし、身を清めてから出発したと伝えられている。



三山塔

(4) 古峯ヶ原講

いつまで存在したかは不明であるが、かつて新田には栃木県の古峯神社を信仰する古峯ヶ原講があった。昭和三年に嫁いできた女性によると、定期的にヤド（筥）を回しており、掛軸を拝んでいたという。一戸から一人男性が参加していたが、男性の都合が悪い場合は女性が参加することもあったようである。

三 神社・小祠・石碑

1 冠川神社

新田の鎮守の神とされており、カムリカワジンジャ（冠川神社）やオイナリサマ（お稲荷様）と呼ばれている。神社の西側を流れる七北田川は冠川とも呼ばれ、これが神社の名前の由来になっているとも言われている。『市史3』には「昔、冠川を今市より高森に渡る板橋があった。この橋を貴人が渡ろうとしたとき、冠が風に飛ばされ川に落ちた。それで冠川の名がある。川へ落ちた冠が新田に流れてきたが、それを狐がくわえて上ってきたので、その地に社を建てたのがこの稲荷社である」と

「記されている。『町誌』では、この貴人は坂上田村麻呂であるとされている。

また、冠川神社は新田家という現在は新田から離れた家の氏神であったとする話もある。新田家は現在の神社の近くに屋敷があったとも言われ、いつの時代かは不明であるが、新田から離れた後、その近くにあった神社を地域の人々が祀ったとされている。現在は宅地になったが、七北田川の堤防沿いにシンデンバタケ（新田畑）と呼ばれる畑があり、そこもこの家に関係するものであるという。しかし、この家の存在を確認できる資料はなく、実際に新田にこのような家があったかは不明である。

現在冠川神社を管理しているのは、一班的の二戸の家である。この二戸は稲荷講とも呼ばれ、境内の「記念碑」によれば昭和四一年から土地を共同所有し、神社を守ってきた。冠川神社は、明治四三年に南宮の南宮神社、山王の日吉神社、高橋の大日賣神社（大日堂）とともに市川の総社宮に合祀されている。その後いつ合祀が解かれたのかは不明であるが、合祀後も地域の人々の信仰を集め続けた。日常の祈願に加え、出征前や他所に嫁に行く前には必ずここを訪れ、手を合わせたという。

祭日は四月十五日である。安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には、村鎮守の稲荷社の祭日は九月十五日と記されており、現在の日にちとは異なる。現在は、四月一五日に総社宮の神輿がまわって来ており、この時には稲荷講の家の女性たちが顔を出す。また、前日の夜には境内で前夜祭が行われ、一



記念碑

戸の家の男性たちが集まっている。この他の神社の行事としては、一月四日に行われるどんと祭があり、正月飾りを納めに多くの地域の人々が訪れる。



どんと祭(平成30年1月14日)



木々に囲まれていた頃の冠川神社(平成5年)

2 お不動さん(カンマン不動)

字西後に、二基の板碑(第四章第四節参照)を祀った堂宇があり、オフトウサン(お不動さん)と呼ばれ、東隣の伊藤家によって代々祀られている。『市史3』には、カンマンフトウ(カンマン不動)と呼ばれているという記述があるが、現在そのような呼称を確認することはできない。「カンマン」とは、不動明王を示す梵字であるが、堂の中の板碑はバク(釈迦如来)とキリク(阿弥陀如来)が刻まれたものである。また市史には、この板碑は、七北田川のカメエ淵(もしくはカンマン淵)という場所から引き上げられ、それから祀られるようになったという伝承も記されている。

風土記御用書出には、仏閣の欄に後新田にある不動堂が書き出されて

いる。梵字が刻まれた石仏があるが本尊はないとの記述があり、祭日は三月二八日であるとされている。祭日に關しては、『町誌』では九月一日であると記しており、記載された祭日が異なる。現在は、正月に年繩を上げる以外に祭りを行っているが、四〇〜五〇年ほど前までは、伊藤家と同じケイヤク（契約）の人々が集まって四月に祭りが行われていたという。

3 お阿弥陀様

字上の水路脇に釈迦如来立像が祀られており、オアマタサマ（お阿弥陀様）と呼ばれている。元は堂の西側に屋敷があった旧藩士千葉氏の氏神であったと伝えられ、千葉氏が新田を離れた後もこの場で祀られ続け、地元の人々の信仰を集めたという。『町誌』によると、千葉氏は平貞能の流れを汲むとされるため、貞能に縁の深い仙台市大倉にある定義如来を分霊したとされている。

お阿弥陀様は、眼病や子どもの瘡の治療に御利益があるとされている。かつて堂の前に池があり、その水や手水



お阿弥陀様



お不動さん

鉢の水で患部を洗うとよいと言われ、多くの参拝者が訪れた。この池はとても水質が良く、昭和二〇年代の耕地整理の前までは、境内に風呂桶が置かれ、池の水で入浴をする人もいたという。現在は行われていないが、昭和二〇

4 観音堂

字袋の遠藤家の屋敷内に堂宇があり、一寸八分の小型の観音像が祀られている。この家で祀られるようになったのは、現在の二代前の当主の時代からであり、親族が観音像を蒲生（もしくは七ヶ浜）の海岸で拾い、この家に預けたと伝えられている。二代前の当主は日蓮宗を深く信仰しており、寛達という法名を持っていた。平成二年に焼失した高崎の鬼子母神堂とも関わりがあり、高崎字表にある「妙法」碑にもその名前が残っている。

祭日は旧暦八月一七日である。現在は新暦九月の第三日曜日に、塩塩市にある寿福寺から僧侶を呼んで経を上げるが、鬼子母神堂があった頃には、そ



平成29年9月18日の例祭



境内の手水鉢

こから僧侶を呼ぶこともあった。平成二九年の祭日には一八名が参加し、観音堂での読経後、母屋で寿福寺の僧侶を囲んで直会が行われた。

普段、観音像は厨子に納められており、祭日と正月三が日以外に人目に触れることを避けている。観音像は遠藤家の氏神として祀られているが、近隣住民からの信仰も集め、以前は参拝に来る人も多かったという。

5 山の神

字北関合にある遠藤家の屋敷内に、山神塔一基と子安観音菩薩立像一基が祀られている（本章第四節「石造物 参照」）。代々この家で祀つてくるものであり、ヤマノカミサン（山の神さん）と呼ばれている。祭日



11月1日にあげる幟

(左) 143 × 34cm (右) 145 × 33cm



僧侶を囲んでの直会

は十一月一日であり、二流の幟を立てて供物を上げる。供物は円形の紅白餅を重ねたもの（上段が赤で下段が白）を五つほど、煮付け（里芋・大根・人参・こんにゃく・昆布）、お浸しを上げる決まりになっている。現在は遠藤家の人だけで供物を上げて拜んでいるが、一五年ほど前までは近所の女性たちも集まっていたという。多い時には一〇名ほどが遠藤家を訪れ、搦ぎたてのあんこ餅が振舞われた。また、供物の餅は食べるど安産の御利益があるとされ、近隣の妊婦に配られた。

6 南安楽寺古碑群

字南安楽寺の住宅地の一面に板碑と供養塔が一三基集められており、そのうちの板碑は昭和四八年に「南安楽寺古碑群」として市指定文化財に登録された。これらは、以前は七北田川に近い場所にあったが、昭和四〇年代後半に河川改修をした際、現在地に移動したという。「市史三巻」によれば、この石碑があった一帯をオカネダカラ（お庚田河原）といい、庚申信仰に関わりがあるものというが、現在の呼称は確認できない。

この石碑群は、字南安楽寺の佐藤家によって祀られている。以前は、新暦（先代の当主までは旧暦）二月二七日に、その年の新米で作った赤飯を、藁に入れて両端をしばったツトコというものを作つて供え、「庚申」と書かれた藍色の二流の幟を石碑の前に立てていたといふ。



庚申の幟（佐藤勝義氏提供）

第七節 新田村と仙台藩家臣

現在の多賀城市域に在郷屋敷をもって居住したか、あるいは知行地の一部を所有していた仙台藩の家臣については、『市史2』の中でまとめられている。

新田村には千葉氏、生江氏の在郷屋敷があり、小嶋氏の所領の一部があった。今回は、小嶋氏の所蔵文書について調査する機会を得たのでその概要を報告するとともに、千葉氏の墓において墓標調査の所見を提示したい。

一 千葉氏

千葉氏は、政宗の代に尚久が徒小姓として召し抱えられ、その子孫は中間番士として仕えた。石高は、加増や新田開発により、延宝四年には一四五石八斗一升となっている。

千葉氏の屋敷跡は、現在では住宅地の中になってしまったが、昭和四二年頃まではその痕跡をとどめていたようである。千葉氏は明治初年頃までその屋敷に居住しており、その後仙台市に転出したという(多賀城町誌編纂委員会一九六七)。

「諸侍衆在郷屋敷高下御定」に規定があり、一四五石取りの千葉氏の場合、田畑をつぶして屋敷を造る場合は三〇間に四〇間(一一二〇〇坪)、野原の場合は四〇間に五〇間(二二〇〇坪)という広大な土地であり、それとは別に家中屋敷もあった(佐々木 一九六六)。

この屋敷跡の東約一〇〇メートルの地点に、「お阿弥陀様」と呼ばれる小祠がある。これは千葉氏の宅神で、平貞能の支流という千葉氏が、

仙台市大倉にある定義如来の分霊を祀ったもの、とされている(多賀城町誌編纂委員会一九六七)。また、屋敷跡の北東約二三〇メートルの畑地の中に、ノランバがあり、これが千葉氏の墓地である。墓標の年代は正保三年(一六四六)・寛文五年(一六六五)から明治一三年(一八八〇)に及んでいる。最も古い墓標では、男性名が「出雲吉久」となっており、『伊達世家家譜』で「善七尚久」となっているなど、異なる点もある

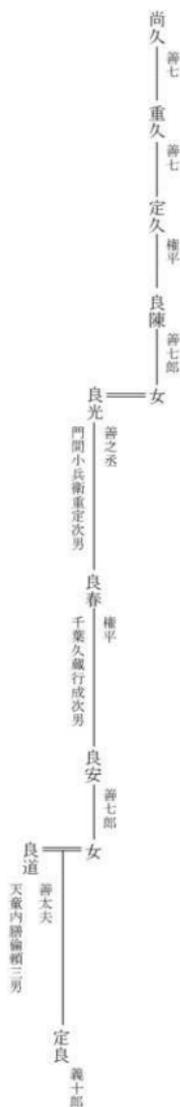
表11 千葉氏墓地墓標一覧

1	実名	通称ほか	没年		行年	備考
			年	日		
1	吉久	出雲内 出雲	正保3年	1646		
			寛文5年	1665		
2	重久	善七 善七内室	寛文12年	1672		
			貞享元年	1684		
3	定久	権平	元禄13年	1700		
4		善七郎妻	延享4年	1747	63歳	
5		文之丞妻	宝暦3年	1753	88歳	
6			宝暦8年	1758	21歳	男性
7	良光	善之丞	安永5年	1776	72歳	
8		善之丞後妻	天明2年	1782	71歳	
9		権平妻	寛政11年	1799	50歳	
10		源吾	享和3年	1803	5歳	
11	良安	良安妻 善七郎妻	文政5年	1822	51歳	
			天保3年	1832	63歳	
12			文政7年	1824	74歳	男性
13		同人妻	天保2年	1831	45歳	男性
			天保3年	1832	42歳	
14		義十郎次男 吾摺	明治13年	1880	29歳	

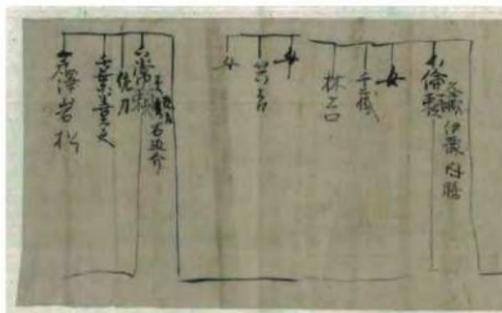
が、ほかには千葉氏歴代の当主名と一致しており、千葉氏当主とその家族の墓地であることが確認できる(表8)。墓標には没年とともに享年を記しているものがあり、各人の生存時期を特定することが可能である。最も新しい墓標の年代は、千葉氏が新田村を離れた時期とおおよそ合致し、千葉氏が新田村に居住した時期に形成された墓地と考えることができる。

千葉氏の新田村における足跡は、北関合Aの文化一三年(一八一六)山神塔にも残されており、千葉氏の妻女が村の女性たちとともに、山神講に加わっていたことが知られる。

仙台藩家臣の中で、城下より農村に居住することを望む者が少なくなかったことは、『伊達世臣家譜』の記載から伺うことができる。しかし、在郷屋敷の場所や設営の時期、居住者の農村における生活など、これまであまり取り上げられたことはないのではなからうか。今回の調査の中で、在郷屋敷、墓、宅神の位置関係を把握し、千葉氏の新田村居住が正保・寛文期までさかのぼることが明らかになったが、菩提寺の問題など、今後の研究に俟つところが大い。

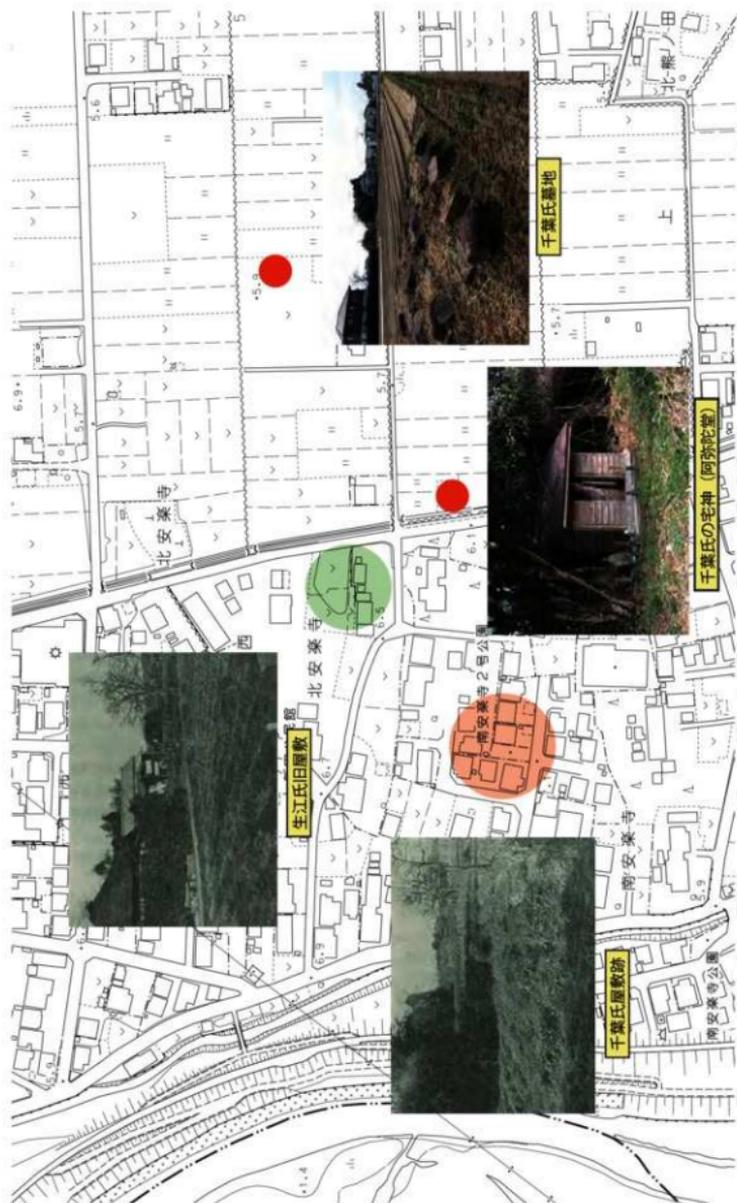


第17図 千葉氏系図



(天童氏系図) 部分

仙台藩一家天童氏9代倫頼の子として「千葉善大夫」の名がある。



第18図 千葉氏・生江氏の在御屋敷と墓

二 小嶋家

小嶋氏の祖は会津出身で、伊達政宗の代に大番組として召し抱えられ、五貫三三一文を賜った。二代目源藏景次の時寛永総検地があり、二割出目によって六貫五三九文となり、宮城郡新田村、加瀬村、笠神村に知行地を賜ったことが、寛永二年（一六四四）八月一四日の伊達忠宗領知黒印状によって知られる。小嶋家に残る明治一三年書写の「小嶋氏世系図書」には、初代加左衛門景宅から二代喜多女に至る継嗣が記されており、それによれば、多く智養子により家を存続させてきた様子が伺える。

同家には寛永二年の伊達忠宗領知黒印状を初めとして、弘化三年（一八四六）の伊達慶邦領知朱印状まで一三通の領知状が残されている。知行高は寛永二年以降一貫して六貫五三九文であるが、知行地は、宮城郡新田村・加瀬村・笠神村の三か村から、宝永元年（一七〇四）の伊達吉村領知朱印状においては笠神村に替わり宮城郡中野村、黒川郡大平

村が加わる。そして、幕末の弘化三年（一八四六）に至って、玉造郡伏見村がさらに加わり、一貫文の加増となっている。

墓所は、三代源助の代より、仙台市土樋の廣澤山時宗真福寺である。



寛文 21 年伊達忠宗領知黒印状



慶安 2 年伊達忠宗領知黒印状



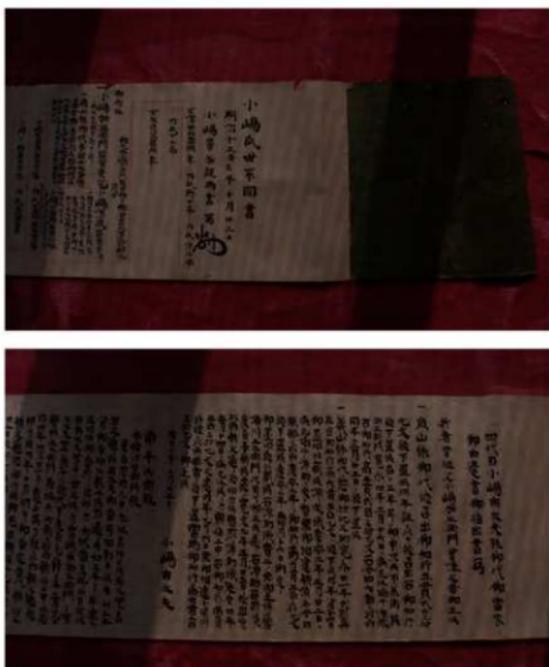
- 註1 世系図書には記載なし。小嶋氏の「先祖書上」に見える（市史5）。
- 註2 小嶋氏の「先祖書上」では、景宅の嫡子となっている（市史5）。
- 註3 小嶋氏の「先祖書上」では、景次の嫡子となっている（市史5）。

「小嶋氏世系図書」（明治十三年 小嶋廣治氏蔵）の記載を基に作成

第19図 小嶋氏系図



弘化3年伊達慶邦領知朱印状と封上書



小嶋氏世系図書

表 12 小嶋家知行状一覧

年月日	文書番号	源出書	地名書	知行高	村名 (口内は知行目録による)	知行理由	知行目録の著者名	特徴
寛永24.8.14 1644	伊達忠房 知行状	(源)・藤原忠雄	小嶋領上との 小嶋領上との	④貫539文 ⑤貫539文	宮城郡新田村・加藤村・笠神村 宮城郡新田村・加藤村・笠神村	陸奥領による 一考案	北条の「偽知行」は簡略化した表現 北条の「偽知行」は簡略化した表現	
慶長2.12.25 1619	伊達忠房 知行状	(源)・藤原忠雄	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・加藤村・笠神村	藤三交代	4歳で藤三となった龜子代が領地目録のため、身に受給されたもの。文書形式は知行の形式と全く同じで、龜子代個人の考えが反映されている。北条の「偽知行」は簡略化した表現。	
寛文元.11.16 1661	伊達龜子代 知行状	(源)・藤原龜子代 (源)・藤原龜子代	小嶋領上との 小嶋領上との	④貫539文 ④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村) 宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代 龜子代個人による一考案	龜子代が成人して知行を名乗ったことによる一考案。同一人物が生計で複数回知行状を提出する可能性がある。また、知行目録の筆名に藤原龜子代とあるが、知行目録では、藤三として知行目録が提出されている。一方、知行目録の知行目録に「知行目録」の語句が用いられる。知行目録を提出する際、知行目録の提出理由を記載する内容が異なる。	
元禄8.8 1693	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との 小嶋領上との	④貫539文 ④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村) 宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代 藤三交代	仙臺和泉、津田臣部 中村日向(奉行)	知行目録が提出されるのは以後藤三交代後のものであり、これも知行目録に対する藤三の個人的考案の類。目録の形式も簡略化し、藤三と異なるが、その代わり書名は従来の出入司から奉行に換わられた。以後、目録形式は藤三まで限定される。
寛永元.6 1644	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との 小嶋領上との	④貫539文 ④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村) 宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代 藤三交代	藤原義人、藤原義貞 藤原義貞、藤原義貞、大嶋義助 (奉行)	
延享元.6 1744	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との 小嶋領上との	④貫539文 ④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村) 宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代 藤三交代	中島伊勢、大嶋義助 中島伊勢(奉行)	北条の「知行」(加納)が「知行」に転下された。これは従来の支給するという言葉を取り替わられ、より近接的な事務関係に置き換えられたことを表す。
寛永7 1728	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	古田倉人、平直義人 藤原義貞、藤原義貞 藤原義貞(奉行)	
寛政7.7 1792	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	藤原義貞、石田清直 藤原義貞、石田清直 藤原義貞(奉行)	
文化3.10 1812	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	藤原義貞、石田清直 藤原義貞、石田清直 藤原義貞(奉行)	
文化3.6 1829	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	藤原義貞、石田清直 藤原義貞、石田清直 藤原義貞(奉行)	
文化11.6 1829	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	藤原義貞、石田清直 藤原義貞、石田清直 藤原義貞(奉行)	
天保13.8 1842	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	藤三交代	藤原義貞、石田清直 藤原義貞、石田清直 藤原義貞(奉行)	
文化3.4.16 1846	伊達忠房 知行状	(源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正 (源)・伊達氏正	小嶋領上との	④貫539文	宮城郡新田村・外郎所々(宮城郡新田村・加藤村・笠神村)	加納による	中山清直、石田清直 中山清直(奉行)	玉造知行目録において「貫文の知行目録」として、則し、知行状等を取り替わった際の種類の記載もされているが、加納の理由については記載されていない。

三 生江氏

生江氏の祖、丹波某は、伊達政宗が会津に出陣した時に、六〇貫を以って、召し込まれたとされる。丹波病死後、嫡子清太郎が六歳で跡を継いだ。幼少に付、五貫文に知行地が減らされた。このことについて、『市史2』では、「幼少の理由のみで二分の一の減知になったとなれば、のちの規定（半知、三分の一減知）に比べて非常に厳しい処置だったといえよう。むしろ伊達氏の岩出山転封に関わるか、あるいは新規召抱えということが背景にあったので大幅減知と考えたほうが良いのではなからうか」としている（註）。

その後、寛文二年、忠宗の代に総検地があり、二割出目によって六貫二〇文となる。四代清三郎の時である。

ところが、元禄五年（一六九二）、不届きの事があり、半知が召し上げられ、三貫六一文となる。詳細は『市史2』を参照いただきたいが、元禄二年（一六八九）正月、油屋誠意が、主家の乗っ取りを図った戸屋小兵衛手代彦兵衛を訴えたという事件があった。解決が長引いている間、双方がそれぞれ町奉行に働きかけて便宜をはかってもらおうとして汚職事件にまで発展、それに巻き込まれた結果のことであると、『市史2』には記載されている。

領地は減少したが、しかし由緒書によれば、五代清次郎は三番御番組

に属するなど、仙台藩家臣の中核をなす大番士の身分を有する家柄であった。

また、安政二年（一八五五）の年号をもつ資料からは、高崎・浮島・新田・山王・高橋・田中・福室の野場（藩主・領主の狩猟の場）の鳥見横目を勤めていたことがわかる。

同家には、寛永二年の忠宗黒印状をはじめとして、文政三年（一八二〇）の伊達齊義朱印状まで、九通の領知状が残されている。知行地は志田郡福浦村（現大崎市福浦）、宮城郡新田村から、宝永元年（一七〇四）の伊達吉村領知朱印状においては宮城郡新田村、賀美郡大村（現加美町）に変わり、以後知行状が残る文政三年まで変更はない。

註（第二節）家臣の系譜（『市史2』）

某 丹波
 某 清太郎 伊兵衛
 某 勘左衛門
 千葉村玄四男
 重信 清三郎
 重次 清次郎 清左衛門
 千葉新九郎次男
 （定安）
 定常 清太郎 清太夫
 千葉新左衛門次男
 定福 清之進
 定勝 清之丞
 定保 清太夫
 長尾新左衛門弟

第20図 生江氏系図



御野場印判合判

表13 生江氏知行状一覧

年月日	文書名	表出書	宛名書	知行高	村名(〇内は知行目録による)	裏付理由	知行目録の署名人	特徴
寛永21. 8. 14 1644	伊達忠宗領知馬印状	(黒印・藤原忠宗)	生江清三郎とのへ	6貫120文	志田郡福浦村、宮城郡新田村	総持地による一斉発給	和田内記 兵山次子、黒印内蔵頭 (出入司)	止句の「仍如件」は簡略化した表現。
寛文元. 11. 16 1661	伊達龜千代領知馬印状	(黒印・藤原龜千代)	生江清三郎とのへ	6貫120文	志田郡福浦村、宮城郡新田村	藩主交代		4歳で藩主となった龜千代の地位固めのため一斉に発給されたもの。文書形式は忠宗の形式と全く同じで、亀千代個人への考えが反映されていない。
天和3. 8 1681	伊達綱村領知馬印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	生江清次郎とのへ	6貫120文	志田郡福浦村、宮城郡新田村	亀千代成人による一斉発給		亀千代成人して綱村を名乗ったことによる一斉発給。同一人物が在野での寛文臣に対して知行状を発給するのは異例。「仍如件」という止句の簡略化は一家の家格にあった実業氏あての知行状にも見られる。また、知行所在地記載が簡略化されるものも知行年代から、全体として寛文臣に対する簡略化の現れといえるという。発給の巨体欠け欠けしている。それまでの黒印に、以後の知行状に引き継がれる赤印が用いられ、仙台藩を幕府にしようとする綱村の政治理想を表象する内容に変わっている。
宝永元. 6 1704	伊達吉村領知馬印状	(朱印・伊達氏第十八世藤原吉村)	生江清次郎とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	布施和泉、津田氏部 中村日向 (奉行)	知行状に対する藩士の地位性の表れ。目録の形式も簡略化・薄札となるが、その代わり署名人は従来の出入司から奉行に格上げされた。以後、目録形式は幕末まで固定される。
延享元. 6 1744	伊達宗村領知馬印状	(朱印・伊達正胤式十六世藤原朝臣宗村之印)	生江清次郎とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	黒沢要人、後藤孫兵衛、遠藤対馬、大塚監物 (奉行)	止句の「領知」が「取納」に格下げされ、以後この表紙で固定される。これは従来の文書とするという言葉が取り除かれ、より限定的な年貢徴収権に置き換えられたことを表す。
宝暦8. 7 1758	伊達龜村領知馬印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣龜村之印)	生江清木夫とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	中島伊勢、大塚監物 柴田藏人 (奉行)	
寛政4. 7 1792	伊達齊村領知馬印状	(朱印・伊達家伯十四世藤原朝臣齊村之印)	生江清之丞とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	吉田合人、平賀藏人、遠藤対馬、佐藤伊賀、柴田大四郎 (奉行)	
文化9. 10 1812	伊達宗村領知馬印状	(朱印・伊達家伯十六世藤原朝臣宗村之印)	生江清之丞とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	後藤孫兵衛、石田豊前、遠藤勘解由、松和泉 (奉行)	
文政3. 6 1820	伊達吉村領知馬印状	(朱印・伊達家伯十七世藤原朝臣吉村之印)	生江清之丞とのへ	3貫61文	宮城郡新田村、賀美郡大村	藩主交代	平賀美濃、石田豊前、後藤孫兵衛、遠藤勘解由、柴田大四郎、松和泉 (奉行)	

第五章 地誌

第一節 高橋村

一 封内風土記

高橋邑。戸口凡二十一。仏宇一。大日堂。傳云。後水尾帝。寛永中。邑民等所創建也。

二 風土記御用書出

高橋村

一 高 六拾壹貫貳百六拾九文

田代 五拾八貫四百八拾七文

畑代 貳貫七百八拾貳文

一 仏閣 一

一 大日堂 一 小名 沼頭

一 勸請 寛永年中当村之者共建立仕候由申伝候事

一 境内 横七間 一 堂 南向貳尺四面 一 鳥居 南向

一 地主 御村空地二付地主別当無御座候事

一 祭日 三月 八日

一 沼 一ツ 一 沼田沼 廻り拾八間

一 道 三筋

一 当村 六 当郡中野村江之道 壹筋

一 当村 六 当郡新田村江之道 壹筋

一 当村 六 当郡八幡村江之道 壹筋

一 御村境 竪七丁 貳武間

一 南八当郡中野村境当村分板田と申所 六

一 北八当郡新田村境当村分沼頭と申所迄

一 東八当郡八幡村境当村分壹本柳と申所 六

一 西八当郡新田村境当村分はつこうと申所迄

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

第二節 新田村

一 封内風土記

新田邑。戸口凡十七。神社一。稲荷社。不詳何時勸請。古寺址。傳云。往古有寺。号安楽寺。今荒廢。惟存遺址。

二 風土記御用書出

宮城郡陸方新田村
肝入 利七

新田村

〇一 村名二付由来

一 田代 三拾貳貫九百五拾八文

一 畑代 拾五貫五百貳拾文 但 茶畑七拾文

一 内 一 五貫五百四拾三文 御蔵入

一 内 一 四拾貳貫九百三拾五文 御給所

都合 四拾八貫四百七拾八文

一 人頭 拾七人

一 家數 拾七軒

一 男女 都合百九人 内 一 男六拾三人 一 女四拾六人

一 馬 拾三疋 〇一 牛 〇付船 〇一 名所

一 旧跡 一 安楽寺跡

右何年之頃廢寺二罷成候哉相不知申候事

神社 一

一 稲荷社 一 小名 稲荷

一 勸請 誰勸請と申義並年月共二相知不申候事

一 社地 横九間 一 社 南向三尺作

一 鳥居 南向 △一 長床 △一 額 △一 地主

一 別当 御村空地二付地主別当無御座候事

一 祭日 九月十五日

右拾壹ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 仏閣 一

一 不動堂 誰勸請と申義並年月共二相知不申候事

一 社地 横四間 △一 堂

一 本尊 石仏二梵字有之候斗本尊無御座候事

一 勸請 誰勸請と申義並年月共二相知不申候事

△一 鳥居 △一 長床 △一 額 △一 地主

一 別当 御村空地二付地主別当無御座候事

一 祭日 三月廿八日

右拾壹ヶ条之内印仕候分無御座候事

〇一 寺 〇一 修験 〇一 付行派寺並虛無僧寺 〇一 孝子老婦忠

僕良民並百歳以上長寿之者 〇一 古人 〇一 品替之御百姓

〇付御百姓之内御屋御寓二罷成御目見仕献上物並拝領物仕候者

〇一 御蔵場 〇一 御塩焼場 〇一 古館

一 古碑 一

一 古碑 横七尺五寸

一 古碑 横四尺六寸

右八割石と申石二御座候由、年久敷川中二埋居候処名石と申唱

候間村之者共街道江引上指置申候、上三梵字一ツ有之庄和元年

八月十九日と年月相記候処何之碑と申義相知不申候、右正和元

年八人壬九十四代、花園院御宇年号二而当安永三年迄四百五拾

三年二罷成候事

〇一 古塚 〇一 山 〇一 御林

一 川 一ツ 一 新田川

一 水上八当郡岩切川二而当村境員間ヶ淵と申所江流來申候事

一 末水八当郡境式ツ橋と申所より当郡田子川二罷成候事

〇一 滝 〇一 橋

一 沼 二ツ

一 夜盜沼 但自然と古廢只今八遠淺罷成候二付廻間敷等御書上仕兼候事

一 袋 沼 廻り六拾貳間

〇 堤

一 堰 二

一 中野堰 堰本當村二而当郡中野村福室村高橋村右三ヶ村用水惣溜高式百六拾三貫八百九拾五文

一 蒲生堰 堰本當村二而当郡中野村蒲生村右二ヶ村用水 惣溜高百貳拾貳貫三百貳拾六文

右式堰共當村用水一円無御座候事

〇 坂

一 道 三筋

一 国分原町ノ^レ福田通當郡塩竈町江之道 志筋

一 當村田子村福田ノ^レ當郡岩切村江之道 志筋

一 當村ノ^レ當郡高橋村江之道 志筋

〇 一名石 〇 一名水 〇 付温泉

一 名木 志本

一 不動杉 志本 廻り志丈貳尺

右八名木と申二ハ無御座候得共大木二付御書上仕候事

〇 一 産物 〇 一 古歌 〇 一 端郷 〇 一 小名

一 屋敷名 七ツ

一 德利屋敷 志軒

一 関合屋敷 志軒

一 新屋敷 三軒

一 後屋敷 四軒

一 荒屋敷 貳軒

一 袋屋敷 四軒

以上拾七軒

一 御村境 堅五丁貳拾間 横拾七丁

一 南八当郡田子村境當村分稻荷堂と申所ノ^レ堅

一 北八当郡山王村境當村分原と申所迄

一 東八当郡高橋村境當村分川前と申所ノ^レ横

一 西八当郡岩切村境當村分貝間ヶ淵と申所迄

以上 拾七ヶ条

御案當本文四拾一ヶ条付ヶ条四ヶ条都合四拾五ヶ条之内印仕候分式

拾八ヶ条之品無御座候事

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

三 塩松勝譜

新田碑

今市巷ノ東南ヲ新田村ト爲ス。村中ニ碑有リ。高七尺横四尺六寸。額ニ梵文ヲ彫ル。其下ニ記スル所ノ文字残欠セリ。其中正和元年八月十九日等。僅力ニ読ム可シ。而シテ其書古雅愛ス可シ。

安樂寺趾

新田村ニ在リ。相伝ヘテ古寺ト爲ス。今廢シタリ。

稻荷神祠

新田村ニ在リ。其ノ割メヲ詳ニセス。

註1 古碑 後段の説明に割石とあるが、現在その名で呼ばれている石碑は、元応元年（一二一九）銘の碑である。

註2 新田碑 風土記に見える古碑、割石を指している。

参考文献

- 浅野勝宣・畠山未津留『宮城の標石 第一集』二〇〇三
 浅野勝宣・畠山未津留『宮城の標石 第二集』二〇〇四
 伊東信雄『宮城縣史1 古代史 中世史』一九五七
 伊東信雄ほか『宮城縣史30 資料集V考古資料』宮城縣 一九八一
 大塚徳郎・竹内利美ほか『宮城縣の地名』一九八七
 小笠原好彦・阿部義平『宮城縣新田遺跡出土の土師器』『考古学雑誌第
 五四卷二号』一九六八
 加藤孝・野崎準『多賀城跡内の館跡』『東北学院大学東北文化研究所紀
 要 第五号』一九七三
 加藤政久『石仏偽蹟辞典』一九九〇
 川勝政太郎『偶頰 川勝政太郎講述』一九八四
 菊池武一・司東眞雄『宮城縣史17 金石志』宮城縣 一九五六
 久保常晴『鰐口』『仏教考古学講座 第八卷』一九三六
 久保常晴『鰐口の研究』『佛教考古学研究』ニューサイエンス社一九六七
 庚申懇話会『日本石仏事典』一九七五
 庚申懇話会『石仏調査ハンドブック』一九八一
 佐々木慶市『宮城縣史2 近世史』一九六六
 佐々木慶市『水沢市史2 中世』一九七六
 鈴木清誠『多賀城市内の板碑について』『宮城史学』八・九号 一九八二
 鈴木正夫『宮城縣北部の庚申信仰』一九八八
 仙台市教育委員会『七北田川下流域の板碑 仙台市文化財分布調査報告
 M』仙台市文化財調査報告書第一二二集 一九八八
- 仙台市史編さん委員会『仙台市史 特別編5 板碑』一九九八
 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史5 歴史史料(一)』一九八五
 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史3 民俗・文学』一九八六
 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史4 考古資料』一九九一
 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史2 近世・近現代』一九九三
 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史1 原始・古代・中世』一九九七
 多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』一九六七
 高橋富雄ほか『宮城縣地名大辞典』一九七九
 地質調査所『地域地質研究報告 塩竈地域の地質』一九八三
 地質調査所『地域地質研究報告 仙台地域の地質』一九八六
 東北歴史資料館『宮城の古地図』一九九四
 湯浅吉美『日本暦日便覧 下』一九八八
 水沢市立図書館『解説中世留守家文書』一九七九
 三塚源五郎『多賀城村聚落の機構 地名の研究』一九三三
 三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
 M I H O M U S E U M 『朱漆「根来」——中世に咲いた華』二〇一三
 宮城縣教育委員会『宮城縣文化財発掘調査略報(昭和48・49年度分)
 一九七五
 宮城郡教育会『第一篇 地理』『宮城郡誌 全』一九二八
 宮城縣神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六
 安丸良夫『神々の明治維新——神仏分離と廢仏毀釈』一九七九
 吉岡一男『宮城の観音信仰』一九九二
 吉田東伍『大日本地名辞書 奥羽』一九〇二
 渡邊菊治『宮城縣の庚申塔』一九八三

団体 番号	場所	名称	年代	石材	法量 (cm)			備考	登録 番号
					高さ	巾	厚さ		
高橋村									
1	大日堂	板碑		アールコート	(85)	69	50	No.32C-配用	761
2	大日堂	板碑		アールコート	(71)	30	31		764
3	大日堂	板碑		アールコート	(38)	46	12		765
4	大日堂	板碑		アールコート	(111)	30	125		766
5	大日堂	板碑		アールコート ²	67	47	34		767
6	大日南邊地免置石地区	板碑		通収砂置免置 (内内右)	34	15	8		854
7	大日南邊地免置石地区	板碑		アールコート	28	14.5	9		855
8	大日南邊地免置石地区	板碑		アールコート	29.5	16	9		856
高橋町									
9	大日堂	庚申塔	天和3	アールコート	(92)	56	30		743
10	大日堂	名号塔	貞享5	アールコート	(114)	49	29		744
11	大日堂	名号塔	元禄5	アールコート	(95)	47	19		745
12	大日堂	名号塔	元文3	アールコート	(94)	29	42		746
13	大日堂	名号塔	寛延3	アールコート	(62)	61.5	30.5		747
14	大日堂	増縁音階立櫃	享保	アールコート	(61)	62	27		749
15	大日堂	願世音	天明5	アールコート	(38)	61	38		748
16	大日堂	己巳塔	文化7	アールコート	(83)	82	21		751
17	大日堂	庚申塔	寛政12	アールコート	(123)	91	82		750
18	大日堂	山神塔	文化7	アールコート	(144)	130	26		752
19	大日堂	鳳王山	寛永2	アールコート	(119)	70	36		753
20	大日堂	□口願世音	慶永4	アールコート	(37)	70	36		754
21	大日堂	高須願世音	慶應4	アールコート	53	28	21		756
22	大日堂	三山塔	文久1	アールコート	145	86	39		755
23	大日堂	高須願世音	明治17	アールコート	1384	35	16		758
24	大日堂	高須願世音	明治20	アールコート	1387	48			759
25	大日堂	立兼神社 (清浄)	明治19	アールコート	(50)	31	24		759
26	大日堂	前無子千手観大菩薩	明治20	通収砂置免置 (内内右)	(103)	28	13		760
27	沼田	高須願世音	文久1	アールコート	(90)	54	27		758
28	沼田	願世音	昭和13	安山塔 ²	(56)	42	16		773
29	沼田	水神塔	昭和38	アールコート	(56)	49	15		774
30	大日堂	石佛龕	明治8	アールコート	178	57	51		757
31	大日堂	子水鉢	寛政5	アールコート	(29)	58	52		749
32	大日堂	蓮鉢	大正6	アールコート	(83)	69	50	No.1各配用	761

石佛龕：子水鉢1基。

124	伊豆家集巻	徳岩宗・・・	文化5	1898	字4オオト	(29)	36	19	827
125	伊豆家集巻	正道五重信士	文化11	1814	字4オオト	41	35.5	18.5	828
126	伊豆家集巻	眞實妙素信口 眞善長持信口	天保3 天保18	1832 1844	字4オオト	(33)	32	13	829
127	伊豆家集巻	伊豆妙了信友 心眞良眞信口	天保8 慶永4	1837 1851	字4オオト	(32)	37	19	840
128	伊豆家集巻	明徳如唐信友	文化3	1830	字4オオト	(36)	32.5	18	841
129	伊豆家集巻	見岳了性信士	安政2	1855	字4オオト	(38)	40.5	14	842
130	伊豆家集巻	徳玄眞重友	文久2	1862	字4オオト	(34)	30	17	843
131	伊豆家集巻	眞心妙道信友	慶應3	1867	字4オオト	(45)	37	14.5	844
132	伊豆家集巻	眞林妙道信口	明治13	1880	字4オオト	(27)	32	17	845
	伊豆家集巻	文字なし			字4オオト	(30)	22	17	846
	伊豆家集巻	文字なし			字4オオト	24	16.5	11	848
	伊豆家集巻	文字なし			字4オオト	(33)	22.5	10.5	849
	伊豆家集巻	文字なし			字4オオト	24	24.5	15.5	850
	伊豆家集巻	文字なし			字4オオト	(14)	17	7	851
	伊豆家集巻	横割し			字4オオト	63	44	(15)	852
	伊豆家集巻	横割し			字4オオト	28	23.5	(12)	853
133	伊豆家集巻	正一遊遊・・・	慶永5	1828	字4オオト				854
134	伊豆家集巻	眞道好禪定門	寛文9	1669	字4オオト				856
135	伊豆家集巻	眞法妙三神宗信	元禄7	1694	字4オオト				891
136	伊豆家集巻	如口童子	宝永4	1707	字4オオト				892
137	伊豆家集巻	山古梅清眞信士	元文2	1721	字4オオト				893
138	伊豆家集巻	朝貞・・・	元文3	1729	字4オオト				894
139	伊豆家集巻	雲浪妙・・・	明和3	1766	字4オオト				895
140	伊豆家集巻	雲・・・	安永4	1776	字4オオト				896
141	伊豆家集巻	全徳秀眞信・・・	天保3	1832	字4オオト				897
142	伊豆家集巻	眞友慶・・・	天保5	1834	字4オオト				898
143	伊豆家集巻	心月恵明・・・	弘化3	1846	字4オオト				899
144	伊豆家集巻	(77) 徳友通信・・・	慶永6	1853	字4オオト				900
145	伊豆家集巻	(77) 安徳傳・・・	文久3	1863	字4オオト				902
146	伊豆家集巻	年安全護信士	明治15	1882	字4オオト				903
147	伊豆家集巻	眞・・・	明治		字4オオト				904
148	伊豆家集巻	安昌妙・・・	明		字4オオト				905
149	伊豆家集巻	安々・・・			字4オオト				906
150	伊豆家集巻	安・・・			字4オオト				907
	伊豆家集巻	〇・・・			字4オオト				908
その他の文庫物									
	室山神社	徳石	大正4	1913	徳林抄眞宗信 (計14石)	(60.5)	18	18	910

附章 仏像調査 陶製大日如来坐像

第1節 仏像調査所見

安置場所：大日堂厨子内

1 法量 (cm)

像高	47.3	頂 - 顎	17.2	面長	8.8
耳張	10.7	面幅	6.7	胸厚 (右)	12.2
腹厚	14.0	肘張	12.3	膝張	31.3
坐奥	23.3	膝高 (左)	11.0	膝高 (右)	11.0
台座高	24.2	上面径最大	35.0	下面径最大	34.0

2 形状

智拳印の大日如来像（金剛界大日如来）。

円筒冠（頂きは六弁形とする）。冠上方左右に筭状の突起。冠下方左右に蔽手状の突起。冠正面に花形、その上方に円形・星飾り5個、左右に各2個。冠下縁に無紋帯。無紋帯には円形・星飾りが正面に3個、左右に各1個。

髮際毛筋彫り。白毫相。瞳に小孔。耳朵不貫。三道彫出。

胸飾。胸飾は三重組。正面に大きな花文、その左右に各中・小の花文。垂飾は三連。各上から花飾りをつける。

右乳首を表す。

条帛をつける。条帛は端を上から入れ、下から出す。天衣を付ける。天衣は後頭部から両腕に入れ、背面に出す。臂釧、腕釧をつける（各花飾りをつける）。智拳印を結ぶ。裙、腰布をつける。腰布の結び紐を大きく表す。右足を上にして結跏趺坐する。

台座は二重蓮華座。胴部（上際列弁・中央二重渦雲文・下際列弁）。反花座。

3 品質・構造

陶製。頭部は首柄まで別製（頭頂に心木の穴）。体部は首以下別製（内部は空洞）。頭部を体部に差し込んで焼成。天衣も別製で同じ焼成か。表面は赤色下地（ベンガラか）に金地彩色（真鍮粉か）。

台座も陶製。本体と同様の彩色を施す。

4 保存状態

白色カビ、緑色の錆がみられる。左裙先部欠損（一部欠失）。左腋部以下の天衣欠失。

5 銘文

反花座内部刻銘

- ①「仙台／堤町」 ②「圓山／作」 ③「窯業／研究／所造」



6 所 見

圓山は会津本郷焼の陶工。仙台・堤焼の指導のために来るという。窯業研究所は昭和11年に設立という。

大日堂は、明治41年に総社に合祀されたが、その後別は大日如来（現像）を造像し、祀ったという。現地には昭和54年に遷座した。

本像は制作地、制作者がわかる陶製の珍しい像である。像種の由来や、当地の信仰との関係は今後の調査によらなければならないが、仙台の「窯業史」の観点からは貴重な資料といえるであろう。



正面



背面



左側面



右側面



上面



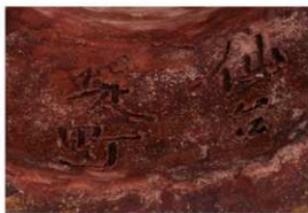
底面



台座上面



台座底面



銘文「仙台／堤町」



銘文「圓山／作」



銘文「窯業／研究／所造」

第2節 窯業研究所と圓山について

堤焼(註1)の大日如来像台座に刻まれた「窯業研究所」とは、仙台市が昭和8年、堤焼振興の目的で設置計画を決定し、昭和11年に開設したものである。場所は、青葉区台原の仙台社会保険病院敷地内であったという。市は開設にあたり、まず愛知県常滑から指導者を招き、常滑の技術で窯を築いた。こうした準備段階を経て、福島県の会津本郷焼から技術者本郷嘉市を招聘し、技術指導を依頼した。台座に刻された「圓山作」の圓山とは本郷嘉市の号である。

常滑の技術で築かれた登窯であったが、構造上の欠陥で温度が上がらず、良い作品が焼けなかったという。また、招聘された指導者の技術水準が高かったものの、堤焼の技法とは全く異なっていたため、嘉市に技術を習う陶工は少なかった。それでも嘉市の轆轤と手びねりの技法を学び、装飾品などを作り販売した陶工達もいたようで、両者の交流の証である作品が、現在でも堤町に残されている。

窯業研究所は大きな貢献を果たすことなく、昭和25年、委託契約が終了し、研究所廃止の議決がなされ、この時点で閉鎖されることになった(註2)。

仏像の作者である圓山=本郷嘉市は明治16年(1883)、現在の会津美里町で生まれた。天性の器用さと熱心な研鑽により、焼物作りの技能が上達し、その腕を見込まれ、当時の福島県立工業高校の教員に採用され、生徒に実習の指導を行なうかわら、自身の研究にも没頭した。陶芸修行のため京都・瀬戸・有田などで数ヶ月から数年とどまり、技術の習得に努めた。昭和16年(1941)、仙台市窯業研究所に招聘され指導員となり、そのまま仙台に住み続け、昭和38年(1963)80歳で没している(註3)。

これらのことから、大日堂の本尊である堤焼の大日如来像は、嘉市が招聘された昭和16年から、研究所が閉鎖された昭和25年までの間に制作されたと考えられる。

堤町には、嘉市の作品が2点(註4)、一方故郷の会津美里町には33点(註5)が確認されているがその中には本資料のような仏像は見られない。

今後、類例の有無を確認し、さらに嘉市が仏像制作に携わるに至った経緯について、明らかにする必要がある。



昭和11年仙台全地図



註1 埴焼とは、近世、仙台北下の北に位置する埴町や、その南側の通町、東に位置する杉山台（現在の台原）で焼かれた焼物の総称である。ただし、この名称は明治30年代から使われ出したといい、それ以前は「杉山焼」「仙台焼」と呼ばれていた。陶器生産は、元禄年間（1688～1704）、仙台藩4代藩主伊達綱村が江戸の陶工上村万右衛門を招き、杉山台に窯を設け、焼かせたのが始まりと言われている。綱村の茶会記や、5代藩主吉村の事績をまとめた「駒山公治家記録」には、「仙台焼」の茶道具などがしばしば登場し、家臣や伊達家一門に止まらず、大名や公家への贈り物とされていたことも記録から伺える。

一方、埴町は奥州街道沿いに作られた町で、城下警護のための足輕衆が置かれていた。江戸時代も後期になると、彼らは副業として播鉢や蓑などの日用雑器、人形などを作って売るようになり、埴町が焼物の中心地となっていった。

安政年間（1854～1859）には江戸の名陶工、三浦乾也が藩命により技術指導を実施、初代乾馬（針生家）を名陶工といわれるまでに育成し、現代にまで伝承される技術的基礎が形成された（『埴人形の美—江戸時代の仙台・土のぬくもり』仙台市博物館 1989年、『仙台・埴のやきもの』東北歴史資料館 1995年）。

註2 仙台市文化財調査報告書第375集『仙台旧城下町に所在する民俗文化財調査報告書2 埴焼』（2010年3月）。なお、同報告書には、窯業研究所に集められた窯について、「窯は8個以上の広さを持つ常滑式の「ひとつ窯」で大きな1本の煙突がある倒炎式の窯だったという。現在、社会保険病院北側の釜場公園にある滑り台の台座は、煉瓦でできた煙突の基礎部分を利用したものだ」と記載されている。現在の釜場公園は平成22年から23年にかけて再整備され、滑り台の台座に使用されていたという基礎部分は取り払われて現存しない。また、釜場公園は東北労災病院の北側に位置しており、一帯の旧町名も「釜場町」という。同報告書には、窯業研究所の所在地を、社会保険病院（現 JCHO 仙台病院）敷地としているが、釜場公園との位置関係からみて、研究所の所在地は、社会保険病院の南東約800mにある東北労災病院の辺と考えるのが妥当であろう。

註3 会津本郷焼資料展示室解説文よりの引用。

註4 仙台市文化財調査報告書第375集『仙台旧城下町に所在する民俗文化財調査報告書2 埴焼』2010年3月

註5 福島県会津美里町教育委員会、藤原明以子氏のご教示による。



多賀城市文化財調査報告書一四二集
多賀城市の歴史遺産

高橋村 新田村

平成三〇年三月発行

編集 多賀城市教育委員会

千九八五、八五三一

宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

発行 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

印刷 今野印刷株式会社

千九八四、〇〇一一

宮城県仙台市若林区六丁の目西町二一〇

本報告書は、平成29年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものです。